

令和3年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

廣瀬 信二

## 目次

### I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. テーマを選定した理由及び監査の視点	1
4. 主な監査手続	2
5. 監査の実施期間	2
6. 包括外部監査人及び補助者	3
7. 利害関係	3
8. その他	3

### II. 監査対象の概要

1. 群馬県森林・林業基本計画	5
2. 監査対象とした事業等について	8

### III. 監査結果及び意見

監査結果及び意見の件数一覧	13
◆ 個別の事業に関する監査結果及び意見	15
■ 1. 補助公共造林	15
■ 2. 造林推進対策	18
■ 3. 単独公共造林	20
■ 4. 緊急間伐促進対策	22
■ 5. 森林病害虫等防除対策	24
■ 6. 苗木生産指導	27
■ 7. 補助公共林道	30
■ 8. 農山漁村地域整備（林道）	32
■ 9. 補助公共作業道	35
■ 10. 単独林道	37

■ 1 1. 林業作業道総合整備	40
■ 1 2. 森林整備地域活動支援	46
■ 1 3. 地域森林計画	50
■ 1 4. 自然環境保全研究	56
■ 1 5. 森林整備試験	59
■ 1 6. 木材加工試験	60
■ 1 7. きのこ試験	63
■ 1 8. 林業構造改善対策	65
■ 1 9. 木材等生産振興対策（ぐんまゼロ宣言住宅促進除く）	68
■ 2 0. 木材等生産振興対策（ぐんまゼロ宣言住宅促進）	71
■ 2 1. きのこ等振興対策	73
■ 2 2. 林業金融対策	76
■ 2 3. 森林組合強化対策	79
■ 2 4. 林業振興資金貸付	81
■ 2 5. 林業技術普及指導	83
■ 2 6. 林業労働力対策	84
■ 2 7. 補助公共治山	88
■ 2 8. 農山漁村地域整備（治山）	94
■ 2 9. 緊急治山	97
■ 3 0. 単独公共治山	99
■ 3 1. 保安林対策	104
■ 3 2. 保安林管理	107
■ 3 3. 保安林管理事務推進	109
■ 3 4. 森林保全管理	111
■ 3 5. 緑化推進対策	116

■ 3 6. 森林環境教育推進	118
■ 3 7. 森林空間利用推進（森林サービス産業推進）	120
■ 3 8. 森林公園整備	121
■ 3 9. 水源林等整備推進	124
■ 4 0. 緑化センター運営	127
■ 4 1. 森林学習センター運営	129
■ 4 2. ぐんま緑の県民基金事業	131
■ 4 3. 林道災害復旧	138
■ 4 4. 治山施設災害復旧	140
■ 4 5. 模範林運営	141
■ 4 6. 模範林経営	145
■ 4 7. 林業・木材産業改善資金貸付・林業後継者特別対策資金貸付	146
■ 4 8. 木材産業等高度化推進対策	149
◆ その他の工事・委託契約に関する監査結果及び意見	156
■ 1. 工事契約金額が予定価格と同額の契約	156
■ 2. 工事 最終契約金額が予定価格の 150% を超える契約	162
■ 3. 委託料 契約金額が予定価格と同額の契約	166
■ 4. 委託料 最終契約金額が予定価格の 150% を超える契約	170
■ 5. 委託料 予定価格が 10,000 千円を超える契約	178
◆ 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金	182

## I. 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）監査テーマ

森林・林業施策に係る財務事務の執行について

#### （2）監査対象

「群馬県森林・林業基本計画」（平成 23 年 11 月及び令和 3 年 3 月）に掲げる事業及び森林・林業施策関係事業その他を対象とする。

#### （3）監査の対象期間

原則として、令和 2 年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

### 3. テーマを選定した理由及び監査の視点

群馬県は、県土面積のおおよそ 3 分の 2 が森林である。

林野庁が公表する平成 29 年 3 月現在の都道府県別森林率のデータによれば、群馬県の森林面積は 423,141ha あり、県土面積 636,228ha に対して森林率 67% を占めている。これは関東地方においては、森林面積、森林率ともに最上位であり「関東一の森林県」であることを示している。

この広大な森林に関する施策の総合的な推進を図るために、県では、平成 23 年度に「群馬県森林・林業基本計画」を策定し、充実した森林資源と地理的優位性を活かして林業の再生を図り「森林県ぐんま」から「林業県ぐんま」への飛躍を目指し、「森林・林業の再生」と「森林環境の保全」の 2 つの基本方針のもと様々な施策に取り組んできた。

そして現在は、新たな「群馬県森林・林業基本計画 2021-2030」を令和 3 年 3 月に策定し、治山、林道事業から林業・木材産業の振興にシフトする方向性を示している。メインテーマに「林業・木材産業の自立」を掲げ、「林業の競争力強化」と「森林の新たな価値の創出」そして「森林の強靭化」の 3 つの基本方針のもと、「大胆な構造改革により産業としての自立を実現」し「高コスト体質からの脱却と収益性の向上」を目指すとしている。

群馬県では平成26年度より「ぐんま緑の県民税」を導入し、水源地域等の森林整備や森林ボランティア活動・森林環境教育の推進、そして市町村提案型事業による里山・平地林の整備等を実施してきた。また、令和元年度より国から都道府県や市町村へ譲与されている「森林環境譲与税」の財源である「森林環境税」が令和6年度より課税されることになり、税金のさらなる負担が増加することから、森林・林業に対する行政のかかわり方が県民の関心事となることが予想される。

県の森林面積の42%を占める人工林については、戦後や高度経済成長期に植栽した森林が50年以上経過して木材としての利用価値をもつ時期になってきており、林業の成長産業への転換が期待されるが、一方、少子高齢化などにより他の産業と同様に林業も担い手不足が顕著であることから担い手の育成や、流通経路の整備そして販路の開拓などについて行政による支援が必要と考える。

また、こうした森林を放置しておくことは、大雨や台風の際に土砂崩れや洪水などの自然災害を引き起こし深刻な状況を招く可能性があり、県民生活とも密接につながりがあることから、県による施策がより重要な役割を担うと考える。

そこで、本監査においては、今後、森林・林業の大胆な構造改革を行っていくうえで本県の森林・林業についての施策を検証することは有意義であると判断し、「森林・林業施策に係る財務事務の執行について」を監査テーマとした。

監査では、県の厳しい財政下で現在実施している事業について、公共事業のあり方、特に国庫補助の要件を満たさない県単独事業についてその必要性を精査し、また各事業がデジタル技術の活用等により効率化を進め、人口減少社会においても持続可能な内容になっているかを検証する。そして、それぞれの事業が、当初計画した通りに進捗し目標達成しているか、達成していないとすればその原因を分析し新たな計画の見直しに生かされているか等を検証する。

#### 4. 主な監査手続

- (1) 森林・林業施策所管部署からの概況聴取
- (2) 関係部署から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

#### 5. 監査の実施期間

令和3年8月1日から令和4年3月7日まで

## 6. 包括外部監査人及び補助者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 廣瀬 信二

### (2) 補助者

公認会計士 児島 宏和

公認会計士 田中（北原）陽子

公認会計士 塚原 睦成

公認会計士 中村 健一

公認会計士 南雲 拓也

弁護士 村越 芳美

## 7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

## 8. その他

(1) この報告書は、法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。  
「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。

- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書中の表の入札金額については、いずれも税抜金額である。
- (5) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。

## II. 監査対象の概要

### 1. 群馬県森林・林業基本計画

#### (1) 概要

県は、第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」（平成23年度～平成27年度）を推進するため、本県の森林・林業の施策に関する基本的な事項を定める計画として、平成23年度に『群馬県森林・林業基本計画』（計画期間：平成23年度から平成32年度）を策定し、「森林県ぐんま」から「林業県ぐんま」への飛躍を目指して、様々な施策に取り組んできた。

その後、県は、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」（平成28年度～平成31年度）を策定したことから、群馬県森林・林業基本計画も平成28年3月に見直しを行っている。

見直し計画では、第15次群馬県総合計画を踏まえ、森林資源の充実、高性能林業機械の導入等基盤整備の進展及びバイオマスの需要増等の状況を鑑み、計画期間を1年前倒しして、林業県ぐんまの実現に向けた取り組みを加速している。

なお、基本計画では、2つの章で合計8つの具体的な施策を提案している。

#### (2) 森林・林業の現状と施策展開

##### ① 森林・林業の再生

###### (i) 持続経営可能な森林づくり

- 森林経営計画の作成促進……計画的に集約化施業を行うため、森林所有者及び林業事業体を対象に、森林経営計画作成セミナーを開催するとともに、森林資源情報の提供や関係者の合意形成を支援すること等により、森林経営計画の作成を促進するほか、森林経営計画の実効性を確保するため、計画の作成に当たっては、提案型集約化施業と一体的に推進する。
- 利用間伐及び皆伐、再造林の推進……森林整備は、森林経営計画に基づく利用間伐を重点的に支援し、将来の森林資源の循環利用を確保するため、皆伐、再造林を計画的に推進する。
- 苗木の生産供給体制整備……少花粉スギ、ヒノキ、カラマツ及びコナラ等の優良な種子の確保に努めるとともに、低コストな造林、保育を推進する。
- 森林獣害対策の推進……ニホンジカやツキノワグマ等による林業被害を防止するため、捕獲等の支援を行う。

###### (ii) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備

- 集約化施業の推進……集約化施業の推進と木材安定供給体制の構築に向け、各環境森林事務所・森林事務所の専任職員を中心に、地域の関係者の合意形成や連携を促進する。また、効率的な生産ができる基盤の整備を行い、集約化施業を行う団地では、低コスト作業システムの定着により、一人一日当たりの素

材生産量 10 m<sup>3</sup>を目指す。

- 林業事業体の素材生産能力向上……事業体の経営合理化・安定化を目指し、森林組合とその他の民間事業体との連携を強化し、森林經營計画の共同作成や素材生産事業等の受委託を推進する。また、労働安全衛生の確保に努め、雇用慣行及び管理の改善等による従業者の定着化を目指すとともに、関係機関との連携と支援体制を強化する。

(iii) 加工・流通体制の強化

- 加工流通拠点の整備……原木市場等による原木の安定供給を図るため、取扱量の大きい原木市場を有する群馬県森林組合連合会及び群馬県素材生産流通協同組合の役割・機能の強化・充実に対して支援する。また、地域拠点となる施設（渋川県産材センター、みどり市及び川場村の地域材加工施設）の機能強化を図る。
- 木材流通の合理化……原木市場の与信管理機能と商流機能を活用した、製材工場への原木直送の取り組みを推進する。
- 県産材製品の生産拡大と品質向上……製材工場の施設整備、連携強化、新規工場誘致を実施するほか、県産材製品の品質向上及び広域流通の促進を図る。

(iv) 県産材の利用拡大及び県外需要の開拓

- 外材から県産材への利用転換……県内の全市町村による「公共建築物等の木材利用促進に関する方針」の策定を推進し、公共建築物、公共土木事業に県産材を積極的に使用する体制づくりに努める。
- 新たな木材需要の創出……商業施設等、木造率の低い非住宅分野への県産材利用を促進するほか、再生可能なエネルギー源として、発電事業や公共施設等における木質バイオマスの燃料利用を推進する。
- 県外需要の開拓……大型加工施設の整備、県外需要の開拓等について、事業者団体と協力して戦略を立案する。

(v) 林業の担い手等の確保・育成

- 林業を支える人材の確保……職業としての林業をPRし、様々な場所で就業相談やガイダンス等を行い、人材の発掘・確保に努める。
- 林業を支える人材の育成……森林施業プランナースキルアップ研修により、集約化施業を着実に実践できる人材を育成するとともに、その定着に努める。

(vi) きのこ産業等の振興

- 安心・安全の確保……安心・安全なきのこ生産を促進するため、原木・菌床の情報から生産者、生産方法まで一連の透明性を高める。
- 生産基盤の整備……きのこの生産流通を効率化するための拠点施設整備を推

- 進し、本県オリジナルの品種や他にないきのこを育成して、市場競争力を高める。
- 担い手の育成……新規参入者の拡大を図るため、安全な原木の確保や技術的な支援を行う。

## ② 森林環境の保全

### ( i ) 公益的機能の高い森林づくり

- 災害に強い森林づくり……豪雨、地震等により発生した山地災害を最小限にとどめるため、山腹工や治山ダム等の治山施設を設置し、早急に復旧整備を行う。また、山地災害による被害を防止・軽減するため、山地災害危険地区の見直しを行い、予防治山事業による計画的な事前防災・減災対策を推進する。
- 森林の適正な保全……水源涵養や山地災害防止、都市周辺の環境保全など、公益上重要な森林は、保安林に指定することにより、長期にわたって保全する。
- 平地林の保全・管理……ぐんま緑の県民基金事業により、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境の創造を推進する。

### ( ii ) 森林を支える仕組みづくり

- ぐんま緑の県民税制度の推進……林業経営が成り立たない条件不利地であつて、まとまりのある森林を対象に強度の間伐を実施し、森林の公益的機能の維持・増進と災害に強い森林づくりを行うなどの取組を推進する。
- 県民参加の森づくり……県植樹祭の開催や緑化運動ポスター・標語の募集、緑の募金活動等を県緑化推進委員会と連携して推進するほか、森林体験イベントや緑化講座、森林・林業に関する展示・研修等を実施する。
- 森林環境教育の推進……緑の少年団活動が活発になるよう関係機関と連携し、子ども達の自由な発想による取り組みを支援するほか、県立森林公园や憩の森・森林学習センター、緑化センターなど森林環境教育学習施設の充実を図る。

## ( 3 ) 施策の推進方策

### ① 計画の推進体制

森林・林業・木材関連産業等の関連団体、県、市町村等からなる森林・林業基本計画推進協議会を県及び各地域に設置し、施策の評価・点検・改善を行うほか、関係者の連携強化を図り、目標の実現に向けて本計画を推進する。

### ② 計画の管理・公表

本計画については、P D C A サイクルの手法により、進行管理を行う。群馬県森林・林業基本計画推進協議会等において、毎年度、施策の評価・点検を行い、施策の評価・点検結果について、県ホームページ、各種広報手段等により毎年公表する。

## 2. 監査対象とした事業等について

### (1) 監査対象とした事業

「令和3年度当初予算 予算附属説明書」より、今回の監査テーマに該当する事業を選定し、監査手続を実施した。

#### ① 令和3年度 環境森林費に関する事業

番号	事業名	担当係	予算（千円）
1	補助公共造林	森林整備係	1,022,893
2	造林推進対策	森林整備係	60,107
3	単独公共造林	森林整備係	60,000
4	緊急間伐促進対策	森林整備係	22,000
5	森林病害虫等防除対策	森林整備係	57,431
6	苗木生産指導	森林整備係	25,667
7	補助公共林道	森林管理道係	276,400
8	農山漁村地域整備（林道）	森林管理道係	653,600
9	補助公共作業道	森林管理道係	590,000
10	単独林道	森林管理道係	275,000
11	林業作業道総合整備	森林管理道係	250,000
12	森林整備地域活動支援	経営管理係	9,327
13	地域森林計画	資源情報係	107,382
14	自然環境保全研究	企画・自然環境係	4,623
15	森林整備試験	森林科学係	6,779
16	木材加工試験	木材係	12,770
17	きのこ試験	きのこ係	9,968
18	林業構造改善対策	県産木材振興係	384,382
19	木材等生産振興対策 (ぐんまゼロ宣言住宅促進除く)	県産木材振興係	36,644
20	木材等生産振興対策 (ぐんまゼロ宣言住宅促進)	県産木材振興係	105,500
21	きのこ等振興対策	きのこ振興係	201,179
22	林業金融対策	経営強化係	122,399
23	森林組合強化対策	経営強化係	3,395
24	林業振興資金貸付	経営強化係	318,000
25	林業技術普及指導	生産力強化係	12,612
26	林業労働力対策	経営強化係・生産力強化係	75,022

27	補助公共治山	治山係	3,184,000
28	農山漁村地域整備（治山）	治山係	1,491,000
29	緊急治山	治山係	70,000
30	単独公共治山	治山係	1,816,000
31	保安林対策	森林管理係	2,698
32	保安林管理	森林管理係	728
33	保安林管理事務推進	森林管理係	16,457
34	森林保全管理	森林管理係	5,027
35	緑化推進対策	緑化推進係	5,778
36	森林環境教育推進	緑化推進係	6,297
37	森林空間利用推進 (森林サービス産業推進)	県営林係	1,600
38	森林公園整備	県営林係	62,045
39	水源林等整備推進	県営林係	44,000
40	緑化センター運営	緑化センター	14,884
41	森林学習センター運営	森林学習センター	12,236
42	ぐんま緑の県民基金事業	緑化推進係	1,839,689

② 災害復旧費に関する事業

災害復旧費に計上されている事業のうち、林政課が所管している2つの事業を監査対象として選定した。

番号	事業名	担当係	予算（千円）
43	林道災害復旧	森林管理道係	454,000
44	治山施設災害復旧	治山係	40,000

③ 特別会計に関する事業

特別会計に計上されている事業のうち、県有模範林施設費特別会計の2事業と林業改善資金特別会計の2事業、合計4事業を監査対象として選定した。

番号	事業名	担当係	予算（千円）
45	模範林運営	県営林係	30,294
46	模範林経営	県営林係	15,473
47	林業・木材産業改善資金貸付 林業後継者特別対策資金貸付	経営強化係	153,453
48	木材産業等高度化推進対策	経営強化係	270,570

（2）監査対象とした環境森林事務所

また、上記事業を所管する環境森林部の地域機関2か所を選んで往査した。

## ① 環境森林部とは

環境森林部は、環境政策課、気候変動対策課、環境保全課、廃棄物・リサイクル課、自然環境課、林政課、林業振興課、森林保全課の8課及び林業試験場と環境森林事務所（西部、吾妻、利根沼田）、環境事務所（中部、東部）、森林事務所（渋川、藤岡、富岡、桐生）で構成されている。

このうち、今回の監査で対象となった担当部署は、林政課、林業振興課、森林保全課、林業試験場、環境森林事務所、森林事務所である。

## ② 森林資源の概要

### ( i ) 土地利用

土地の利用状況（令和2年4月1日現在）は、以下のとおりである。

(単位：ha)

	林野	耕地	その他	合計	林野率
利根沼田環境森林事務所	152,439	8,463	15,667	176,569	86%
吾妻環境森林事務所	102,123	8,975	16,757	127,855	80%
渋川森林事務所	22,007	18,977	35,562	76,546	29%
桐生森林事務所	37,456	16,592	31,127	85,175	44%
西部環境森林事務所	38,815	9,670	25,062	73,547	53%
藤岡森林事務所	38,374	1,994	7,306	47,674	80%
富岡森林事務所	36,040	3,698	9,129	48,867	74%
合計	427,254	68,400	140,574	636,228	67%

【出典】令和2年度版 群馬県森林林業統計書

耕地、その他の数値は市町村の数値を四捨五入しており、事務所別の数値と合計が一致しない。

### ( ii ) 保有形態別面積

森林の保有形態別面積（令和2年4月1日現在）は、以下のとおりである。

(単位：ha)

事務所	国有林	民有林			合計
		公有林	公有林以外	計	
利根沼田環境森林事務所	97,401	2,364	52,674	55,038	152,439
吾妻環境森林事務所	58,003	5,965	38,154	44,120	102,123
渋川森林事務所	4,032	4,264	13,710	17,974	22,007
桐生森林事務所	6,996	2,114	28,346	30,460	37,456
西部環境森林事務所	11,414	3,095	24,306	27,401	38,815
藤岡森林事務所	9,544	2,127	26,704	28,830	38,374
富岡森林事務所	8,588	1,259	26,193	27,452	36,040
合計	195,978	21,187	210,088	231,275	427,254

【出典】令和2年度版 群馬県森林林業統計書

### ③ 往査事業所の選定

#### ( i ) 往査事業所の選定

林野率が 80%以上でかつ森林の総数も多い、利根沼田環境森林事務所と吾妻環境森林事務所を往査先として選定した。

(注) : それぞれの事業所で発見した事項は、各事業において記載している。

#### ( ii ) 利根沼田環境森林事務所

当管内は県の北部に位置する沼田市と利根郡の 1 市 1 町 3 村からなり、面積約 177 千 ha で県土の約 28%を占め、そのほとんどが山間地である。林野面積は 152 千 ha で林野率は 86%と高く、水源かん養保安林等の公益的機能の高い保安林が林野面積の 69%を占め、首都圏の重要な水源地となっている。

		沼田市	片品村	川場村	昭和村	みなかみ町	管内合計
総面積 (ha)		44,346	39,176	8,525	6,414	78,108	176,569
林野面積(ha)	民有林	9,832	27,319	2,966	1,483	13,437	55,038
	国有林	25,727	9,205	4,410	1,200	56,859	97,401
	計	35,559	36,524	7,376	2,683	70,296	152,439
林野率		80.2%	93.2%	86.5%	41.8%	90.0%	86.3%
保安林(ha)	民有林	2,139	25,565	568	402	1,816	30,491
	国有林	15,893	5,374	4,020	71	49,171	74,529
	計	18,033	30,939	4,588	473	50,987	105,020
保安林率		50.7%	84.7%	62.2%	17.6%	72.5%	68.9%

#### ( iii ) 吾妻環境森林事務所

当管内は県の北西部に位置する吾妻郡の 4 町 2 村からなり、面積約 127 千 ha で県土の約 20%を占め、そのほとんどが山間地である。吾妻郡西部の上信越高原国立公園をはじめ、山岳・高原・沼湖など美しい自然と大小多種な温泉に恵まれた地域である。

管内の森林面積は国有林・民有林を合わせ約 102 千 ha で、林野率は約 80%と高く、国有林を除く 44 千 ha の民有林を対象として、地球温暖化効果ガス吸収源対策としての森林整備と林業の振興を図るため各種施策を展開している。

		中之条町	長野原町	嬬恋村	草津町	高山村	東吾妻町	管内合計
総面積 (ha)		43,928	13,385	33,758	4,975	6,418	25,391	127,855
林野面積(ha)	民有林	8,293	7,118	11,028	397	4,734	12,550	44,120
	国有林	30,100	2,345	14,345	3,520	139	7,554	58,003

	計	38,393	9,463	25,373	3,917	4,873	20,104	102,123
	林野率	87.4%	70.7%	75.2%	78.7%	75.9%	79.2%	79.9%
保安林 (ha)	民有林	1,146	2,317	2,180	-	1,714	3,854	11,211
	国有林	19,354	1,130	8,811	2,010	0	5,077	36,382
	計	20,500	3,447	10,991	2,010	1,714	8,931	47,593
	保安林率	53.4%	36.4%	43.3%	51.3%	35.2%	44.4%	46.6%

【出典】令和3年度版 事業概要

### (3) その他の工事・委託契約

「森林土木工事管理システム」から一定条件により抽出した契約について、資料の閲覧及び必要に応じてヒアリングを実施した。

- ① 工事の契約金額が予定価格と同額の 9 事業
- ② 工事の最終契約金額が予定価格の 150% を超える 6 事業
- ③ 委託料の契約金額が予定価格と同額の 6 事業
- ④ 委託料の最終契約金額が予定価格の 150% を超える 6 事業
- ⑤ 委託料の予定価格が 10,000 千円を超える 4 事業

### (4) 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

県の 100% 出資団体であり、森林の整備及びこれを支える林業労働力の確保並びに緑化の推進等を行うことにより、森林及び林業の活性化を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的として設立された団体であることから、往査を実施した。

### III. 監査結果及び意見

各事業に関する監査結果及び意見の状況は次のとおりである。

【監査結果及び意見の件数一覧】

番号	事業名	監査結果 (指摘事項)	意見	計
	個別の事業に関する監査結果及び意見			
1	補助公共造林		2	2
2	造林推進対策			0
3	単独公共造林		1	1
4	緊急間伐促進対策		1	1
5	森林病害虫等防除対策		3	3
6	苗木生産指導		1	1
7	補助公共林道			0
8	農山漁村地域整備（林道）		1	1
9	補助公共作業道			0
10	単独林道		3	3
11	林業作業道総合整備		2	2
12	森林整備地域活動支援		1	1
13	地域森林計画		1	1
14	自然環境保全研究		1	1
15	森林整備試験			0
16	木材加工試験		1	1
17	きのこ試験		1	1
18	林業構造改善対策		1	1
19	木材等生産振興対策 (ぐんまゼロ宣言住宅促進除く)		3	3
20	木材等生産振興対策 (ぐんまゼロ宣言住宅促進)		1	1
21	きのこ等振興対策		1	1
22	林業金融対策			0
23	森林組合強化対策			0
24	林業振興資金貸付			0
25	林業技術普及指導			0
26	林業労働力対策		3	3
27	補助公共治山		3	3
28	農山漁村地域整備（治山）		1	1

29	緊急治山			0
30	単独公共治山		2	2
31	保安林対策			0
32	保安林管理			0
33	保安林管理事務推進		1	1
34	森林保全管理		1	1
35	緑化推進対策			0
36	森林環境教育推進			0
37	森林空間利用推進 (森林サービス産業推進)			0
38	森林公园整備		1	1
39	水源林等整備推進			0
40	緑化センター運営		2	2
41	森林学習センター運営			0
42	ぐんま緑の県民基金事業		5	5
43	林道災害復旧		1	1
44	治山施設災害復旧			0
45	模範林運営		1	1
46	模範林経営			0
47	林業・木材産業改善資金貸付 林業後継者特別対策資金貸付			0
48	木材産業等高度化推進対策		3	3
その他の工事・委託契約に関する監査結果及び意見				
1	工事契約金額が予定価格と同額の契約			0
2	工事 最終契約金額が予定価格の 150% を超える契約			0
3	委託料 契約金額が予定価格と同額の契約			0
4	委託料 最終契約金額が予定価格の 150% を超える契約		2	2
5	委託料 予定価格が 10,000 千円を超える契約			0
(一財) 群馬県森林・緑整備基金			8	8
計		0	5 9	5 9

## ◆ 個別の事業に関する監査結果及び意見

### ■ 1. 補助公共造林

#### 1. 事業の概要

##### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	952,142	394,559	557,583	
令和元年度	1,042,076	439,721	602,355	
令和2年度	1,022,799	506,239	516,560	

##### (2) 事業目的

森林の健全な育成と、森林の有する公益的かつ多面的な機能を確保するため、森林所有者等が適切に森林整備を行うことに対して補助する。

また、奥地等の条件不利地や、気象害、鳥獣害等を受けた被害森林など林業的な取り組みで対応できない森林について、森林整備を強化するため補助を行う。

##### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (1) 持続経営可能な森林づくり ②利用間伐及び皆伐、再造林の推進 ④森林獣害対策の推進 2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法

##### (4) 事業計画及び内容

①補助公共造林 989,799 千円

森林の健全な育成のための森林整備に対して、補助金を交付する。

###### 1) 森林環境保全直接支援事業

計画的な森林整備を対象に、造林、下刈り、間伐等の森林施業を支援する。

補助率：査定経費の4/10以内（国費3/10、県費1/10）

※市町村及び森林整備法人の場合

補助率：査定経費の5.5/10以内（国費3/10、県費2.5/10）

###### 2) 特定森林再生事業

#### ア 被害森林整備

気象害等による被害森林を対象に、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等及び鳥獣の誘因捕獲を支援する。

補助率：査定経費の4/10以内（国費3/10、県費1/10）

※鳥獣の誘因捕獲は実行経費を基礎とした補助

#### イ 保全松林緊急保護整備

松くい虫被害等が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換を支援する。

補助率：査定経費の7/10以内（国費5/10、県費2/10）

### 3) 森林資源循環促進事業

「林業成長産業化の実現」のため、皆伐・再造林一貫作業及び間伐材生産の支援による基盤整備を推進することで、森林資源の循環利用の強化を図る。

補助率：定額（実行経費比較方式）

②委託事業 15,324千円

森林整備(初期保育)における低コスト化、省力化の調査等の委託料及び補助金交付のための造林補助システムの運用に関する委託料

#### 1) 群馬県造林補助システム運用支援業務委託

造林補助金の検査調書、補助金額の査定等に使用している「造林補助システム」の運用及び運用環境の整備を委託する。

#### 2) 工程分析調査委託

初期保育の省力化や低コスト化及び再造林の妨げとなっているシカ等による鳥獣被害対策などの課題を解決するため、林業経営者から施業方法等の提案を公募し、その有効性の調査を委託する。

※事務費 17,676千円

上記、補助事業の執行・指導に係る人件費、旅費や需用費等

### (5) 財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
747,063(73%)	—	—	275,736(27%)	1,022,799(100%)

### (6) 令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
役務費	8,797	造林補助システム運用保守等
備品購入費	482,665	補助金
事務費	14,777	職員給与等
合計	506,239	

補助金の算定に当たり、森林整備事業（造林）の特徴として以下がある。

① 標準単価方式

森林整備は、基本的に実行経費による補助が難しく、知事が定めた標準単価に作業面積を乗じて、補助金額を算定している。

これは、整備を行う場所の立地条件（林道からの距離、傾斜、前生樹の太さ、密度等）や造林内容、地域の慣行により掛かる経費は異なり、かつ、施行地の件数が多いことから、個別に適切な実行経費を把握することが困難なため。

② 事後申請方式

補助事業が完了した後に、補助金の交付申請がなされる。

これは、上述した標準単価方式の説明に加えて、作業実施時の天候や災害等の自然条件等によって掛かる経費が非常に変動しやすいなどの理由による。

③ 査定係数制度

事業に政策的な重み付けをするため、補助率に乗じる係数。

特定事業区分の掛かり増しに対する手当や、国の推進方針に沿った事業の計画的な実施を確保するため、造林する地域や事業主体等の違いで設定される。

## （7）成果指標と達成状況

① 成果指標

- ( i ) 間伐等森林整備面積(ha/年)
- ( ii ) 森林經營計画区域での利用間伐(ha/年)
- ( iii ) 広葉樹造林面積(ha/年)
- ( iv ) 野生獣類による林業被害(百万円/年)

② 達成状況

項目	( i )	( ii )	( iii )	( iv )
目標値	3,500	2,000	100	331
令和元年度	1,990	713	39	222
令和2年度	2,026	635	22	234

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）当初予算額と決算額の差額について（意見1）

毎期、当初予算額と決算額に多額の乖離が生じている。過去の実績等を踏まえ、もう少し精度を上げて予算設定を行うことが望ましい。

#### （現状及び問題点）

当初予算額と決算額との乖離が大きい。主な事業内容は、国と県共同の補助金交付であり、補助金が交付されるかは国の予算次第という面もあり、また、翌年度に執行される案件も多

いため、実際の決算額を予測することが難しいという状況にある。

#### (改善策)

当初予算額と決算額の差異を限りなく小さくすることを求めるものではなく、過去の決算の実績等を踏まえ、執行が見込まれる当初予算額を設定する。そうしていくことで、少しずつ予算の精度を上げていくことが望ましい。

#### (2) 工程分析調査委託業務について（意見 2）

民間の知見を蓄積し活用することを目的に、調査を委託しているが、その調査結果をどのように整理していくかを明確にすることが望ましい。

#### (現状及び問題点)

森林整備(初期保育)における低コスト化、省力化の調査等を民間業者に委託しており、これは民間の知見を県に蓄積し、将来の事業に反映させることを目的の一つとしている。他の事業と同様に個別の事業ごとに事業内容の評価は行われているが、得られた知見を将来活用するためには、工程分析調査委託業務全体として、その調査結果を体系的に管理していく必要がある。

#### (改善策)

蓄積という観点からすると、過去の事業にも容易にアクセスできるよう管理していくことが必要であり、工程分析調査委託業務の一覧を年度で区分せず作成する。また、その一覧に、調査結果を県としてどのように活用できるのか考え、実際どのように活用したのか簡潔にまとめられるようにしておくことが望ましい。

## ■ 2. 造林推進対策

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去 3 年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 30 年度	60,000	25,147	34,853	
令和元年度	60,201	17,408	42,793	
令和 2 年度	60,201	27,327	32,874	

#### (2) 事業目的

○健全な森林を育成し、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る。

○獣害防止対策により林業被害を軽減することで、持続的な林業経営が可能となる。県単独と国の補助金への上乗せもある。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法

(4) 事業計画及び内容

○造林推進対策 44,131 千円

- ・補助公共造林で実施できない森林の整備に対して、補助金を交付する。  
(人工造林 39ha、森林整備（保育） 140ha、森林被害跡地整備 15ha)
- ・補助公共造林で実施する植栽に対して、上乗せ補助金を交付する。  
(人工造林 68ha)

○森林獣害防止対策 16,070 千円

- ・補助公共造林で実施できない獣害対策に対して、補助金を交付する。  
(獣害防止対策 72ha)
- ・補助公共造林で実施する獣害対策に対して、上乗せ補助金を交付する。  
(獣害防止対策 242ha、誘引捕獲 3箇所)

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	60,201(100%)	60,201(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	31	職員旅費
工事請負費	178	消耗品購入
補助金	27,118	補助金
合計	27,327	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 3. 単独公共造林

### 1. 事業の概要

#### （1）過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	90,000	17,178	72,822	
令和元年度	90,000	14,677	75,323	
令和2年度	60,000	8,995	51,005	

#### （2）事業目的

補助公共造林事業で実施する人工林での搬出を伴う間伐箇所について、県独自にさらに補助を行うことで、持続可能な林業経営に必要不可欠な間伐の維持・増加を図る。

#### （3）『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 （1）持続経営可能な森林づくり ②利用間伐及び皆伐、再造林の推進 2 森林環境の保全 （1）公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法

#### （4）事業計画及び内容

間伐推進対策 60,000 千円

補助公共造林の搬出間伐に対して、上乗せの県単独補助金を交付する。

補助率：定額（実行経費比較方式）

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	60,000(100%)	60,000(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
補助金	8,995	補助金
合計	8,995	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

森林經營計画区域での利用間伐面積

②達成状況

目標値 2,000 ha/年

令和元年度 713 ha/年

令和2年度 635 ha/年

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 当初予算額と決算額の差額について（意見3）

毎期、当初予算額と決算額に多額の乖離が生じている。過去の実績等を踏まえ、もう少し精度を上げて予算設定を行うことが望ましい。

#### (現状及び問題点)

当初予算額と決算額との乖離が大きい。事業内容は、県単独の補助金交付であり、補助公共造林の搬出間伐に対して、上乗せして県単独の補助金を交付している。令和2年度において当初予算額を引き下げたものの、依然、大きな差額が出ている状況である。

#### (改善策)

当初予算で見込んでいるだけの補助金を積極的に利用する様に、交付対象者に周知する必要がある。一方、過去の決算の実績を踏まえた上で、執行の見込まれる当初予算額を設定することが望ましい。

## ■ 4. 緊急間伐促進対策

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	30,000	21,195	8,805	
令和元年度	30,000	15,868	14,132	
令和2年度	27,000	16,587	10,413	

#### (2) 事業目的

森林組合や森林所有者等が実施する森林整備で国庫補助の対象とならない間伐や枝払い等に補助することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮及び零細な森林所有者の負担軽減を図る。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 （1）持続経営可能な森林づくり ②利用間伐及び皆伐、再造林の推進 2 森林環境の保全 （1）公益的機能高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法

#### (4) 事業計画及び内容

間伐事業計画に基づき、次のとおり実施する間伐又は枝払いに補助金を交付する。

対象森林…………4～12齢級の民有林における人工林

補助対象者…………森林組合、森林所有者等

補助率……………査定経費の1/2以内

令和2年度計画…312haを予定

補助金の交付を受けようとする者は、施行地を管轄する（環境）森林事務所長に対して事業計画書を提出し、補助事業が完了した際には、補助金交付申請書を提出することにより、補助金の交付を受ける。環境森林部長は、間伐事業計画書に基づき、当該事業補助金額を事

務所別に割り当てる。なお、令和2年度の事務所別実績は以下のとおりである。

	間伐(ha)	枝打ち(ha)	件数	補助金(千円)
渋川	12.98	1.74	25	1,387
西部	9.86	0.00	7	801
藤岡	30.06	0.00	22	2,374
富岡	49.45	1.79	69	4,275
吾妻	14.13	0.00	28	1,081
利根沼田	32.00	9.49	36	3,862
桐生	29.95	0.00	24	2,807
合計	178.43	13.02	211	16,587

#### (5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	27,000(100%)	27,000(100%)

#### (6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
補助金	16,587	事業者への補助金
合計	16,587	

#### (7) 成果指標と達成状況

##### ①成果指標

間伐等森林整備面積 (ha/年)

(注) 緊急間伐単体ではなく、間伐全体の指標である。

##### ②達成状況

令和2年度目標 (平成28年度時点)	令和2年度実績	うち、間伐
3,500 ha	2,026 ha	178 ha

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 間伐等森林整備面積の目標設定について（意見4）

群馬県森林・林業基本計画（2021-2030）では、間伐等森林整備面積 (ha/年) が、平成26年度 2,267ha、令和元年度 1,990ha、令和2年度 2,026ha と直近は減少傾向にあるにも

かかわらず、2030 年度（令和 12 年度）の目標値を 3,100ha としている。

群馬県森林・林業基本計画 2021-2030 では、達成可能な目標とすべきであり、また、達成できなかつた要因を十分に検討し、その打開策を検討することにより、2030 年度（令和 12 年度）には目標を達成することが望まれる。

#### （現状及び問題点）

群馬県森林・林業基本計画（平成 23 年度～令和元年度・平成 28 年度に見直しをしたもの）において、間伐等森林整備面積(ha/年)の目標を 3,500ha(平成 26 年度の実績値 2,267ha)と掲げたが、令和元年度 1,990ha、令和 2 年度 2,026ha であり、目標には大幅に届かなかつた。この理由としては、森林・林業に携わる人手不足等が挙げられる。

しかし、群馬県森林・林業基本計画 2021-2030 では、重要指標として、民有人工林の間伐等森林整備面積 (ha/年) の目標を 3,100ha と掲げている。平成 28 年度に立てた目標よりは低いものの、令和 2 年度の実績値の約 1.5 倍となっており、間伐材の具体的な使用方法など、目標を達成するための実行可能な対応策は見いだせていない。林業従事者の人手不足は解消しておらず、また、供給が安定している外国産の木材に押され、間伐材の利用も進んでいない。

#### （改善策）

令和元年度及び令和 2 年度において目標を達成しておらず、達成できなかつた要因も解決できないまま、2030 年度（令和 12 年度）では現状の 1.5 倍の目標値を掲げている。群馬県森林・林業基本計画 2021-2030 では、達成可能な目標とすべきである。また、達成できなかつた要因を十分に検討し、その打開策を検討することにより、2030 年度（令和 12 年度）には目標を達成することが望まれる。

## ■ 5. 森林病害虫等防除対策

### 1. 事業の概要

#### （1）過去 3 年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 30 年度	41,459	30,676	10,783	
令和元年度	53,099	37,781	15,318	
令和 2 年度	53,099	37,305	15,794	

#### （2）事業目的

- ・県土の保全及び景観の保全上重要な松林に樹幹注入の施用による予防措置を行う

とともに、松くい虫被害木の伐倒・薬剤くん蒸による駆除措置を行い、松くい虫被害から守る。

・駆除されずにある道路沿線等の被害木を伐倒整理し、倒木による被害の防止を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり (2) 森林の適正な保全
根拠法令等	森林病害虫等防除法

(4) 事業計画及び内容

①予防対策

・樹幹注入剤施用（被害防除推進）薬剤 15,581 個 21,345 千円

②駆除対策

・伐倒駆除（命令防除、奨励防除） 794 m<sup>3</sup> 17,060 千円

③周辺対策

・松くい虫被害木等整理 220 m<sup>3</sup> 645 千円

④ナラ枯れ防除対策（単木駆除） 55 本 662 千円

（面的駆除） 34 箇所 13,090 千円

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
8,684(16%)	—	—	44,415(84%)	53,099(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	129	消耗品購入
補助金	32,105	補助金
補償金	5,071	補償費
合計	37,305	

## (7) 成果指標と達成状況

### ①成果指標

予防対策（薬剤使用：15,581 個）

駆除対策（794 m<sup>3</sup>）

周辺対策（220 m<sup>3</sup>）

### ②達成状況

予防対策（薬剤使用：17,755 個）

駆除対策（553 m<sup>3</sup>）

周辺対策（160 m<sup>3</sup>）

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）森林病害虫等防除事業の予算執行率について（意見 5）

ナラ枯れ防除対策にみなかみ町の予算が付かなかった結果、令和2年度に当初予算で計上していた森林病害虫等防除事業の予算執行率が低い状況にあるが、近年ナラ枯れ被害は爆発的に増加しており、将来取り返しのつかないような事態が発生することを避けるためにも、被害防止に必要な措置がとれる体制を整えるべきである。

#### （現状及び問題点）

令和2年度の当初予算：53,099千円に対して、決算額：37,305千円と、予算の執行率は約70%となっている。このように予算の執行率が低いのは、主に国庫補助があるナラ枯れ駆除について、当初予算では見込んでいた事業について国庫補助が付かず、また、該当地域であるみなかみ町の予算が付かず申請がなった結果、事業が実施できなかつたためである。

ナラ枯れ被害量（単位：本数）は平成28年度：4本 平成29年度：104本 平成30年度：345本 令和元年度：275本 令和2年度：877本と令和2年度において爆発的に増加しており、国庫補助が付かず、該当地域からの申請がないからといって事業を実施しないとナラ枯れ被害が異常にまん延して森林資源に重大な損害を与える恐れがある。

#### （改善策）

国庫補助事業については、仮に国庫補助が付かなかったとしても、今後のナラ枯れ被害による費用対効果を勘案して、県が必要と認めるのであれば、国庫補助分も県が負担し、市町村の予算が付かなくても県が必要と認めた場合には、県負担を増やすなどして、被害防止のために必要な措置がとれる体制を整えるべきである。

## (2) 樹幹注入剤の購入方法について（意見 6）

松くい虫防除対策で利用する樹幹注入剤は、事業主体である市町村が購入し、それに対して県が経費の一部を補助しているが、スケールメリットを活かしコストを削減するために、県が一括購入し、それを市町村に配付する方法を検討することが望ましい。

### (現状及び問題点)

松くい虫防除対策の予防対策として、市町村が被害防除推進のために薬剤を樹幹注入した場合、県は経費の一部を補助している。当該補助対象経費の中に薬剤費があり、薬剤は市町村が購入しているのが現状である。しかし、薬剤を市町村がそれぞれ購入するより、県が一括購入し、それを市町村に一部の費用負担を求めた上で配付した方が、規模の経済性が働き、コストを削減できる可能性がある。

### (改善策)

樹幹注入剤については、市町村がそれぞれ購入するのではなく、県が一括購入し、市町村に配付する方法を検討することが望ましい。

## (3) 森林計画図が公開されているマッピングぐんまのサイトの安全性について（意見 7）

森林計画図が公開されているマッピングぐんまのホームページが「セキュリティ保護なし」となっているため、公的なホームページである以上、サイトの安全性を確保すべきである。

### (現状及び問題点)

令和3年11月29日現在、森林計画図が公開されているマッピングぐんまのサイトについて、ブラウザ上で「セキュリティ保護なし」と表示され、通信が暗号化されていない。「マッピングぐんま」は、県が導入しているインターネット公開向け統合型地理情報システムである。県が運用するシステムである以上、県のホームページと同様にセキュリティ保護を図るべきである。

### (改善策)

「マッピングぐんま」について、セキュリティ保護を図り、サイトの安全性を確保すべきである。

## ■ 6. 苗木生産指導

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 30 年度	24,991	12,705	12,286	
令和元年度	30,341	10,363	19,978	
令和 2 年度	26,082	21,310	4,772	

#### (2) 事業目的

林木育種場（渋川市）や広葉樹母樹林の整備、種子の採取・保管、苗木生産者指導、群馬県山林種苗緑化協同組合への生産資金貸付けや補助金交付等により、優良な林業用苗木や広葉樹苗木を安定的に生産する。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 （1）持続経営可能な森林づくり ②利用間伐及び皆伐、再造林の推進
根拠法令等	林業種苗法

#### (4) 事業計画及び内容

##### ① 委託事業

###### ● こなら種子採取保管交付・母樹林整備事業

県の特産である、しいたけ生産に要する原木の県内自給を図るため、優良なこならの種子及び苗木の安定的な確保、供給を目的とした種子採取・母樹林整備事業

###### ● 林業用球果採取事業

県内において植林される林業用苗木の安定的な確保と円滑な供給を図るため、林木育種場内の育種母樹林から球果を採取する事業

##### ② 補助事業

###### ● 苗木安定供給推進事業

森林資源の循環利用に必要な苗木の安定供給体制の構築を図り、もって林業の再生と、森林の多面的機能を持続的に發揮させるため、補助金を交付するもの

補助率：補助対象経費の 1/2 以内

補助対象者：県内の苗木生産事業者で組織された団体

##### ③ 貸付け

###### ● 苗木生産資金貸付

協同組合事業活動の拡充促進、苗木等生産事業者の所得の安定向上及び優良苗木等の

計画生産を図り、もって適正かつ円滑な造林の実施と緑化の推進を期することを目的として、群馬県山林種苗緑化協同組合の行う購買及び販売事業並びに県苗組の組合員が行う苗木等生産に必要な資金を貸し付ける

#### ④ その他

林業試験場において、成長がよく、形質も優れた個体を選抜した「精英樹」等を用いて採種園を造成し、優れた種子を安定的に供給している。また、花粉症対策として、スギは平成18年度から、ヒノキは令和元年度から交付する種子を全量花粉症対策種子に切り替えている。

近年では、保育の低コスト化に向けて、より成長に優れた「特定母樹」による採種園の造成を進めている。

#### (5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	20,028(77%)	—	6,054(23%)	26,082(100%)

(注) その他特定財源の内訳

貸付金（林業用苗木生産資金）………20,000千円

苗木生産事業者講習手数料………28千円

#### (6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	1,205	会計年度任用職員給与
共済費	11	会計年度任用職員共済費
需用費	595	消耗品購入
委託料	1,034	採取委託等
工事請負費	3,410	種子用冷蔵庫更新
補助金	1,783	群馬県山林種苗緑化協同組合
貸付金	3,000	群馬県山林種苗緑化協同組合
償還金	10,272	国庫返還金
合計	21,310	

#### (7) 成果指標と達成状況

##### ①成果指標

広葉樹造林面積（ha/年）

## ②達成状況

令和 2 年度目標 (平成 28 年度時点)	令和元年度実績	令和 2 年度実績
100ha	39ha	22ha

なお、令和 2 年度の実績は民有林のみであり、国有林は現在調査中である。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）造林面積の目標設定について（意見 8）

群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）において、多様な森林づくりを進めるため広葉樹造林面積（ha/年）の目標を 100ha と掲げたが、計画期間中に森林資源の循環利用による林業振興を図るための施策に転換したことにより、令和元年度 39ha、令和 2 年度 22ha（但し民有林のみ）と目標には大幅に届かなかった。群馬県森林・林業基本計画 2021-2030 では、引き続き森林資源の循環利用の推進を図るため、造林面積（ha/年）の目標を現状の 2.9 倍としているが、この目標達成に向け、造林を推進する体制や造林に必要な苗木生産体制などを整備することが望まれる。

#### （現状及び問題点）

群馬県森林・林業基本計画（平成 23 年度～令和元年度・平成 28 年度に見直しをしたもの）において、広葉樹造林面積（ha/年）の目標を 100ha（平成 22 年度の実績値 85ha）と掲げたが、令和元年度 39ha、令和 2 年度 22ha（但し民有林のみ）であり、目標には大幅に届かなかった。この理由としては、森林資源の循環利用による林業振興を図るための施策に転換したことによる。

#### （改善策）

令和元年度及び令和 2 年度において、広葉樹造林面積の目標を達成できなかった群馬県森林・林業基本計画 2021-2030 では、引き続き森林資源の循環利用の推進を図るため、造林面積（ha/年）の目標を現状の 2.9 倍としているが、この目標達成に向け、造林を推進する体制や造林に必要な苗木生産体制などを整備することが望まれる。

## ■ 7. 補助公共林道

### 1. 事業の概要

#### （1）過去 3 年間の予算・決算概要

(単位 : 千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 30 年度	100,000	82,521	17,479	
令和元年度	147,000	105,741	41,259	
令和 2 年度	136,000	135,617	383	

#### (2) 事業目的

間伐等の森林整備や効率的な木材生産を推進するため、林道の整備を行い、林業の活性化等を図るとともに、群馬県の林業を守る。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備 ①集約化施策の推進
根拠法令等	森林法、森林・林業基本法

#### (4) 事業計画及び内容

##### ① 森林資源循環利用林道整備事業

持続可能な林業経営の実現に向けて、効果的に林内路網を形成するため、「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」(平成 30 年 2 月 1 日付け 29 林整第 713 号林野庁長官通知) に定める生産基盤強化区域内等において、主として森林施業のために利用する恒久的施設として地方公共団体等が行う林業生産基盤整備道（木材流通の広域化や木材の大量運搬等に対応できる基幹となる林道であって、国の定める基準に適合するものという。）等の整備を支援する。

なお、令和 2 年度は、吾嬬山線（吾妻環境森林事務所）の 1 路線 110m の事業を実施した。

##### ② 地方創生道整備推進交付金事業

地方公共団体が、地域再生計画に記載する地方版総合戦略に位置づけられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体による、それぞれの地域の実情に応じた地方創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図る。地方公共団体が作成する「地域再生計画」により行う事業について、国が支援するものである。

なお、令和 2 年度は、赤倉栗生線（利根沼田環境森林事務所）、小沢線（利根沼田環境森林事務所）、梅田小平線（桐生森林事務所）の 3 路線、合計 166m の事業を実施した。

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
59,643(44%)	—	73,000(54%)	3,357(2%)	136,000(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託費	7,370	調査測量費
工事請負費	123,202	請負工事費
補償費	824	立木補償費
事務費	4,221	職員給与等
合計	135,617	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

平成23年度から平成31年度までの9年間で森林経営計画区域内1,300kmの開設を目標（林道・作業道合算）

②達成状況

平成23年度から平成31年度までの9年間で、975kmを開設（達成率75%）

未達成理由……林道は地形が悪いと経費が掛かり、予定どおりに作業が進まない。また、作業道は地主の同意が得られず、作業が進まないことがある。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 8. 農山漁村地域整備（林道）

### 1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	699,963	428,309	271,654	

令和元年度	779,497	616,683	162,814	
令和2年度	794,000	340,336	453,664	

(2) 事業目的

間伐等の森林整備や効率的な木材生産を推進するため、林道の整備を行い、林業の活性化等を図るとともに、群馬県の森林を守る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備 ①集約化施業の推進
根拠法令等	森林法、森林・林業基本法

(4) 事業計画及び内容

○林道の開設・改良の実施及びこれらを実施する市町村に補助

県 営	開設	3 路線	1,192m	640,525 千円
	改良	3 路線	873m	130,000 千円
補助営	開設	1 路線	20m	22,800 千円
	改良	2 路線	2 箇所	675 千円

(「防災・減災対策」関連 55,000 千円

法面崩壊等の危険性が高い林道の改良整備を実施)

※事務費：工事の設計・施工監理及び補助事業の執行・指導等に係る人件費、旅費や需用費等

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
373,055(47%)	17,125(2%)	390,000(49%)	13,820(2%)	794,000(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	22,326	委託料
工事請負費	284,275	工事費

補助金	13,333	補助金
補償金	497	補償費
事務費	19,905	職員給与等
合計	340,336	

#### (7) 成果指標と達成状況

##### ①成果指標

群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）における林道・作業道事業の数値目標

- 森林経営計画区域での路網開設延長 1,300km

##### ②達成状況

- 森林経営計画区域での路網開設延長 975km（達成率 75.0%）

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）工事内容変更について（意見 9）

設計変更に当たっては生じうる費用について適切に見積りを行い、必要な費用が適切に計上されていることを検討すべきである。

#### （現状及び問題点）

吾妻環境森林事務所への往査日時点（令和3年10月28日）において、令和元年度 農山漁村地域整備交付金（契約番号 431-06-H0016）に関して6回の設計変更が行われており、このうち、5回目の設計変更において仮設工における施工ヤード確保のための敷鉄板と大型土のうの追加による金額増額が行われていた。

その後、6回目の設計変更において先の5回目の設計変更時に大型土のう袋の撤去に伴う処分費用を見込んでいなかったことによる費用増額により、当初の施工延長のアスファルト舗装工事を行うと予算を超過することとなるため、施工延長（当初 189.5m）を 12.5m 減少させて予算内に納めることにしている。

（単位：千円）

	契約日	工期	契約金額	増減額	変更理由
当初	令和元年 9月12日	令和2年 3月19日	43,670	—	
第1回 変更	令和2年 3月6日	令和2年 7月31日	43,670	—	台風19号の影響により 林道上に土砂が流出し、 工事が一時中止となった ため

第2回 変更	令和2年 6月24日	令和3年 1月29日	43,670	—	侵入経路の町道の復旧工事及び事業促進による施工延長30m増による
第3回 変更	令和3年 1月12日	令和3年 3月29日	43,670	—	町道の復旧工事の遅れ、災害による復旧工事の増加による施工班の確保が困難となったため
第4回 変更	令和3年 3月29日	令和3年 3月31日	43,670	—	繰越承認の遅れによる
第5回 変更	令和3年 3月31日	令和3年 5月28日	49,379	5,709	工期延期は、繰越承認による。 金額増額は、現地の状況に合わせた延長修正。事業促進のための舗装工追加。仮設工において施工ヤード確保のための敷鉄板と大型土のうの追加
第6回 変更	令和3年 5月14日	令和3年 5月28日	49,379	—	アスファルト舗装工について以下により事業費が増となることから施工延長減 切土増。盛土減。準備費増

#### (改善策)

現地での実態に合わせて設計内容を変更する際には、発生すると考えられる費用について適切に検討を行ったうえで、設計変更にて計上すべきである。

## ■ 9. 補助公共作業道

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	589,600	485,086	104,514	
令和元年度	593,226	360,520	232,706	

令和2年度	590,000	409,078	180,922	
-------	---------	---------	---------	--

(2) 事業目的

間伐等の森林整備を進めるために、林道と併せ、林業専用道及び森林作業道の整備を行い、作業システムの効率化と林業の活性化を図るとともに、群馬の森林を守る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備 ①集約化施業の推進
根拠法令等	森林法、森林・林業基本法

(4) 事業計画及び内容

○林業専用道の開設及び改良

県 営 開設	16 路線	4,517m	439,185 千円
改良	2 路線	110m	40,000 千円

○林業再生緊急路網整備

(林業・木材産業成長産業化促進対策)

- ・林業経営作業道 (W=3.0m) 及び葉脈路 (W=2.5m、2.0m) の開設
- ・事業主体 市町村、森林整備法人、林業経営体 等
- ・補助率 2,000 円/m 以下：国費 10/10 以内  
2,000 円/m を超える分：県費 2/3 以内

※事務費：工事の設計・施工監理等に係る人件費、旅費や需用費等

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
319,580(54%)	70,270(12%)	—	200,150(34%)	590,000(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	11,913	委託料
工事請負費	275,340	工事費

補助金	95,792	補助金
補償金	2,535	補償費
事務費	23,498	職員給与等
合計	409,078	

#### (7) 成果指標と達成状況

##### ①成果指標

群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）における林道・作業道事業の数値目標

- 森林経営計画区域での路網開設延長 1,300km

##### ②達成状況

- 森林経営計画区域での路網開設延長 975km（達成率 75.0%）

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 10. 単独林道

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	274,000	240,019	33,981	
令和元年度	274,000	239,115	34,885	
令和2年度	300,000	253,310	46,690	

#### (2) 事業目的

林道の整備及び既設林道の機能向上を図り、林業生産基盤・山村地域の生活環境基盤の改善に資する。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備 ①集約化施業の推進
根拠法令等	森林法、森林・林業基本法

(4) 事業計画及び内容

①県単林道開設（5路線） 23,099千円

林道網の整備を図るために必要な自動車道の開設又は改築を行う。

②県単林道改良（41路線） 150,000千円

既設林道の機能向上を図るために改良を行う。

③県単林道舗装（20路線） 93,220千円

農山村地域の環境や林業従事者の就業環境の改善のため、舗装を行う。

④林道応急施設 33,681千円

全体計画完了前の県営林道で、法面崩落等が生じた箇所の応急復旧を行う。

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	15,981(5%)	—	284,019(95%)	300,000(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
工事請負費	4,340	工事費
補助金	247,950	補助金
事務費	1,020	消耗品購入
合計	253,310	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

- ・県単林道開設（5路線）
- ・県単林道改良（41路線）
- ・県単林道舗装（20路線）

②達成状況

- ・県単林道開設（4路線）
- ・県単林道改良（42路線）
- ・県単林道舗装（10路線）

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）林道台帳の情報共有体制について（意見 10）

林道台帳は、市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、林道台帳を共有できるようなシステムを開発すべきである。

#### （現状及び問題点）

単独林道の対象となった市町村営林道について、林道台帳は市町村にあり、写しを県に提出してもらい管理している。すなわち、関係者がそれぞれ林道に係る情報を収集し、二重に管理しているという非効率な状況にある。

#### （改善策）

県・市町村及び森林組合等で林道に係る情報共有及び情報活用のために、県主導のもと林道に係る情報（林道台帳）を共有できるようなシステムを開発すべきである。また、その際には、重要書類である林道の設計図書等も一緒にデジタル保管できるようにすべきである。

### （2）単独林道の開設等に係る費用対効果分析の実施について（意見 11）

単独林道の開設・改良等に当たり、定量的な費用対効果分析が行われていないことから、今後は事業費が一定金額以上のものについては、定量的に費用対効果分析を行い、予算が有効活用されたか否かを検証すべきである。

#### （現状及び問題点）

単独林道の開設・改良等に当たり、事前及び事後において、定量的な費用対効果分析が行われていない。すなわち、予算が有効に活用されたか否かの検証・分析が行われていない。

#### （改善策）

単独林道の開設等に当たり、事業費が一定金額以上のものについては、事前及び事後的にも定量的に費用対効果分析を行い、事業評価を実施すべきである。

具体的には、当該路線の開設により期待される便益、例えば林道がどれくらい活用されるか、すなわち稼働率（交通量あるいは木材搬出量等）等の指標を定め、当該指標が高いものから優先順位を付けて単独林道開設・改良・舗装工事に取り組むべきである。

### （3）林道の長寿命化対策（計画的修繕）の推進について（意見 12）

林道の舗装については長期修繕計画がないため、今後は林道台帳に舗装の種類等についても記録し、経年劣化による適切な更新計画を立案し、計画的な修繕を行うことで、舗装部分の長寿命化を図るべきである。

### (現状及び問題点)

単独林道のうち、橋梁等については長期修繕計画があるが、舗装については長期修繕計画がない。また、林道台帳には、修繕計画を策定する際の情報となる、舗装の種類等について記載されていない。

### (改善策)

計画的修繕を行うことで、実際に瑕疵が発生したときにその都度修繕するよりもトータルコストは安くなるとともに、予算の平準化を図ることができ、また、長寿命化につながる。したがって、舗装についても林道台帳に舗装の種類等を記載し、経年劣化を予測し、適切な更新計画を設定し、計画的修繕を行うことで、長寿命化を図るべきである。

## ■ 1 1. 林業作業道総合整備

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	270,000	245,915	24,085	
令和元年度	270,000	245,802	24,198	
令和2年度	270,000	289,448	△19,448	

#### (2) 事業目的

価格、供給量の両面において外材と対抗できる県産材の生産、間伐等の森林整備を図るために、林道と併せ、高性能林業機械の仕様に適合する森林作業道から葉脈路に至るまで、きめ細やかな路網を整備し、作業の効率化と林業の活性化を図るとともに、群馬の森林を守る。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備 ①集約化施業の推進
根拠法令等	森林法、森林・林業基本法

#### (4) 事業計画及び内容

当該事業は、林業作業道（森林作業道）の開設、改良等を行う者に対し、補助金を交

付するものである。

林業作業道（森林作業道）とは、間伐等の森林整備、木材の搬出等のために継続的に用いられる道であり、幅員が2～3mのものである。林道とは異なり、一般車両の通行は想定されていない。

補助金の交付対象者は、（1）市町村、（2）森林整備法人、（3）森林組合、（4）知事が適當と認めた林業者の協業体、（5）森林所有者、（6）森林經營計画（森林法第11条に規定する森林經營計画をいう。）の認定を受けたものである。

具体的な補助対象事業等は、以下のとおりである。なお、補助の対象となる事業は、林業經營作業道・葉脈路については開設と改良、架線作業道については作設、作業ポイント（山土場）については整備のみとされており、それらの維持管理は対象外とされている。

事業種目	事業の採択基準	補助対象経費	補助率
林業經營 作業道	<p>作業道の利用区域内において、2年以内に造林、保育、素材生産若しくはしいたけ生産施設等施業を行うことが確実である場合、又は、知事が特に必要と認めた場合で、次の規格構造を有する作業道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①幅員：路肩部分を含めた全幅員が3.0m</li> <li>②延長：開設については単年度当たり100m以上</li> <li>③勾配とカーブの設定：小型自動車の運行に支障のないもの</li> <li>④工種、基準額等：別に定めるところによる</li> <li>⑤群馬県森林作業道作設指針に適合すること</li> </ul>	<p>①市町村又は森林整備法人が当該作業道を整備するのに要する経費</p> <p>②森林組合、知事が適當と認めた林業者の協業体又は森林所有者が当該作業道を整備するのに要する経費。ただし、緊急を要する場合で、かつ当該作業道計画書を当該市町村に提出し受理された場合に限る</p> <p>③森林整備法人、森林組合、知事が適當と認めた林業者の協業体又は森林所有者が当該作業道を整備するのに要する経費に対して市町村が「補助率」欄に掲げる率を下回らない補助率で補助する場合における当該補助に要する経費</p>	補助対象 経費の2/3 以内。ただし、災害路 線で、知事が特に必 要と認め るものに ついては 3/4以内と する
葉脈路	<p>作業道の利用区域内において、2年以内に造林、保育、素材生産若しくはしいたけ生産施設等施業を行うことが確実である場合、又は、知事が特に必要と認めた場合で、次の規格構造を有する作業道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①幅員：路肩部分を含めた全幅員</li> </ul>	<p>①市町村、森林整備法人、森林組合、知事が適當と認めた林業者の協業体又は森林所有者が当該作業道を整備するのに要する経費</p> <p>②森林整備法人、森林組合、知事が適當と認めた林業者の協</p>	補助対象 経費の2/3 以内。ただし、災害路 線で、知事が特に必 要と認め

	<p>が 2.0m 又は 2.5m</p> <p>②延長：開設については単年度当たり 100m 以上</p> <p>③勾配とカーブの設定：林内作業車の運行に支障のないもの</p> <p>④工種、基準額等：別に定めるところによる</p> <p>⑤群馬県森林作業道作設指針に適合すること</p>	<p>業体又は森林所有者が当該作業道を整備するのに要する経費に対して市町村が「補助率」欄に掲げる率を下回らない補助率で補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>ものについては 3/4 以内とする</p>
架線作業道	<p>小流域又は搬出系統を同じくする民有林団地内に、保育、素材生産若しくはしいたけ生産施設等施業面積がある場合で、次の規格構造を有する作業道</p> <p>①集材又は運材を目的とした機械集材装置を備えた運材索道</p> <p>②延長：単年度当たり 200m 以上</p> <p>③工種、基準額等：別に定めるところによる</p> <p>④機械集材装置のグランドリード方式と運材索道のヤエン及び釣瓶式、スイングヤーダ及びタワー ヤーダは除くものとする</p>	<p>①市町村、森林整備法人、森林組合、知事が適當と認めた林業者の協業体又は森林所有者が当該作業道を架設・撤去するのに要する経費</p> <p>②森林整備法人、森林組合又は知事が適當と認めた林業者の協業体若しくは森林所有者が当該作業道を整備するのに要する経費に対して市町村が「補助率」欄に掲げる率を下回らない補助率で補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>定額(額は毎年別に知事が定める。)</p>
作業ポイント(山土場)	<p>補助対象森林が森林法第 11 条に規定する森林經營計画対象森林(森林經營計画に基づく間伐事業の完了年度の翌年度までに当該森林が森林經營計画の対象森林となることが確実なものを含む。)内の間伐等を対象とした、間伐等の各工程に係る効率的な作業等を利用する用地の整備で、次の規格構造を有するもの</p> <p>①利用可能な区域の整備面積は、1 か所当たり 100 m<sup>2</sup>以上とする</p>	<p>①市町村、森林整備法人、森林組合、知事が適當と認めた林業者の協業体又は森林所有者が当該作業ポイントを整備するのに要する経費</p> <p>②森林整備法人、森林組合、知事が適當と認めた林業者の協業体又は森林所有者が当該作業ポイントを整備するのに要する経費に対して市町村が「補助率」欄に掲げる率を下回らない補助率で補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>補助対象経費の 2/3 以内。ただし、災害路線で、知事が特に必要と認めるものについては 3/4 以内とする</p>

\* 上記表に規定する補助対象経費の内容は、林業經營作業道、葉脈路及び作業ポイントについては以下の①～④、架線作業道については①、③、④とされている。

- ①間伐等の森林施業があり、木材生産を行うのに必要な作業道等の作設に要する経費
- ②台風等異常な天然現象によって被災し、木材生産に必要な作業道等の復旧に要する経費
- ③森林火災等による集団被災木の処理のため、知事が特に必要と認める作業道等の作設に要する経費
- ④その他知事が特に必要と認めた作業道等作設に要する経費

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	27,000(100%)	27,000 (100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
補助金	288,867	事業実施主体に対する補助
事務費	581	消耗品購入
合計	289,448	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

森林経営計画区域内での路網開設について、以下のとおり、数値目標を設けた。

- ・群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）：9年間で1,300km
- ・群馬県森林・林業基本計画 2021-2030：10年間で2,900km

ただし、群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）は、平成27年度に計画見直しとなって計画期間を1年間前倒しして平成31年度までの9か年計画となり、新たな群馬県森林・林業基本計画 2021-2030には令和2年度の目標値は設定されていないため、令和2年度については数値目標が存在していない。

②達成状況

達成状況は、以下のとおりである。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
開設距離 (km)	0	21	79	127	120	155	156	156	161	調査中
累計(km)	0	21	100	227	347	502	658	814	975	
達成率 (%)	0	2	8	17	27	39	51	63	75	

\*平成23年度末時点の林道・作業道開設実績（累計）は以下のとおり。

林道 2,413km + 作業道 3,250km = 5,663km

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）補助対象事業の明確化について（意見 13）

補助対象事業の明確化を図るため、対象となる事業を具体的に要綱・要領等に明記すべきである。また、暫定法及び同要領を準用して補助対象事業に該当するか否かを判断するのであれば、その旨、当該補助金に関する要綱又は要領に明記しておくべきである。

#### （現状及び問題点）

当該事業は、林業作業道（森林作業道）の開設、改良等を行うものに対して補助金を交付するものであるが、その対象となる事業は、林業経営作業道・葉脈路については開設と改良、架線作業道については作設、作業ポイント（山土場）については整備のみで、それらの維持管理は対象外とされている。

しかしながら、当該補助金について定める群馬県林業作業道総合整備事業補助金交付要綱及び群馬県林業作業道総合整備事業事務取扱要領には、補助対象経費に関する定めとして「整備」、「架設」、「撤去」、「作設」、「復旧」といった用語は記載されているものの、どのような作業・工事までがそれらに該当するのかを定める明確な規定はない。

担当部署に確認したところ、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下、本項において「暫定法」という。）に関して国が定める「林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領」を準用して同要領第5条第2号の各号に規定された工事を「維持工事」と判断し、「維持工事」と判断されたものについては、当該事業の補助対象事業の対象外であると判断しているとのことであった。

しかしながら、暫定法及び同要領は、林道災害復旧事業の根拠法令ではあるものの、当該事業は林道災害復旧に関する事業ではなく、当該事業との直接の関係性はない。

また、当該事業に関する交付要綱及び事務取扱要領には、暫定法及び同要領を準用する旨の定めは何らなされていない。

そうであるにもかかわらず、当該事業に関し、暫定法及び同要領を準用する運用を続けることは、明確な定めのない基準に従って補助金の交付を行っているものと言われかねない。

#### （改善策）

補助対象事業の明確化を図るため、対象となる事業を具体的に要綱・要領等に明記すべきである。また、暫定法及び同要領を準用して補助対象事業に該当するか否かを判断するのであれば、その旨、当該補助金に関する要綱又は要領に明記しておくべきである。

## (2) 補助対象経費の明確化について（意見 14）

現在の運用どおり、当該補助金の補助対象経費を「実行経費又は積算額のいずれか低い額」とするのであれば、補助対象経費の明確化を図るため、その旨、当該補助金に関する要綱に明記すべきである。

### (現状及び問題点)

当該補助金の補助対象経費及び補助率は、当該補助金に関する群馬県林業作業道総合整備事業補助金交付要綱の別表に定められている（具体的な補助対象経費及び補助率等は、前述の第1項（4）事業計画及び内容記載のとおり。）。

しかしながら、実際には、当該補助金の補助対象経費は、「実行経費」と「積算額（毎年度県が設定し関係者へ送付する基準単価×数量）」のいずれか低い額とされ、その額を基準として補助金の交付が行われている。そして、要綱及び要領の条項自体には、その旨の記載はない。

ヒアリング時に担当部署に確認したところ、当該補助金に関する事務取扱要領別記様式第3号第3項に規定されている旨の回答があったが、同様式はそもそも県において補助金の交付を決定したときに申請者に対して通知する書式（同要領別記様式第3号）に過ぎないものであり、かつ、同書式の中にも以下のような記載があるのみである。

別記様式第3号 群馬県指令 第 号	補助事業者
年 月 日付け 第 号で申請がありました、 年度林業作業道総合整備事業補助金について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）第5条の規定により、下記のとおり交付決定します。	
年 月 日	
事務所長 (印)	
記	
1 補助金交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった、林業作業道総合整備事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。	
2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については別に通知するところによる。	
補助対象経費	円
補助金の額	円
3 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、2の補助金の額とのいずれか低い額とする。	

同様式の記載から「補助金の補助対象経費は、『実行経費』と『積算額（毎年度県が設定し関係者へ送付する基準単価×数量）』のいずれか低い額とする」旨の定めがあるという結論が導き出せるのかどうかそもそも疑問であるが、補助対象経費や補助率は要綱に明確に定められているにもかかわらず、補助対象経費を直接的に定めたものではない要領添付の様式により、具体的な補助金の交付決定額が定まるのは不自然である。また、補

助金を申請する申請者に対する説明としても不十分であると言わざるを得ない。

#### (改善策)

現在の運用どおり、当該補助金の補助対象経費を「実行経費又は積算額のいずれか低い額」とするのであれば、補助対象経費の明確化を図るため、その旨、当該補助金に関する要綱等に明記すべきである。

## ■ 1 2. 森林整備地域活動支援

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	17,051	14,491	2,560	
令和元年度	16,813	10,429	6,384	
令和2年度	15,319	7,165	8,154	

#### (2) 事業目的

森林法及び森林・林業基本法の規定に基づき、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林経営計画の作成や森林境界の明確化等に必要となる活動を支援し、持続的な林業経営を促進する。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (1) 持続経営可能な森林づくり ①森林経営計画の作成促進
根拠法令等	森林法、森林・林業基本法 群馬県森林整備地域活動支援基金条例

#### (4) 事業計画及び内容

市町村との協定に基づき、意欲と能力を持って森林施業の集約化等の活動をする森林所有者や森林経営の委任を受けた者に対し、面積当たりの一定額を上限に、活動の対象となる森林内で行った対象活動に掛かった経費（活動経費）を、活動メニューごとに定められた交付金の上限額の範囲内で、交付する事業である。活動経費に含めることが

できる経費は、活動に要した人件費、燃料費、資材費、通信運搬費、会議室・機械器具の借料等である。

交付金の対象となる事業は、国が定めている。事業の具体的な内容、交付金の上限額等は、以下のとおりである。

活動メニュー	支援内容	活動対象にできる森林	交付単価(円) (1ha当たり)	交付金の上限額
森林経営計画作成促進	経営委託－森林経営計画作成と計画期間における集約化間伐実施の合意形成活動を行う場合のそれらの活動に対する支援	森林経営計画が作成されていない森林	38,000	交付単価の4分の3 ＊交付単価の2分の1は国費負担。 ＊交付単価の4分の1は県費負担
	共同計画等－森林経営計画を作成するために必要な活動に対する支援		8,000	
	間伐促進－森林経営計画の計画期間内において、計画を変更し新たに集約化間伐実施の合意形成をするために必要な活動に対する支援	森林経営計画が作成されている森林	30,000	
森林境界の明確化	森林境界の測量や確認に必要な活動に対する支援	森林境界が不明瞭な森林	境界確認 16,000	＊交付単価の4分の1は県費負担
			測量実施 45,000	
森林経営計画作成・森林境界明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成、森林境界明確化等をすすめる上で必要となる作業路網の簡易な改良に対する支援	森林経営計画作成促進、森林境界の明確化の対象森林	40,000	

\*森林経営計画作成促進では、不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合は 14,000 円/ha が交付単価に加算される。不在村森林所有者に対する合意形成活動の実施に伴い、同所有者の所有森林のG P S による境界の測量を行った場合には、さらに 17,000 円/ha が交付単価に加算される。

\*森林境界の明確化では、不在村森林所有者が現地立会を行った場合には、13,000 円/ha が交付単価に加算される。

令和2年度における交付実績は、以下のとおりである。

事業主体	活動	内容	件数・面積	事業費(円)	交付額(円)
富岡市	鎌川東部	森林経営計画作成促進	経営委託 14.97ha	4件 568,860	426,645
			共同計画等 11.43ha	4件 91,440	68,580
			間伐促進 12.43ha	4件 372,900	279,675
		森林経営計画作成・森林境界明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進 11.67ha	1件 466,800	350,100
南牧村	南牧村	森林経営計画作成促進	経営委託 27.30ha	1件 1,037,400	778,050
			共同計画 42.70ha	1件 341,600	256,200
			間伐促進 12.70ha	1件 381,000	285,750
		森林経営計画作成・森林境界明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進 70.00ha	1件 2,800,000	2,100,000
甘楽町	鎌川東部	森林経営計画作成促進	間伐促進 26.00ha	2件 780,000	585,000
合計			7件 229.20ha	6,840,000	5,130,000

#### (5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	10,285(67%)	—	5,034(33%)	15,319(100%)

その他特定財源は、「群馬県森林整備地域活動支援基金」である。同基金は、平成14年度から、県の申請に基づいて国から交付された交付金をもとに設置した基金である。

群馬県森林整備地域活動支援基金条例に基づき、交付金上限額のうちの国負担分相当額を取り崩して財源として使用している。

現行制度に移行した平成23年度の基金残高は約2億円、令和2年度末時点における基金残高は1億2,794万698円である。

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
補助金	5,130	交付金
積立金	2,035	基金への積立金
合計	7,165	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

森林経営計画認定面積について、以下のとおり、成果指標を設けた。

なお、同成果目標は、森林経営計画が認定されたすべての面積に関する目標であり、森林整備地域活動支援に基づく交付金が交付されることなく認定を受けた面積も含むものである。

	H22	H26	R1	備考
森林経営計画面積 (ha)	0	14,000	68,000	H22 の森林施業計画面積 77,000ha

※「森林施業計画」とは森林経営計画の前身の制度

②達成状況

達成状況は、以下のとおりである。

なお、達成状況についても、成果指標同様、森林整備地域活動支援に基づく交付金が交付されることなく認定を受けた面積も含むものである。

交付金が交付されているのは、新しく森林経営計画が認定された面積のうちの約 10 分の 1 である。

認定面積の推移 (単位 : ha)									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年度内 認定 面積	8,691	2,263	3,122	4,252	3,631	3,019	3,451	4,495	2,889
累計 面積	8,691	10,954	14,076	18,328	21,959	24,978	28,429	32,924	35,813

\* 平成 22 年の森林施業計画面積 : 77,000ha

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 交付金の利用向上について（意見 15）

当該事業に基づく交付金の利用が集中している森林事務所管内の利用例を県内の各森

林事務所に周知するなど、交付金の利用向上に向けた取組を行うべきである。

#### (現状及び問題点)

県内においては、毎年約2,000～3,000haの面積の森林が、新たに森林経営計画の認定を受けている。

森林整備地域活動支援は、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備を促進するため、森林経営計画の作成等に必要な活動資金の一部を交付するものであるが、交付金として交付されているのは、新たに森林経営計画の認定を受けた森林のうちの約10分の1、年200～300ha程度に過ぎない。

しかも、令和2年度において交付対象となった森林は、富岡森林事務所管内の3市町村（富岡市、南牧村、甘楽町）のみであり、かつ、令和3年度の交付が予想されているのも同じく富岡森林事務所管内が中心であり、他地域はほとんどないとのことであった。

担当部署によれば、面積にして約10分の9の森林について、交付申請がなされない理由は、交付対象経費となる「活動に掛かった経費」の仕訳や管理が困難な点にあるのではないかとのことである。

当該交付金は、その交付単価のうちの2分の1が国費からの交付であることからすれば、県において、国が定めた交付対象経費の基準を、交付金の交付対象となり得る者が利用しやすいように変えることはできない。

しかし、富岡森林事務所管内を中心とした森林所有者等が毎年交付申請を行っていることに鑑みれば、森林所有者等が経費の仕訳や管理等は、手間は掛かるとしても不可能なわけではないものと考えられる。

また、当該事業に基づく交付金の利用の促進を図ることは、ひいては、当該事業の目的である森林経営計画の促進、持続的な林業経営の促進につながる非常に重要なことである。

そのため、当該事業に基づく交付金の利用をこれまで以上に広めるための何らかの方策を講ずる必要がある。

#### (改善策)

当該事業に基づく交付金の利用が集中している森林事務所管内の利用例を県内の各森林事務所に周知するなど、交付金の利用向上に向けた取組を行うべきである。

### ■ 1 3. 地域森林計画

#### 1. 事業の概要

##### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 30 年度	67,755	31,411	36,344	
令和元年度	96,981	79,264	17,717	
令和 2 年度	103,229	99,530	3,699	

#### (2) 事業目的

県内民有林の資源状況を把握し、森林を適切に利用、保全するための計画を策定するとともに、森林計画制度及び森林経営管理制度の推進を通して森林の持つ多様な機能の高度発揮を図り、林業の成長産業化と安全で快適な環境づくりを推進する。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (1) 持続経営可能な森林づくり ①森林経営計画の作成促進
根拠法令等	森林法、森林・林業基本法、森林経営管理条例

#### (4) 事業計画及び内容

##### ア 「地域森林計画」の策定

都道府県知事は、農林水産大臣が定める全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林について、5年ごとに、その計画を立てる年の翌年の4月1日以降10年を1期とする「地域森林計画」を立てなければならない（森林法第4条、第5条）。

全国森林計画上、県は、右図のとおり、「利根上流」、「利根下流」、「吾妻」、「西毛」の4つの森林計画区に区分されているため、それぞれの森林計画区別に、年度をずらして計画を立てている。

地域森林計画において定めるべき事項は、以下の11項目である。



- ①地域森林計画の対象とする森林の区域
- ②森林の有する機能別の整備・保全の目標その他森林の整備・保全に関する基本的事項
- ③伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- ④造林面積その他造林に関する事項
- ⑤間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- ⑥公益的機能別施業森林の区域の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ⑦林道の開設・改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在・その搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- ⑧委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- ⑨鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域
- ⑩森林病害虫の駆除・予防その他の森林の保護に関する事項
- ⑪樹根・表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- ⑫保安林の整備、森林法第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

令和3年4月1日時点における県内の各森林計画区別の概要は、以下のとおりである。

計画区	樹立（変更）年度	現計画期間 (年度)	対象 事務所	市町 村数	計画対象 森林面積
利根上流	令和2年度	令和3～12年度	利根沼田	5	54,932ha
利根下流	平成28年度 (H29, 30, R1, R2)	平成29 ～令和8年度	渋川・ 桐生	15	48,434ha
吾妻	平成29年度 (H30, R1)	平成30 ～令和9年度	吾妻	6	44,120ha
西毛	令和元年度 (R2)	令和元～11年度	西部・藤 岡・富岡	9	83,684ha
合計				35	231,170ha

\*県内の林野すべてのうち、国有林を除いた民有林の面積は231,275ha

地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為（土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの）をするには、原則として、都道府県知事の許可が必要となる。なお、森林計画図（1/5000の地形図（一部は都市計画図）に地域森林計画の対象となる森林の区域を示した図面）の小班（樹種、林齢、森林所有者別に設定された一時的な森林区画単位）の区域内は、原則として、地域森林計画の対象森林となる。

#### イ 地域森林計画制度及び森林経営管理制度の推進

具体的には、以下の4つの事業を実施している。

##### ①森林資源現況調査

空中写真撮影等の調査を行い、森林資源の現況調査を実施

## ②森林情報システム化推進

森林現況調査結果に基づき、森林G I S（Geographic Information Systemの略称。地理情報システム）のデータ整備及び更新を行う。

## ③森林情報活用促進

市町村の林地台帳システムの機能追加に対して補助金を交付する。

なお、令和2年度においては、補助金の交付は行われなかった。

## ④森林経営管理支援（森林環境譲与税事業）

市町村における森林経営管理制度の円滑な運用を図るため、高度化した森林情報の提供や支援体制の整備を行う。国の交付金（補助率2分の1）を利用して実施している。森林計画図の精度向上、森林空間データの整備（デジタル化した空中写真、衛星画像、地籍図等を森林G I Sに追加）及び森林資源情報の精度向上が、対象事業である。

上記①、②及び③の事業は、委託事業として実施されている。令和2年度における委託事業の概要及び内容は、下表のとおりである。なお、下表の委託契約は、令和2年度内に契約（変更契約を含む。）を締結した委託事業の一覧であり、契約期間が令和3年度にまたがるもの、委託料の支払時期が令和3年度以降となるものも含まれている。

（単位：千円）

	委託事業名	概要	設計価格又は積算価格（変更）	契約額（変更）	契約方法
i	空中写真撮影業務委託	利根下流森林計画区の空中写真撮影	9,757 (10,219)	4,367 (4,565)	指名
	＊別途実施する予定であった標定点測量の追加等に基づく契約価格の変更				
ii	ぐんま森林GIS運用保守業務委託	ぐんま森林GISの運用保守、障害対応、森林簿項目追加	5,192 (4,686)	5,192 (4,686)	随意契約1者
	＊平成27年度より運用を開始した「ぐんま森林GIS」の適正な運用・保守等のため、開発業者1者のみの随意契約とした ＊減額変更の理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、委託業者による操作研修会が中止となったため				
iii	樹種判読調査及び資源量解析調査業務委託	既存資料を活用して樹種判読及び資源量を解析し、森林資源データを精密化	94,644 (98,175)	92,048 (95,480)	指名
	＊有償版ライセンス購入の追加等に基づく契約価格の変更				
iv	路網設計システム機能	樹種判読調査及び資源量解析調査業務委託成果品	4,873	4,840	随意契約

	追加	である 3D ビューワソフトに路網設計システム機能を追加			1 者
* 路網設計システムの適正な運用のため、開発業者 1 者のみの随意契約とした					
v	ぐんま森林 GIS 改修業務委託	ぐんま森林 GIS に樹種判読調査及び資源量解析調査業務委託成果品データ、管理項目、データ更新機能の追加及び県の次期共通仮想化基盤対応のためのデータベース更新	6,160	6,160	随意契約 1 者
* 平成 27 年度より運用を開始した「ぐんま森林 GIS」の適正な運用・保守等のため、開発業者 1 者のみの随意契約とした					
vi	ぐんま森林 GIS 改修業務委託	ぐんま森林 GIS に主伐・間伐の施業収支を試算する森林資源料解析ツールを追加	8,723	8,723	随意契約 1 者
* 平成 27 年度より運用を開始した「ぐんま森林 GIS」の適正な運用・保守等のため、開発業者 1 者のみの随意契約とした					
vii	森林現況調査業務委託	利根上流地域森林計画編成で空中写真判読が困難な箇所について GPS を活用した現地確認	1,441	1,430	随意契約 1 者
* 受託者である群馬県森林組合連合会が、現地調査を確実かつ正確に実施できる唯一の団体であるため、1 者のみの随意契約とした					
viii	デジタルオルソフォト作成業務委託	利根下流森林計画区の正射写真図（デジタルオルソフォト）を作成	6,732	2,079	指名
ix	森林基本図修正業務委託	利根上流森林計画区の森林基本図を修正	7,480 (9,559)	5,005 (6,391)	指名
* 地形の変化箇所（道路、太陽光発電施設等）が認められ、修正面積を増やすことになったため、契約価格が変更となった					
x	造林地調査業務委託	利根下流森林計画区の森林計画図の情報更新を目的とした造林実施箇所の	858	858	随意契約 1 者

	現地調査			
*受託者である群馬県森林組合連合会が、現地調査を確実かつ正確に実施できる唯一の団体であるため、1者のみの随意契約とした				

#### (5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
9,098(9%)	63,958(62%)	—	30,173(29%)	103,229 (100%)

\*その他特定財源は、国から県へ譲与された森林環境譲与税である。

#### (6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	12,036	会計年度任用職員給与
職員手当等	1,725	会計年度任用職員期末手当
共済費	2,314	会計年度任用職員共済費
旅費	438	会計年度任用職員通勤手当等
需用費	409	印刷製本、消耗品購入等
委託料	82,115	樹種判読調査委託等
使賃料	493	ソフトウェアライセンス料
合計	99,530	

#### (7) 成果指標と達成状況

##### ①成果指標

森林G I S導入森林組合率100%を成果指標として掲げている。

##### ②達成状況

平成22年時点においては、森林組合の森林G I S導入率は63%であったが、平成26年度までに、100%を達成した。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 委託契約締結における見積合せの実施について（意見16）

開発業者であることを理由として一者随意契約とすることは控え、適切な指名人を複数確保して見積合せを実施した上で契約締結を検討するべきである。

#### （現状及び問題点）

地域森林計画事業においては、令和2年度内に10件の委託契約（変更契約を含む。）を

締結しているが、そのうちの半数以上にあたる 6 件は、1 者のみの随意契約により契約が締結されている。そして、この 6 件のうちの 4 件は、「システムの適正な運用・保守等のためにシステム開発業者に委託する必要がある」との理由により、1 者のみの随意契約により委託契約が締結された。

この 4 件の委託契約は、委託料をそれぞれ 468 万 6,000 円、484 万円、616 万円、872 万 3,000 円（いずれも千円未満切り捨て）とするものであり、通常であれば見積合せ等を行わなければならない金額であるが、「その性質又は目的により、契約の相手方が特定されているとき」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、群馬県財務規則第 190 条第 1 項第 2 号）に該当すると考えられるため、見積合せを省略しているということである。

確かに、専門性のあるシステムの保守等について、システムを十分に理解しているシステム開発業者に委託することの合理性があることは否定し得ない。

しかしながら、それを前提とすると、同じシステムの運用を継続する限り、永続的に、同じ会社への一者随意契約での委託契約締結を許容することとなってしまう。そのような事態が許容されることとなれば、システム導入後の運用・保守・改修等での利益を見込んだ業者が、システム導入時点における委託料のみ他社よりも低い価格を提示して委託契約を締結するといった事態が生ずることにもなりかねない。（システム導入時点において、今後長期間継続的に同じ業者に運用・保守・改修等を委託することを前提として導入を決定することも考えられるが、仮にそうであるとしても、導入時に提示等された価格等がどこまで保証されるのか否かは不透明である。）

また、専門性のあるシステムであっても、そのようなシステムの保守等を行うことができる業者が 1 者しか存在しないということはあり得ない。

さらに、1 つの特定の民間企業への委託を続けることのリスクもある。特定の 1 者のみにしかシステムの保守・運営等を任せずにいれば、その企業の経営が立ち行かなくなると同時に同システムの運用が困難となってしまうという事態が生じかねない。

#### （改善策）

開発業者であることを理由として一者随意契約とすることは控え、適切な指名人を複数確保して見積合せを実施した上で契約締結を検討すべきである。

### ■ 1 4. 自然環境保全研究

#### 1. 事業の概要

##### （1）過去 3 年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 30 年度	3,314	3,263	51	

令和元年度	2,830	2,778	52	
令和2年度	2,657	2,538	119	

(2) 事業目的

近年、野生動物の個体数や人里への出没が増加し、人と野生動物のあつれきが高まっている。そのため被害対策のための食害防止技術や効率的な捕獲技術の開発等を行い、農林業・生態系被害の軽減と野生動物の適正管理を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (1) 持続経営可能な森林づくり ④森林獣害対策の推進
根拠法令等	—

(4) 事業計画及び内容

(単位:千円)

①	獣類による人工林加害状況の把握と獣害対策の開発	1,676
②	芳ヶ平周辺地域におけるニホンジカの利用状況把握	555
③	ニホンジカの効率的捕獲の普及と地域性評価	202
④	野生生物に関する有害生物の研究	224
計		2,657

(5) 財源 (令和2年度当初予算)

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
939(35%)	—	—	1,718(65%)	2,657(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	1,944	消耗品費 (森林用自動撮影カメラ等)
委託料	594	単木柵加工機開発委託 (柵を作成するための機械制作を委託)
合計	2,538	

## (7) 成果指標と達成状況

### ①成果指標

なし

### ②達成状況

—

直接的な成果指標ではないが、毎年林業試験場では「業務報告」及び「研究報告」という形で各係による試験研究の成果が冊子として報告されている。

また、同冊子にも記載されている研究内容の一部が他の出版物（一般財団法人全国林業改良普及協会発行）にも掲載されており、一定の効果が期待されている。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 試験場機能の強化について（意見 17）

当事業の目的は森林（主に人工林）に対する獣類被害の状況把握と獣害被害への効率的かつ効果的な対策の開発である。森林における獣類（シカなど）による幼齢木や農作物等に対する食害や、樹幹の剥皮被害は過去からの重要な課題であり、本県のみならず全国的にも問題となっている。

しかしながら、抱える問題（課題）の大きさと比較して同事業への予算配分は年々減少傾向にあるとともに、従事している研究員等も2名と小規模となっている。

一定程度の研究成果が出ていることから、事業の抱えている課題（目的）を達成するため、試験場機能の強化を検討すべきである。

#### （現状及び問題点）

当事業の目的は森林（主に人工林）に対する獣類被害の状況把握と獣害被害への効率的かつ効果的な対策の開発である。毎年、同事業では研究員による何らかの研究結果報告がなされ、結果として全国的に販売されている雑誌にも掲載されることもある。

森林における獣類（シカなど）による幼齢木や農作物等に対する食害や、樹幹の剥皮被害は過去からの重要な課題であり、本県のみならず全国的にも問題となっている。

しかしながら、抱える問題（課題）の大きさと比較して同事業への予算配分は年々減少傾向にあるとともに、従事している研究員等も2名と小規模となっている。よって、問題（課題）の大きさに比べると体制整備等が追いついていないと考えられる。

#### （改善策）

一定程度の研究成果が出ていることから、事業の抱えている課題（目的）を達成するため、試験場機能の強化を検討すべきである。

具体的には、研究成果として林業情報誌等に取り上げられた獣害防除資材等の大量生産

の計画・実施（設置）や人員増加を伴う研究テーマの詳細化などが考えられる。

## ■ 1.5. 森林整備試験

### 1. 事業の概要

#### （1）過去3年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	7,220	6,556	664	
令和元年度	5,597	6,193	△596	
令和2年度	3,335	3,088	247	

予算については、研究テーマの内容等によって異なるため増減している。

#### （2）事業目的

森林の造成技術、森林の保護管理技術及び森林の保全技術に関する調査研究を行い、林業の振興と森林の適切な管理を図る。

#### （3）『群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 （1）持続経営可能な森林づくり ②利用間伐及び皆伐、再造林の推進 ③苗木の生産供給体制
根拠法令等	—

#### （4）事業計画及び内容

（単位：千円）

①	人工林の更新技術に関する研究	147
②	スギ赤枯病対策に関する研究	499
③	本県の気候風土に適した早生樹に関する調査研究	304
④	群馬緑の県民基金事業 人工林における強度間伐後の樹冠疎密度の推移に関する研究	912
⑤	樹木の病害虫に関する調査研究	774
⑥	コントナ育苗技術の高度化	699
計		3,335

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
382(12%)	912(27%)	—	2,041(61%)	3,335(100%)

その他特定財源はぐんま緑の県民税である。

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
旅費	16	旅費
需用費	1,662	消耗品費（用土、堆肥等）
役務費	20	通信費
委託料	583	樹木の病虫害に関する調査研究委託
備品購入費	775	レーザ超音波測量機器購入等
負担金	32	安全教育受講経費等
合計	3,088	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

直接的な成果指標ではないが、毎年林業試験場では「業務報告」及び「研究報告」という形で各係による試験研究の成果が冊子として公表されている。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 1 6 . 木材加工試験

### 1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位 : 千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 30 年度	5,126	140,080	△134,954	※
令和元年度	5,801	7,434	△1,633	
令和 2 年度	4,904	2,909	1,995	

※平成 30 年度は木材加工技術センター内の大型設備投資(実大強度試験機等)を行ったことで決算額が大幅に増加している。

#### (2) 事業目的

県産材の利用技術及び新たな材料開発に関する調査研究を行い、県産材の需要拡大を図る。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	—
根拠法令等	—

#### (4) 事業計画及び内容

(単位 : 千円)

①	木材加工技術センター棟管理	957
②	県産スギ心去り平角の開発	755
③	県産カラマツ材の材質特性の解明	517
④	県産スギ材による枠組壁工法部材の実用化	683
⑤	自然公園用木製資材の高耐久化に関する研究	598
⑥	大型木造建築に対応した県産材部材の研究	1,394
計		4,904

#### (5) 財源 (令和 2 年度当初予算)

(単位 : 千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	3,000(61%)	—	1,904(39%)	4,904(100%)

特定財源として民間の住宅メーカー等からの研究委託を想定していた。

#### (6) 令和 2 年度決算の主な内訳

(単位 : 千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
旅費	5	

需用費	1,884	フォークリフトやその他機械等の消耗品費
役務費	420	フォークリフト保守、万能強度試験機校正作業費
備品購入費	600	試験機器購入
合計	2,909	

#### (7) 成果指標と達成状況

##### ①成果指標

なし

##### ②達成状況

—

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 木材加工技術センターの体制強化について（意見 18）

木材加工技術センターでは、様々な測定ないし試験を経てデータ収集等を行う必要があるため、木材の伐採から運搬、加工まですべての段階で外部業者へ委託することなく基本的に職員のみで対応している。作業内容は特殊性が強く、また、危険も伴うため、職員の異動を実施しても早々に対応できる状況ではないと考える。

職員の高齢化を含め、将来的な技術継承を行うべく、体制の強化を検討すべきである。

#### （現状及び問題点）

木材加工技術センターの技術職員は、現状、係長 1 名、職員 1 名、会計年度任用職員 1 名の合計 3 名である。様々な測定ないし試験を経てデータ収集等を行う必要があるため、木材の伐採から運搬、加工まですべての段階で外部業者へ委託することなく基本的に職員のみで対応している。作業内容は特殊性が強く、また、危険も伴うため、職員の異動を実施しても早々に対応できる状況ではないと考える。つまり、新しい職員が配置されたとしても当事業に慣れるまでは一定の期間を要する。

#### （改善策）

職員の高齢化を含め、将来的な技術継承を行うべく、また、長期的な視点に立って配置検討を行うべきである。そのためには、体制の強化についても視野にいれて検討を行うべきである。

## ■ 17. きのこ試験

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	14,516	13,086	1,430	
令和元年度	12,529	12,237	292	
令和2年度	9,945	9,507	602	

#### (2) 事業目的

きのこ栽培技術の改良・開発、病害虫等の防除技術の開発及び野生きのこの栽培技術の開発等を行い、きのこ栽培者の技術の高度化、経営の安定化を図る。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (6) きのこ産業等の振興 ①安全・安心の確保 ②生産基盤の整備
根拠法令等	—

#### (4) 事業計画及び内容

(単位:千円)

①	きのこ総合実験棟管理	7,620
②	菌床きのこの省力化栽培技術の開発	763
③	菌床シイタケ栽培における害獣・害虫被害軽減技術の開発	396
④	群馬県産オリジナルきのこの栽培実用化	270
⑤	ICTを活用したきのこ生産技術開発	230
⑥	きのこ菌床再利用技術の確立	411
⑦	きのこ原木林再生技術	255
計		9,945

#### (5) 財源(令和2年度当初予算)

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	500(5%)	—	9,445(95%)	9,945(100%)

特定財源として林業試験場内で栽培したきのこを主に職員向けに販売することを想定していた。

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
旅費	1	
需用費	4,124	きのこ実験時の材料など
委託料	5,185	きのこ総合実験棟設備等保守委託
備品購入費	197	分析機器購入
合計	9,507	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

直接的な成果指標ではないが、毎年林業試験場では「業務報告」及び「研究報告」という形で各係による試験研究の成果が冊子として公表されている。

研究対象としてプロジェクトが立ち上がるため何らかの成果は求められるが数値的な指標を設けているわけではない。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) きのこ試験機能の強化について（意見 19）

当事業では、きのこ栽培技術の研究等を通じて、きのこ栽培の機械化の促進、省力化のサポートを行うとともに、大規模企業の参入により価格競争が激しくなっている本県きのこ生産者を新種のきのこ開発等を進めることでもサポートしている。

しかし、一方で、きのこ試験事業については、年々予算が減少している。

県としては、群馬県森林・林業基本計画において、令和元年度までのものと令和3年3月に発行されたものにおいても、きのこ産業の活性化に力を入れていることの記述があるが、齟齬が生じている。

補助金事業（別事業であるきのこ振興対策事業等）のみならず、きのこ研究が中心になっている同事業においても試験機能を強化することが、本県きのこ産業の活性化に向けて根本的な解決に進むと考えられる。

### (現状及び問題点)

当事業ではきのこ栽培技術の研究等を通じて、きのこ栽培の機械化の促進、省力化のサポートを行うとともに、大規模企業の参入により価格競争が激しくなっている本県きのこ生産者を新種のきのこ開発等を進めることでもサポートしている。

しかし、一方で、きのこ試験事業については、1. 事業の概況（1）過去3年間の予算・決算概要で記載しているように年々予算が減少している。

県としては、群馬県森林・林業基本計画において、令和元年度までのもの（2011-2019年度版）と令和3年3月に発行されたものにおいても、それぞれ「きのこ産業等の振興」、「きのこ産業等の再生」と称して、きのこ産業の活性化に力を入れていることの記述があるが、齟齬が生じている。

### (改善策)

補助金事業（別事業であるきのこ振興対策事業等）のみならず、きのこ研究が中心になっている同事業においても試験機能を強化することにより、本県きのこ産業の活性化に向けて根本的な解決に進むと考えられる。

## ■ 18. 林業構造改善対策

### 1. 事業の概要

#### （1）過去3年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	118,950	80,267	38,683	
令和元年度	420,754	270,214	150,540	
令和2年度	114,326	128,755	△14,429	

#### （2）事業目的

林業・木材産業の施設整備等に対して助成することにより、林業・木材産業の生産性の向上、地域材の安定供給及び利用の促進を図り、林業県への加速を推進する。

#### （3）『群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備
根拠法令等	林業基本法

(4) 事業計画及び内容

(単位:千円)

①	林業県ぐんま躍進対策	15,014
(内訳)	低コスト林業確立対策	
②	林業木材産業構造改革	99,312
(内訳)	高性能林業機械等の整備	
	林業機械リース支援	
	林業成長産業化モデル事業	

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
99,312(87%)	—	—	15,014(13%)	114,326(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
補助金	128,755	補助金
合計	128,755	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

林野庁に対して報告している指標として以下のものがある。なお、当該指標は、原則として5年ごとに目標設定を行っているため現状、実績が出ているものはH30年度の結果である。

指標	目標設定の考え方	現状値 (H25年度)	目標値 (H30年度)
素材生産量	県内素材生産量をH22年比倍増	265千m <sup>3</sup>	368千m <sup>3</sup>
素材生産性	効率的な素材生産システムを確立	3.46 m <sup>3</sup> /人日	8.00 m <sup>3</sup> /人日
県産材製材品生産量	素材生産量40万m <sup>3</sup> に対した加工施設	102千m <sup>3</sup>	181千m <sup>3</sup>

## ②達成状況

上記目標値に対する実績は以下のとおりである。

指標	目標値 (H30 年度)	実績 (H30 年度)	達成率
素材生産量	368 千m <sup>3</sup>	365 千m <sup>3</sup>	99. 2%
素材生産性	8. 00 m <sup>3</sup> /人日	4. 56 m <sup>3</sup> /人日	57. 0%
県産材製材品生産量	181 千m <sup>3</sup>	131 千m <sup>3</sup>	72. 4%

また、実績及び達成率を受けて各指標に対して、総合評価と称してその分析と評価、今後の課題とその解決策についても報告している。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）指標の活用について（意見 20）

指標については、林野庁の要求に応じて県全体の 5 年後の計画（目標値）を提出、その後（5 年後に）、実績結果の報告をするにとどまっている。個別の事業については年度ごとに計画と実績の対比を実施しているが、県全体指標については年度ごとの分析や評価などは行われておらず、結果として、指標に対する実績についても未達の目標が多い状況である。

県全体指標についても毎年の計画と実績を対比するとともに、その結果についても年度ごとにフィードバック（分析及び評価）すべきである。

#### （現状及び問題点）

当該事業では、国の補助金が主であるため林野庁の要請に応じて 1. 事業の概況（7）成果指標と達成状況で記載したような指標（目標設定）及び実績の報告を行っている。

また、国庫補助金に加え、県の一般財源も加えることで、国庫補助事業の対象とならない小規模な事業体に対しても補助がなされている。隣県に比べ依然として低位にある本県の生産量・生産性を飛躍させることが必要と判断された結果である。

しかしながら、当該指標については、林野庁の要求に応じて 5 年後の計画（目標値）を提出、その後（5 年後に）、実績結果の報告をするにとどまっている。個別の事業では、毎年補助事業者から実績を収集し、計画と実績を対比するとともに、年度ごとにフィードバックを行っているが、県全体指標については、年度ごとの分析や評価などは行われておらず、結果として、指標に対する実績についても未達の目標が多い状況である。

#### （改善策）

林野庁から要請される目標値の提出、5 年後の実績報告だけではなく、県独自で毎年の計画と実績を対比するとともに、その結果についても年度ごとにフィードバック（分析及び評価）すべきである。

## ■ 19. 木材等生産振興対策（ぐんまゼロ宣言住宅促進除く）

### 1. 事業の概要

#### （1）過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	31,873	19,724	12,149	
令和元年度	28,596	19,453	9,143	
令和2年度	28,167	23,275	4,892	

#### （2）事業目的

県産材流通の効率化及び安定供給の推進を図るとともに、循環型資源である木材を地域内で利用する「木を使う社会」の実現と販路拡大を目指して県産木材の利用推進を図る。

#### （3）『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 （3）加工・流通体制の強化 ②木材流通の合理化
根拠法令等	林業県ぐんま県産木材利用促進条例

#### （4）事業計画及び内容

①木材振興対策 2,623千円

需給情報対策、優良素材展示会開催ほか

②ぐんまの木で温ぬくもりのある空間づくり 9,600千円

福祉施設や教育施設等の内外装木質化や外構木造化に市町村と協調して支援

補助率：内外装の木質化 定額3千円/m<sup>2</sup>、外構の木造化1/4

③県産材流通改革促進対策 13,100千円

協定による直送取引を中心とした新たな県産材流通の構築に向けた取組を支援

補助率：1/2

④みんなで拡げるぐんま木づかい推進（森林環境譲与税事業） 533千円

ぐんまウッドスタート（ウッドスタート宣言及び木育講演会開催）

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	533(2%)	—	27,634(98%)	28,167(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報償費	401	表彰記念品等
旅費	69	旅費
需用費	595	事務用品
役務費	6	筆耕料
委託料	911	委託料
負担金等	21,293	補助金
合計	23,275	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

- 直送取引の流通量：30,000 m<sup>3</sup>（令和4年度目標）

②達成状況

- 直送取引の流通量：21,578 m<sup>3</sup>（令和2年度）

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 生産者及び製材工場の大規模化対策について（意見 21）

大手ハウスメーカーに県産材を安定供給するためには、生産者及び製材工場の規模拡大が必要になるため、小規模業者を集約し、価格競争力をつけるためにも、生産者や製材工場のM&Aに補助金を交付するなどの施策を検討すべきである。

(現状及び問題点)

生産者及び製材工場とも規模が小さい業者が多く、過当競争が行われるとともに、規模拡大による生産性向上もできていないのが現状である。

また、大手ハウスメーカーは安定的かつ大規模な供給を要求するため、小規模業者では現状、対応できない。

このためには、生産者及び製材工場の大規模化が欠かせない。

#### (改善策)

小規模業者を集約し、価格競争力をつけるためにも、生産者や製材工場のM&Aに補助金を交付する、あるいは県が中心となりM&Aのマッチングの場を提供するのも1つの方策である。

#### (2) 木材需給の現況調査の電子化について（意見22）

木材振興対策に係る需給情報をまとめた「木材需給の現況」については、書籍化を廃止し、電子開示とすることで、コスト削減を図るべきである。

#### (現状及び問題点)

木材振興対策に係る需給情報対策の一環として、「木材需給の現況」を年に1回印刷製本し書籍化している。一方、「月刊木材動態調査」については、群馬県統計情報提供システムで開示しており、「木材需給の現況」についても、書籍化は廃止し、電子開示あるいは電子配布とすることでコスト削減を図ることができる。また、書籍化の有無にかかわらず、当該情報に興味がある利用者は、電子であっても情報にアクセスしてくることが予測される。

#### (改善策)

「木材需給の現況」については廃刊し、電子データでの交付を図るべきである。また、それがSDGsにも合致すると考える。

#### (3) ぐんまの木で温もりのある空間づくり予算の執行率が低い（意見23）

「ぐんまの木で温もりのある空間づくり」事業の予算執行率が低いため、今後当該事業の予算を見直し、予算の有効活用を図るべきである。

#### (現状及び問題点)

近年の「ぐんまの木で温もりのある空間づくり」事業の予算執行状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	8,000	10,000	10,000	10,000	9,600
執行額	6,102	2,616	0	3,800	2,522
執行率	76%	26%	0%	38%	26%

上記のように予算執行率が低迷しているのは、当該事業は市町村負担もあり、当初予算では市町村が県に対して要望を出していたが、市町村の予算取りができず、事業も未了となっ

たためである。

#### (改善策)

執行率が低いのは仕方ない面もあるが、結果として、他の事業で利用できた可能性もあるため、当初予算の見積りについては、厳密に実施すべきである。

### ■ 20. 木材等生産振興対策（ぐんまゼロ宣言住宅促進）

#### 1. 事業の概要

##### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	300,000	246,566	53,434	
令和元年度	279,400	279,400	0	
令和2年度	112,690	112,093	597	

##### (2) 事業目的

県産木材を使用した住宅の建設に助成することにより、県産木材の需要拡大を進め、森林整備の促進を図る。

##### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (4) 県産材の利用拡大及び県外需要の開拓 ①外材から県産材への利用転換
根拠法令等	林業県ぐんま県産木材利用促進条例

##### (4) 事業計画及び内容

①構造材補助（補助予定戸数 310戸相当） 101,950千円

・「ぐんま優良木材」を構造材に 90%以上使用した在来軸組工法の住宅及び構造材に 35%以上群馬県産材を使用した2×4工法の住宅

・補助金額 使用量に応じて定額補助

使用率90%以上：100～600千円

2×4工法：150千円

②内装材補助（補助予定戸数 50 戸相当） 7,500 千円

- ・「ぐんま優良木材」を内装材、建具に 10 m<sup>2</sup>以上使用した住宅に助成
- ・補助金額 使用内容及び面積により補助（上限 150 千円）

③事務費 3,240 千円

（5）財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
4,500(4%)	—	—	108,190(96%)	112,690(100%)

（6）令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	227	事務用品
役務費	12	郵送代
委託料	2,728	検査委託
補助金	109,126	補助金
合計	112,093	

（7）成果指標と達成状況

①成果指標

- ・構造材補助 補助予定戸数：310 戸
- ・内装材補助 補助予定戸数：50 戸

②達成状況

- ・構造材補助 補助戸数：277 戸
- ・内装材補助 補助戸数：82 戸

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）群馬県産木材の生産振興を図るための補助金対象を住宅建設に加えホテルや旅館も対象にすべきである（意見 24）

木材等生産振興対策として、住宅建設に助成することで県産木材の需要拡大を進めてきている。補助金が与える波及効果まで勘案すると、補助金対象にホテルや旅館を加えるべきである。

### (現状及び問題点)

令和2年度までは木材等生産振興対策として、住宅が木材の消費量が多くいため、住宅の建設に助成することで、県産木材の需要拡大を進めていた。

ホテルや旅館を対象に補助金を出すことで、当該ホテル等の利用者が木の良さを知り、それで自らの住宅建設にも木を利用あるいは、木の温もりあふれるホテル等目当てに宿泊客が増えれば、波及効果が大きい。

なお、令和3年度において、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）推進モデル事業が開始されており、当該事業はホテルや旅館も対象ではあるものの、予算が10,000千円と限られた予算である。

### (改善策)

補助金が与える波及効果までも考慮すると、今後は住宅の建設に加えホテルや旅館についても対象とした補助金とし、それによって、県産木材の生産振興を図ることも検討すべきである。

## ■ 2.1. きのこ等振興対策

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	247,579	169,456	78,123	
令和元年度	241,014	173,823	67,191	
令和2年度	215,682	200,553	15,129	

#### (2) 事業目的

きのこ類を中心に特用林産物の生産振興を図るため、安全な生産機材の導入や生産施設等の基盤整備を支援する。また、本県産きのこの消費拡大を図るため、消費宣伝活動を実施・支援するとともに、放射性物質に対する安全対策を実施する。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (6) きのこ産業等の振興 ①安全・安心の確保 ②生産基盤の整備

	③担い手の育成
根拠法令等	—

(4) 事業計画及び内容

(単位:千円)

①	群馬のきのこ振興対策	200,304
(内訳)	特用林産物生産活力アップ事業	28,400
	特用林産施設等体制整備事業	170,670
	きのこ経営安定対策事業	1,234
②	特用林産物生産普及指導	880
③	きのこ流通消費拡大	2,590
④	木炭生産技術普及指導	1,400
⑤	群馬のきのこ安全確保対策	10,508
計		215,682

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
170,670(79%)	—	—	45,012(21%)	215,682(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	2,879	職員の人工費
職員手当等	215	同上
共済費	215	同上
旅費	121	同上
需用費	972	事務用品
役務費	495	郵送代
委託料	3,114	検査費用
補助金等	192,542	放射線物質の被害からの復興
合計	200,553	

(7) 成果指標と達成状況

平成23年に制定された群馬県森林・林業基本計画（平成28年3月改定版）において以下の指標を設けている。

①成果指標

項目	現状（H22年） 基準値	実績（H26年）	目標（R元年）
きのこ生産量（トン）	11,014	7,896	10,000
きのこ生産額（億円）	66	47	60
中核的きのこ生産者数	138	87	150
県内産しいたけ原木の 購入数（m <sup>3</sup> ）	13,653	8,202	13,000
農業生産工程管理 (GAP) 等取組生産者数	2	4	7
主要生産きのこ品目数	4	5	5

## ②達成状況

項目	目標（R元年）	実績（R元年）	達成状況
きのこ生産量（トン）	10,000	7,226	72.3%
きのこ生産額（億円）	60	52	86.7%
中核的きのこ生産者数	150	80	53.3%
県内産しいたけ原木の 購入数（m <sup>3</sup> ）	13,000	6,254	48.1%
農業生産工程管理 (GAP) 等取組生産者数	7	5	71.4%
主要生産きのこ品目数	5	3	60.0%

なお、令和3年3月に新たに制定された群馬県森林・林業基本計画 2021-2030 では上記のうち2項目のみが引き続き目標値として継続されるとともに新たな指標が1項目追加されている。（詳細は以下のとおりである）

項目	現状値（R元年）	目標値（R12年）
きのこ生産産出額 (千万円/年)	516	600
きのこ生産量（トン）	7,226	8,000
原木栽培における県産 資材調達率（%）	76	80

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）指標の設定及び具体策について（意見 25）

きのこ関連での指標については、生産動向や放射性物質被害の状況に応じた見直しがなされ、量より質を重視した指標への転換が図られた状況にある。

指標については、生産量や生産額（総額）のみならず、販売単価を上げることなど、産業としてより再生する方法を施策すべきである。また、目標値についても過去の踏襲を続けるのではなく、より具体性のある目標（例えば品目別の販売単価向上）設定を行うべきと考える。

#### （現状及び問題点）

当該事業の目的はきのこ類を中心に特用林産物の生産振興を図ることではある。ただし、実際に補助金として支給されているのは特用林産施設等体制整備事業として、放射性物質被害からの復興対策としてきのこの原木等の生産資材の導入経費として助成がメインとなっている。震災から 10 年が経過するが未だに放射性物質の影響が残っているため安全性が最優先であり、このような措置を取ることはやむを得ないと考える。

他方、前述したきのこ関連での指標については、産地間競争の激化などによる長期的な生産量の減少や放射性物質被害の状況に応じた項目や目標値の見直しがなされ、産業の再生を目指し量より質を重視した指標への転換が図られた状況にある。

具体的には以下のとおりである。

項目	H22 年	R 元年目標値	目標値（R12 年）
きのこ生産産出額 (千万円/年)	660	600	600
きのこ生産量（トン）	11,014	10,000	8,000

#### （改善策）

指標については、生産量や生産額（総額）のみならず、販売単価を上げることなど、産業としてより再生する方法を施策すべきである。また、目標値についても過去の踏襲を続けるのではなく、より具体性のある目標（例えば品目別の販売単価向上）設定を行うべきと考える。

## ■ 2.2. 林業金融対策

### 1. 事業の概要

#### （1）過去 3 年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 30 年度	123,458	123,199	259	
令和元年度	123,015	122,957	58	
令和 2 年度	122,742	123,588	△846	

#### (2) 事業目的

林業者が事業活動の合理化を図るために必要な機械・施設を導入するための資金に対する低利の資金の融通、利子助成による金利負担の軽減等により、林業者等の経営基盤の強化を図り、県産木材の安定供給、流通、加工体制の整備を促進する。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	—
根拠法令等	林業近代化資金利子助成交付要綱他

#### (4) 事業計画及び内容

##### ① 間伐材生産流通資金貸付 (121,394 千円)

県内民有林における間伐施業、立木取得、間伐材の流通、加工、製品購入・販売のための運転資金の貸付けを行うことにより間伐施業の推進と材の有効利用を促進し、健全な林業の育成を図ることを目的として実施している。県は、取扱金融機関に原資の一部を預託し、金融機関は3倍の協調融資を行う。なお、(一社)群馬県木材組合連合会に、事務委託を行っている。

- 資金預託金 120,000 千円
- 貸付枠 (取扱金融機関 群馬銀行) 360,000 千円
- 融資利率 (末端) 1.7%

(注) 上記、間伐材生産流通資金の預託金 120,000 千円及び事務委託費 118 千円のほか、特別会計の林業改善資金貸付金に関する弁護士費用 1,276 千円が合わせて計上されている。

##### ② 林業近代化資金利子助成 (1,634 千円)

経済発展に即応した林業の経営基盤の確立を図るため、林業経営の近代化に必要な資金について、日本政策金融公庫又は系統金融機関から融資を受けて事業を実施する林業者等に対し、予算の範囲内において利子助成金を交付するもの。なお、令和 2 年度は、4 森林事務所を通じて 7 事業者に対して実施した。

- ③ 林業改善資金特別会計への繰出金（550 千円）  
 木材産業等高度化推進資金融資促進利子補給金の不足分を繰り出す。借受者負担率が林業振興資金と同率となるように、木材産業等高度化推進資金の利子補給額から預金利子を控除した金額を最終的に林業改善資金特別会計へ繰り出す。
- ④ 農林漁業信用基金調査（8 千円）  
 (独) 農林漁業信用基金からの受託調査を実施する。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議が開催されなかったため交通費は掛らず、調査費のみであった。

(5) 財源（令和 2 年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	120,020(98%)	—	2,722(2%)	122,742(100%)

その他特定財源は、償還元金である（毎年 4 月 1 日に貸付け、3 月 31 日に返還）。

(6) 令和 2 年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
需用費	3	事務用品
役務費	5	郵送代
委託料	1,395	事務委託
補助金	1,635	
貸付金	120,000	
繰出金	550	
合計	123,588	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

貸付けをメイン業務としている訳ではないため、特に成果指標はない。

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 2 3. 森林組合強化対策

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	3,472	3,383	89	
令和元年度	3,472	3,446	26	
令和2年度	3,472	3,231	241	

#### (2) 事業目的

- 森林組合系統の中心である連合会の指導強化を図ることにより、系統組織力の発揮を図る。
- 組織管理体制の整備、事業活動の強化を図ることにより地域の森林管理の中核的な担い手として森林組合を育成し、本県の森林の健全な育成に資する。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備 ②林業事業体の素材生産能力向上
根拠法令等	森林組合法

#### (4) 事業計画及び内容

##### ① 森林組合連合会…3,100千円

- 森林組合連合会事業…2,500千円  
森林組合の役職員・作業班員の研修会などの指導事業に助成する。(補助率1/2)
- 森林組合系統共販強化対策事業…300千円  
木材の系統共販体制を強化し、県産木材の流通を振興するため、出荷組合に奨励金を交付する。(定額1m<sup>3</sup>当たり125円) →令和2年度で廃止
- きのこ原木確保資金利子補助…300千円  
原発事故で不足傾向にあるしいたけ原木等を調達する資金の利子に対して助成する。  
(補助率10/10)

##### ② 森林組合育成…372千円

- 森林組合強化対策推進費  
森林組合の経営指導、常例検査、中核組合認定など育成強化を図る。

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	3,472(100%)	3,472(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	128	事務用品
負担金等	3,103	補助金
合計	3,231	

(注)：令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修が実施されなかったこと等により、決算額が少なかった。

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

直接的な指標はないが、群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）の

- 森林 GIS 導入森林組合率
- 提案型集約化施業実施事業体数
- 中核森林組合数

などが、関連する。

②達成状況

項目	令和2年度目標 (平成28年度時点)	令和元年度実績
森林 GIS 導入森林組合率 (%)	100	100
提案型集約化施業実施事業体数	23	15
中核森林組合数	10	10

なお、群馬県森林・林業基本計画 2021-2030 では、素材生産量（千m<sup>3</sup>/年）などが森林組合に関連している。令和元年度の実績 379 千m<sup>3</sup>/年（うち、森林組合 100 千m<sup>3</sup>/年）に対し、森林組合の令和7年度の目標は 200 千m<sup>3</sup>/年、令和12年度は 250～300 千m<sup>3</sup>/年、県全体の令和12年度の目標は 500 千m<sup>3</sup>/年としている。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 2 4. 林業振興資金貸付

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	318,000	288,000	30,000	
令和元年度	318,000	288,000	30,000	
令和2年度	318,000	288,000	30,000	

#### (2) 事業目的

群馬県森林組合連合会（以下「連合会」という。）及び単位森林組合（以下「単位組合」という。）に必要な資金の貸付けを行うことにより、地域の森林整備及び管理の中核的な担い手である連合会及び単位組合の経営の安定化を図り、本県の森林の健全な育成に資する。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 （2）効率的かつ安定的な素材生産体制の整備 ②林業事業体の素材生産能力向上
根拠法令等	森林組合法

#### (4) 事業計画及び内容

本県の林業振興及び温暖化防止対策のため、必要な資金の貸付けを行う。

毎年度4月1日に貸付けを行い、①～③は翌年3月31日、④は補助金の入金後回収される短期資金

① 造林用苗木確保資金 50,000千円

連合会が造林用苗木を共同購買するための資金

利率：農林中央金庫の通知預本金利

② 林業用資材購入資金 32,000千円

連合会が林業用各種資材を共同購買するための資金

利率：農林中央金庫の森林組合向け短期貸付金利の1/2

③ 単位組合事業資金 166,000千円

連合会が、単位組合が行う林産物の生産販売事業、森林造成事業及び組合員か

らの受託事業に要する資金を融資するための資金

利率：農林中央金庫の森林組合向け短期貸付金利の 1/2—2.5%

④ 森林吸収源対策推進資金 70,000 千円

単位組合が群馬県民有林造林事業補助金交付要綱及び群馬県間伐・間伐材等生産促進事業実施要綱に基づく間伐を行うための資金

利率：農林中央金庫の通知預金金利

#### (5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	318,000(100%)	—	—	318,000(100%)

#### (6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
貸付金	288,000	貸付金
合計	288,000	

#### (7) 成果指標と達成状況

##### ①成果指標

(i) 中核森林組合数

(ii) 森林G I S導入森林組合率(%)

##### ②達成状況

項目	(i)	(ii)
目標値	10	100
令和元年度	10	100
令和2年度	10	100

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 2.5. 林業技術普及指導

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	9,831	5,474	4,357	
令和元年度	13,927	7,444	6,483	
令和2年度	12,477	8,035	4,442	

#### (2) 事業目的

林業普及指導職員を配置し、森林所有者等に対し、林業技術及び知識の普及と森林の施業等の指導を行う。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (5) 林業の担い手等の確保・育成 ②林業を支える人材の育成
根拠法令等	森林法、林業普及指導推進要綱

#### (4) 事業計画及び内容

- 林業技術普及指導 3,583千円  
地域運営及び巡回指導等により、普及指導活動を実施
- 林業改良普及協会補助 1,000千円
- 林業研究グループ活動補助 650千円
- しいたけ原木林等再生検証 5,000千円  
放射能物質の汚染状況と広葉樹の再生に向けた除染効果の検証
- 市町村森林業務支援（森林環境譲与税事業） 2,004千円  
市町村林務担当者等の基礎研修、フォローアップ研修を行う
- 林業普及指導員関東山梨ブロックシンポジウム 240千円  
各県の取組成果を発表するシンポジウムを開催する

#### (5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
5,682(46%)	2,004(16%)	—	4,791(38%)	12,477(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報償費	453	講師謝金
旅費	42	費弁旅費
需用費	627	定期刊行物
役務費	75	保険料
委託料	4,796	委託料
使賃料	398	ローン利用料
備品購入費	186	ノートパソコン
負担金等	1,458	補助金
合計	8,035	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

具体的な成果指標はないものの、群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）の実績において「森林総合監理士養成数」は目標値40人に対して実績値は19人（達成率48%）となっている。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 2.6. 林業労働力対策

### 1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	67,430	59,454	7,976	
令和元年度	67,981	54,772	13,209	
令和2年度	81,926	61,568	20,358	

(2) 事業目的

林業事業体の経営合理化や雇用環境の改善を図り、林業従事者の新規参入を促進するとともに、福利厚生の充実、技術・技能向上、労働安全衛生など担い手対策を推進し、本県の健全な森林の維持と林業の持続的な発展を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (5) 林業の担い手等の確保・育成
根拠法令等	森林・林業基本法、林業労働力の確保の促進に関する法律

(4) 事業計画及び内容

①林業就業促進総合対策	4,708 千円
・林業労働力確保支援センター活動事業補助等	2,400 千円
・新規林業就業者対策（森林環境譲与税事業）	2,308 千円
②林業労働安全衛生総合対策	1,016 千円
③森林整備担い手対策	43,844 千円
社会保険等の掛金助成、特殊健診助成、研修参加者の賃金助成等	
④ぐんま林業担い手対策	8,140 千円
ぐんま林業就業支援研修、林業技術向上研修、森林施業プランナー研修支援、人材育成・定着支援研修、ぐんま森林・林業ツアー〔首都圏編・現場見学ツアー・高校生編〕、実践学校推進協議会開催	
⑤緑の青年就業準備給付金	17,050 千円
⑥経営体能力評価システム導入支援	500 千円
⑦伐倒初心者講習（森林環境譲与税事業）	6,668 千円

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
19,868(24%)	57,922(71%)	—	4,136(5%)	81,926(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報償費	433	講師謝金
旅費	38	費弁旅費
需用費	916	燃料費等
役務費	215	重機回送料
委託料	5,165	研修委託料
使賃料	134	重機使用料
備品購入費	6,178	伐倒練習機等
補助金	48,451	給付金
公課費	38	重量税
合計	61,568	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

林業従事者数：800人（令和元年度目標）

新規就業者数：200人（令和元年度目標）→令和元年度を含む4年間の合計

②達成状況

林業従事者数：667人（令和2年度実績）

新規就業者数：168人（令和2年度実績）→令和2年度を含む4年間の合計

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 行政手続きのオンライン化について（意見26）

本県における補助金の申請については、大部分が紙での提出となっているため、補助金申請のオンライン化への移行を図ることで、県民の利便性向上及び県の業務の効率化を図るべきである。

#### （現状及び問題点）

本県における補助金の申請については、一部電子化されているものの、紙での申請が大部分である。紙での申請はオンライン申請に比べて複雑で手間が掛かるとともに、紙の無駄遣いにも繋がり、SDGsにも反する。

### (改善策)

補助金申請のオンライン化への移行を図ることで、県民の利便性向上及び県の業務の効率化を図るべきである。

### (2) 新規林業就業者確保の施策について（意見 27）

新規林業就業者は減少傾向にあるため、新規林業就業者確保のための新たな施策を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

新規就業者確保のため、林業を知ってもらい、新規就業者を確保しようという施策を実施している。現行の施策のもと新規就業者は、

平成 27 年度：61 人

平成 28 年度：52 人

平成 29 年度：48 人

平成 30 年度：37 人

令和元年度： 39 人

と減少傾向にある。

### (改善策)

現行施策では新規就業者が減少傾向にあるため、新たな施策も採用すべきである。例えば、子供の教育環境を重視する親は多いため、教育環境の充実（英語教育の充実や学年を区切るのではなく、学年と一緒にした教育・馬の飼育等をしながら自然と共生する生活等）に資金を投下し、子供の山村留学に伴い、親の移住も促し、結果として、移住者に林業を担ってもらう施策などが考えられる。またその結果定住人口が増加すれば、山林がある過疎地の活性化にも寄与し、大きな波及効果が期待できる。

### (3) 緑の青年就業準備給付金について（意見 28）

緑の青年就業準備給付金として、群馬県立農林大学校の学生のうち希望者に給付金が支給されているが、当該給付金は確定申告が必要になるため、給付金は税金を財源としている以上、事後的に確定申告の有無を確認すべきである。

### (現状及び問題点)

緑の青年就業準備給付金として、群馬県立農林大学校の学生で希望者に、1 人当たり、月額換算で 104,000 円が給付されている。当該給付金は雑所得であり、給与所得など他の所得が別にあれば、それらも併せて確定申告が必要である。現状、確定申告の必要性については、群馬県農林大学校を通じて周知しているが、実際に確定申告しているかまでの確認はされ

ていない。

#### (改善策)

当該給付金は税金を財源としている以上、確定申告は当然の義務であり、確定申告の有無について、確定申告書の控えを徴求することで確認すべきである。

### ■ 27. 補助公共治山

#### 1. 事業の概要

##### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	1,921,806	2,300,926	△379,120	
令和元年度	2,750,617	2,116,284	634,333	
令和2年度	2,775,969	2,516,613	259,356	

##### (2) 事業目的

森林の維持造成を通じて、山地を原因とする災害から県民の生命・財産を守る。また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図ることにより、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。

##### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法、地すべり等防止法

##### (4) 事業計画及び内容

集中豪雨等により被災した荒廃山地や地すべりが発生した地域等に、崩壊地の山脚の固定と溪流を安全に維持するための治山ダム工、崩壊斜面を安定させるための土留工、地すべり防止施設等を設置する。

また、低下した保安林機能を維持強化するため、森林の整備・造成等を実施し、地域の生活環境の保全を図る。

国で定められた以下の体系ごとに、補助金の対象となる事業は補助金を活用し、残りは

単独公共治山にて対応している。

① 山地治山総合対策

- 復旧治山……水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備に係る保安施設事業
- 山地災害重点地域総合対策……山地災害重点地域調査及び重点地域総合治山対策
- 流木防止総合対策……流木に起因する災害の未然防止のために渓流の上流から下流までを一体として一定の計画に基づき行う、荒廃山地の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊等の予防及び荒廃森林等の整備
- 緊急総合治山……災害関連緊急治山事業を実施した地区及びその周辺地区において、同事業に引き続き次年度以降概ね3年度において、一定の計画に基づき行う、荒廃山地の復旧整備や荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業
- 緊急予防治山……地域における減災に関する取組と併せて行う水源のかん養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業
- 緊急機能強化・老朽化対策……既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために緊急的に行う機能強化対策及び老朽化対策
- 地すべり防止……地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が指定した地すべり防止区域内の地すべり防止工事を実施する事業
- 緊急総合地すべり防止……災害関連緊急地すべり防止事業を実施した地区及びその周辺地区において、同事業に引き続き概ね3年度において、一定の計画に基づき行う地すべり防止工事
- 防災林造成
  - ・ 防災林造成……風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等による被害の防備のためのなだれ防止林、土砂流出防止林、の低位な森林の整備に係る保安施設事業
  - ・ 保安林整備……既往の治山事業施行地であって、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化した森林の改良整備及び森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類による被害により現況が著しく悪化するおそれのある海岸防災林の維持並びに治山事業施行地以外の保安林で、前記の原因のために破壊され、所期の林況に復旧する必要のある森林の改良整備に係る保安施設事業

また、森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成させるための保安林又は同項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれか及び第10号に掲げる目的を併せて達成するための保安林の買入リに係る保安施設事業

② 水源地域等保安林整備

- 水源地域整備
  - ・ 水源森林再生対策……ダム上流等の水資源の確保上必要な水源地域及び集落の生活用水等の確保上重要な水源地域等において、森林の有する水源かん養機能を高度に發揮させ、水資源の確保、国土の保全、良質な生活用水等の確保と併せ、水産資源の維持・培養、保健休養にも資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施するものに係る保安施設事業
- 奥地保安林保全緊急対策……奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、従来工法や簡易な工法等による治山施設の整備と針広混交林等への再生のための森林整備を一体的に実施するものに係る保安施設事業
- 水源の里保全緊急整備……山村集落周辺の荒廃地や荒廃森林において、山村集落における安全と安心を緊急に確保しつつ、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、地域住民等の参画も得ながら、治山施設の整備と荒廃森林等の整備を一体的に実施するものに係る保安施設事業
- 保安林整備
  - ・ 保安林改良……森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林の改良整備に係る保安施設事業
  - ・ 複層林型保安林整備推進……森林法第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林の複層林への誘導・造成に係る保安施設事業
  - ・ 保育……治山事業施行地の森林又は水源地域（水源地域整備事業の対象地域をいう。）の機能が低位な保安林の保育に係る保安施設事業

③ 治山等激甚災害対策特別緊急

- 治山激甚災害対策特別緊急……激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急治山に引き続き次年度以降概ね 3 年度において実施するものに係る保安施設事業
- 火山治山激甚災害対策特別緊急……火山活動による甚大な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急治山事業に引き続き次年度以降概ね 5 年度において実施するものに係る保安施設事業
- 地すべり激甚災害対策特別緊急……激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急地すべり防止事業に引き続き次年度以降概ね 3 年度において実施するものに係る地すべり防止工事に関する事業

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,274,524(46%)	—	1,433,000(52%)	68,445(2%)	2,775,969(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	89,364	調査測量費
工事請負費	2,270,824	請負工事費
補償費	5,298	立木補償費
事務費	151,127	職員給与等
合計	2,516,613	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

民有林治山事業による森林整備面積 (ha) 及び民有林治山事業施工面積(ha)

②達成状況

令和2年度

	目標	実績	達成率
民有林治山事業による森林整備面積 (ha)	300	185	61.7%
民有林治山事業施工面積(ha)	60	47	78.3%

事業を実施したいが、業者が不足しており、なかなか契約できないのが現状である。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 実施可能業者が少ない工事の総合評価落札方式について（意見 29）

実施可能な業者が少ない場合にまで、一律に総合評価落札方式を実施するのではなく、費用対効果を考え、総合評価落札方式と指名競争入札を実施することが望ましい。また、対応可能な業者が少ない場合には、県外に本店があり、県の受注実績がある業者にも対象を広げることを検討すべきである。

### （現状及び問題点）

吾妻環境森林事務所では、令和元年度復旧治山事業に関し、総合評価方式（超簡易型）の

一般競争入札を実施した。応札可能数（見込み）は群馬県内で 175 者と記載されている。これは、「とび・土工・コンクリート工事」が可能な業者で、790 点以上（応札当時）の県内業者が 175 者であったことによる。一般競争入札を実施するには、対象業者が 20 者必要とされており、応札可能者が十分確保されているということで、一般競争入札を実施した。

しかし、実際に応札したのは 2 者であり、このうち 1 者は予定価格以上であったことから、実際には 1 者に対して、調査を実施し、契約を結んでいる。

応札者が少なかったことについて質問したところ、「とび・土工・コンクリート工事」よりも小区分はないため、このような記載しかできないが、「とび・土木・コンクリート工事」のうち、法面工事の専門業者は県内に本社がある業者は 9 者しかなく、中之条管内には存在しない。このため、実際に応札したのは、近郊の渋川管内の 2 者のみであった。

#### （改善策）

指名競争入札よりも、総合評価落札方式の方が、より好ましい業者選定には適した方法である。しかし、その一方で、総合評価落札方式は、1 件当たりの入札手続きに延べ約 16 時間掛かるとされている。県内に法面工事の専門業者が 9 者しかないのであれば、その 9 者に対して指名競争入札を実施する方が効率的かつ効果的なのではないか。

一方で、県内に本店を置いていないが県内で受注実績がある専門業者は、令和 2 年 10 月 28 日現在 8 者該当するため、県内業者に絞らなければ、もっと多くの業者が応札した可能性もある。

県内に本社がある業者に対して一般競争入札を実施することは、県内業者の活性化及び公平性の観点から好ましいものの、実際に工事施工が可能な業者が少ない場合には、指名競争入札や県外に本社がある業者の応札も可能にするなど、臨機応変な対応をすることにより、限られた資源を有効に使うことができ、最終的には県の利益につながると考える。

#### （2）工事範囲変更の平面図添付について（意見 30）

工事範囲の一部につき次年度以降に変更したが、その工事範囲の変更において、設計図は添付されていたが、平面図が添付されていなかった。第三者が見ても間違いがないよう、平面図も添付することが望ましい。

#### （現状及び問題点）

吾妻環境森林事務所では、令和元年度復旧治山事業に関し、工事変更請負契約を行った。これは、「工事着手後に現地を再確認したところ、新たに対策工事が必要な箇所が確認され、当初計画の一部については、新規箇所と併せて施工することが適切と考えられることから、本工事面積から減じたい」とのことでのことで、固定工を当初の 1,000 m<sup>2</sup>から 420 m<sup>2</sup>減らして 580 m<sup>2</sup>とし、10,780,000 円の減額となった。

実際には、限られた予算において緊急に実施すべき工事が他に発生したことから、他の工事に予算を回すために、一部の範囲を次年度以降に回したものである。

この工事の変更に関して、設計図は添付されているが、平面図が添付されていなかった。また、当該工事分の予算を回した工事の平面図には、一部実施しなかった工事の箇所が既存工事として記載されていた。

#### (改善策)

工事の範囲を変更する場合には、第三者が見ても分かるように、平面図も添付することが望ましい。

### (3) 一部工事範囲を次年度以降に実施する場合の入札について（意見 31）

緊急に実施すべき工事が他に発生したことから、他の工事に予算を回すために、一部の範囲を次年度以降に回し、指名競争入札を実施したところ、当初の請負業者のみが予定価格を下回り落札した。

やむを得ない対応ではあるものの、後日、「群馬県公共工事入札監視委員会」などで審議し、問題がなかったことを第三者が検証することが望ましい。

#### (現状及び問題点)

吾妻環境森林事務所では、令和元年度復旧治山事業に関し、工事変更請負契約を行った。これは、「工事着手後に現地を再確認したところ、新たに対策工事が必要な箇所が確認され、当初計画の一部については、新規箇所と併せて施工することが適切と考えられることから、本工事面積から減じたい」とのことでのことで、固定工を当初の 1,000 m<sup>2</sup>から 420 m<sup>2</sup>減らして 580 m<sup>2</sup>とし、10,780,000 円の減額となった。

実際には、限られた予算において緊急に実施すべき工事が他に発生したことから、他の工事に予算を回すために、一部の範囲を次年度以降に回したものである。

令和 2 年度において予算計上を行い、当該箇所の工事を指名競争入札にて実施した。当初の工事は総合評価方式（超簡易型）の一般競争入札であったが、今回は、前年度に工事を請け負っていた業者を加えた 12 名を指名した結果、当初請負業者のみ予定価格を下回ったため、落札した。

業者からみれば、県が工事範囲を削減したことにより利益が減少したのであり、本工事の受注は当然の結果である。しかし、本来実施するはずだった工事であることから、土壤の状況等を理解しており、他の業者よりも有利であったことは否めない。一方で、優先度の高い緊急工事が発生し、予算が限られているため、このような変更はやむを得ないとも考えられる。

#### (改善策)

今回のように、一部の工事範囲を次年度以降に変更し、受注していた業者を次年度の指名競争入札で指名するような対応は、本当に緊急な場合にのみ実施されるべきであり、むやみに実施すべきではない。また、やむを得ずこのような対応を取った場合には、後日、「群馬

県公共工事入札監視委員会」などで審議し、問題がなかったことを第三者が検証することが望ましい。

## ■ 2.8. 農山漁村地域整備（治山）

### 1. 事業の概要

#### （1）過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	1,798,489	1,134,101	664,388	
令和元年度	1,924,383	1,246,099	678,284	
令和2年度	1,899,031	1,066,197	832,834	

#### （2）事業目的

健全な保安林の維持・造成を通じて、山地を原因とする災害の発生を防止し、県民の生命・財産を守る。また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図ることにより、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。

#### （3）『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 （1）公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法

#### （4）事業計画及び内容

##### ○農山漁村地域整備（「災害レジリエンス」関連）

集中豪雨等による被災の危険性が高い山地災害危険地の集中した地域等に、崩壊の未然防止や溪流からの土砂流出を防止するための治山ダム工、斜面を安定させるための土留工等を設置する。

また、水資源の確保上重要な地域において、森林の整備・造成等を実施し、地域の生活環境や河川の保全を図る。

当該事業の対象となるのは、森林法に基づいて保安林と指定された箇所のみである。保安林として指定されていないが治山の必要がある箇所に関しては、単独公共治山事業等として治山事業を実施することとなる。

当該事業は地元からの要望に基づいて実施することとしており、毎年8月に各市

町村から優先順位を付した上で事業実施要望を受け付け、その要望を参考に、国の農山漁村地域整備交付金の採択基準に合致した事業を実施している。

令和2年度決算の対象となった当該事業は43事業であり、その具体的な事業名は以下のとおりである。

①予防治山・・・40事業

地域における減災に関する取組と併せて行う水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防事業

②生活環境保全林整備・・・1事業

市街地等の周辺に存する森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備事業

③機能強化・老朽化対策・・・2事業

既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う機能強化対策事業

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
920,782(49%)	—	931,000(49%)	47,249(2%)	1,899,031(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	42,834	調査測量に関する委託費等
工事請負費	915,832	治山本工事費用等
補償金	1,899	保安林の地権者への立木補償等
事務費	105,632	職員給与等
合計	1,066,197	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

民有林治山事業による森林整備面積及び民有林治山事業施工面積について、数値目標を設けている。

②達成状況

令和2年度までの達成状況は、以下のとおりである。なお、群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）は、平成27年度に計画見直しとなり、計画期間を1年間前倒しし

て令和元年度までの9か年計画となった。令和2年度は群馬県森林・林業基本計画の空白期間となつたため、前計画の延長期間として目標値を再設定した。

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
民有林治山事業による森林整備面積(ha)	進捗率	13.4%	29.1%	38.1%	51.1%	60.5%	68.4%	73.9%	80.7%	86.3%	90.9%	
計画策定期目標(ha)	4,000	600	550	500	450	410	370	330	300	270	220	4,000
実績(ha)	単年度	534	629	362	519	375	318	218	272	223	185	3,635
	累計	534	1,163	1,525	2,044	2,419	2,737	2,955	3,227	3,450	3,635	3,635

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
民有林治山事業施工面積(ha)	進捗率	12.2%	24.7%	44.0%	53.0%	61.7%	71.2%	79.3%	86.8%	91.2%	99.0%	
計画策定期目標(ha)	600	90	80	70	60	60	60	50	50	40	40	600
実績(ha)	単年度	73	75	116	54	52	57	49	45	26	47	594
	累計	73	148	264	318	370	427	476	521	547	594	594

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）治山事業に関する情報提供について（意見 32）

「治山事業」に関する県のホームページに、相談窓口の紹介や、各市町村等において治山事業の要望を受け付けている旨の記載を追加し、「治山事業」に関する情報提供の徹底を図るべきである。

#### （現状及び問題点）

治山事業は、現在、地元からの要望に基づいて実施することとしており、毎年8月に各市町村から優先順位を付した上での事業実施要望を受け付け、その要望を参考に、事業を実施しているとのことである。しかし、県の「治山事業」に関するホームページには、治山に関する相談窓口の紹介や、各市町村において要望を募っている旨の記載はされていない。

確かに、地元住民の声を聞くためには、県よりも地元に密着している各市町村が地域住民に対して要望を受け付けている旨周知し、各市町村が受け付けた要望を県が受け付ければ十分とも考えられる。

しかしながら、全国的に空き家や所在者不明地が問題となっている現在においては、治

山事業を望む不動産所有者が、当該不動産の所在する市町村に住んでおらず、市町村に気軽に相談することができないという事態が発生することも考えられる。また、現代の情報化社会においては、行政がインターネットを用いた情報提供を積極的に行い、県民のみならず県に不動産を所有する者が情報に接することのできる機会を増やすことが求められており、県が主体的に、インターネット上で相談窓口の紹介や要望の受付に関する情報を提供することも重要であるといえる。例えば、福井県の「治山事業」に関するホームページでは、相談窓口の紹介や、治山事業の要望を受け付けている旨の記載がある。その他、広島県や岡山県のホームページにも、治山事業の要望に関する記載がある。

#### (改善策)

「治山事業」に関する群馬県のホームページに、相談窓口の紹介や、各市町村等において治山事業の要望を受け付けている旨の記載を追加し、「治山事業」に関する情報提供の徹底を図るべきである。

## ■ 29. 緊急治山

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	70,000	58,179	11,821	
令和元年度	70,000	0	70,000	
令和2年度	70,000	112,154	△42,154	

災害の発生の有無により当該事業の決算額は予算に対する変動が生じる。令和元年度において台風19号による災害に関して受けた交付額は工事の実施、工事費の支払の時期により令和2年度に繰越しとなっていることから、令和元年度決算額は0となっている。

#### (2) 事業目的

森林の維持造成を通じて、山地を原因とする災害から県民の生命・財産を守る。また、生活環境の保全・形成等を図ることにより、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全

	(1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法、地すべり等防止法

(4) 事業計画及び内容

○緊急治山

異常気象等による災害によって民有林に新たに発生若しくは拡大した荒廃山地又は雪崩発生地に対し、緊急に復旧整備を実施する。

<国補助率>

- ・災害関連治山：2/3

※事務費：工事の設計・施工監理等に係る需用費等

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
41,162(59%)	—	20,000(28%)	8,838(13%)	70,000(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
工事請負費	110,550	請負工事費
補償金	1,604	立木補償費
合計	112,154	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）における治山事業の数値目標

- ・民有林治山事業による森林整備面積 4,000ha
- ・民有林治山事業施工面積 600ha

②達成状況

- ・民有林治山事業による森林整備面積 3,450ha (達成率 86.3%)
- ・民有林治山事業施工面積 547ha (達成率 91.2%)

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

### ■ 3.0. 単独公共治山

#### 1. 事業の概要

##### （1）過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	2,029,000	1,862,524	166,476	
令和元年度	2,232,000	2,003,480	228,520	
令和2年度	2,018,000	1,943,920	74,080	

##### （2）事業目的

台風豪雨等により発生した荒廃林地又は施設災害のうち、国庫補助事業の採択基準に満たず対象外となる荒廃地等について地方単独の復旧事業を行い、県民生活に密着した環境の整備を図る。

##### （3）『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 （1）公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法

##### （4）事業計画及び内容

(単位:千円)

①	単独治山	1,669,678
	山地災害防止のための荒廃山地の復旧整備及び予防工事	
②	県単修繕	194,978
	治山施設の機能回復等を目的として実施する修繕工事	
③	保安林リフレッシュ	74,133
	機能低下した保安林の機能回復のための森林整備	
④	落石防護壁緩衝機能回復ほか	79,211
	既設落石防護壁の機能回復のための緩衝材交換等	
計		2,018,000

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	177,798(9%)	1,693,000(84%)	147,202(7%)	2,018,000(100%)

その他特定財源は市町村負担分である。

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	382,194	調査測量費
工事請負費	1,525,043	請負工事費
補助金	17,500	市町村補助
補償金	829	立木補償費
事務費	18,354	職員給与等
合計	1,943,920	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

他の事業（補助公共治山事業等）と合算した成果指標とはなるが、以下の指標がある。

- 民有林治山事業による森林整備面積（10年間で目標4,000ha）
- 民有林治山事業施工面積（10年間で目標600ha）

②達成状況

平成23年から令和2年度までの10年間での目標に対する達成状況は、以下のとおりである。

民有林治山事業による森林整備面積						単位：ha
	H23	H24	H25	H26	H27	中間計
計画値	600	550	500	450	410	2,510
実績	534	629	362	519	375	2,419
	H28	H29	H30	R1	R2	合計
計画値	370	330	300	270	220	4,000
実績	318	218	272	223	185	3,635
民有林治山事業施工面積						単位：ha
	H23	H24	H25	H26	H27	中間計
計画値	90	80	70	60	60	360

実績	73	75	116	54	52	370
	H28	H29	H30	R 1	R 2	合計
計画値	60	50	50	40	40	600
実績	57	49	45	26	47	594

なお、令和3年度から10年間の指標（目標）についても現時点では設定されており、「民有林治山事業による森林整備面積」が10年間で3,000ha、「民有林治山事業施工面積」が10年間で600haとなっている。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）新たな指標等の設定について（意見33）

当該事業の規模は大きくここ5年では20億円を超える予算となっている。

しかし、このような多額の予算規模であるにもかかわらず、当該事業における指標や目標値については、事業に直接関連する具体的な目標とは言い難く、また、県民にとっても分かり難いものとなっていると考えられる。

具体的な指標を県独自に設定することが、県民に対する説明責任を果たすことにもつながると考えられる。例えば、県ホームページに以下の記載があるように、当該部分に対して目標値を設定することなどが考えられる。

「山地災害危険地区は県内民有林に4,466箇所あるが、治山事業等を着手した割合は約70%に止まる。」これを受け、今後10年ないし各年度での着手割合など。

#### （現状及び問題点）

当事業は国の補助事業で採択されない荒廃林地等の復旧を県が単独（一定割合で市町村も負担）で行うこと、県民にとって森林を含めたより良い生活環境を作ることが目的である。

また、予算規模としても他の事業に比べ大きい状況である。以下は、県が発行している「令和2年度治山事業及び保安林制度のあらまし」に記載されている過去の予算推移（当初予算額）である。

（単位：百万円）

	H9	H15	H20	H25	H26	H27
単独治山	1,896	1,076	1,366	1,595	1,658	1,700
	H28	H29	H30	H31	R2	
単独治山	2,000	2,030	2,029	2,232	2,018	

上記のとおりここ5年では20億円を超える予算規模となっている。

ここ数年気候変動等の影響もあり、本県においても台風によるものを含め自然災害による被害が増えており予算規模の増加傾向も仕方ない状況ではある。

しかしながら、このような多額の予算規模であるにもかかわらず、当該事業における指標

や目標値については、事業に直接関連する具体的な目標とは言い難く、また、県民にとっても分かり難いものとなっていると考えられる。

#### (改善策)

予算規模が大きい以上、県民にとっても関心が高い分野であると考えられるため、より具体的な指標を県独自に設定することが、県民に対する説明責任を果たすことにもつながると考えられる。例えば、県ホームページに以下の記載があるように、当該部分に対して目標値を設定することなどが考えられる。

「山地災害危険地区は県内民有林に 4,466 箇所あるが、治山事業等を着手した割合は約 70%に止まる」

これを受け、今後 10 年ないし各年度での着手割合を設定するなどが考えられる。

#### ○. 吾妻環境森林事務所

コメントする対象は以下の事業（案件）である。

事業	事業名	施工箇所名	契約日	完成期限	最終執行額 (税込)	請負者(受託者)
単独公共 治山	令和 0 2 年度県单 治山事業	吾妻郡中 之条町大 字四万 (渡戸) 地内	R2/10/16	R3/3/25	6,776 千円	群馬県森林組 合連合会

#### (2) 調査現場の変更について（意見 34）

当初予定していた調査現場が、後に地権者の承諾を得られず、現地立入りができないことにより調査現場の場所を変更しているが、現場が変更になり全く別の場所になった以上、業務委託内容も大幅に変更になることから、改めて委託業務の設計を行い委託事業者の選定についての入札をやり直すべきである。また、業務を委託する場合、地権者の同意の事前確認を徹底すべきである。

#### (現状及び問題点)

当契約は治山のための施設の設置や森林整備を目的として、実際に工事を行う前段階の現地調査、測量、設計等の委託業務である。

契約については、指名競争入札により群馬県森林組合連合会が落札、業務の委託をしている。

当契約は、当初契約から 2 回の契約変更を行っている。

第 1 回の変更では、地権者の承諾を得られず、現地立入りができないことを理由に工期を

延長しているが、その後令和3年1月に調査現場を中之条町大字四万（渡戸）から、中之条町大字大塚（清河）に代替えしている。

第三者の所有する土地への立入りについて、所有者等の承諾を得ることができず、受注者が業務を履行することができないと認められるときは、業務の全部又は、一部を中止すべきである。

また、調査現場が全く別の場所になった以上、委託業務内容も大幅に変更になることから、改めて委託業務の設計を行い委託事業者の選定についての入札をやり直すべきである。

業務を中止した場合の費用については、既履行の費用、損害を及ぼした場合の費用など発注者と受注者が協議して決めることがとされているが、伺書等の決裁文書の中では、その場合の費用負担額等を見積もって具体的な金額の多寡を判断して現場の代替えを決裁した形跡は見受けられず、そもそも現地調査の現場を代替えしたことについては決裁文書に記載されておらず、打合せ記録簿に記載されているのみであった。また、現場が変更になっているにもかかわらず、工事名も当初の現場のままとなっており外形的には現場が変更になったことがわからない状況にある。

(単位：千円)

	契約日	工期	契約金額	増減額	変更理由
当初	令和2年 10月16日	令和2年 12月16日	5,225		
第1回 変更	令和2年 12月2日	令和3年 3月25日	5,225	-	地権者の承諾については発注後、再確認を行ったところ現地立入りの承諾を得られず、協議に時間を要したため工期内完成が困難になった。
第2回 変更	令和3年 3月11日	令和3年 3月25日	6,776	1,551	①現地再検討の結果、上流の溪岸浸食まで測量が必要、測量延長したい。 ②上流の溪岸浸食の状況から治山ダムが2基必要、増やしたい。

#### (改善策)

調査現場が全く別の場所になった場合、委託業務内容も大幅に変更になることから、改めて委託業務の設計を行い委託事業者の選定についての入札をやり直すべきである。

また、業務を委託する場合、地権者の同意の事前確認を徹底すべきである。

## ■ 3.1. 保安林対策

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	3,931	3,882	49	
令和元年度	5,125	4,855	270	
令和2年度	2,996	2,332	664	

#### (2) 事業目的

公益上重要な森林を保安林に指定し、保安林の持つ多面的機能（水源のかん養、山地災害防止、都市周辺の環境保全、公衆の保健機能等）を保全・管理することにより、国土の保全等の公益の確保を図ることを目的とする。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 （1） 公益的機能の高い森林づくり ②森林の適正な保全
根拠法令等	森林法、保安林整備管理事業実施要領

#### (4) 事業計画及び内容

森林法に基づき、知事が行うこととされている保安林に関する以下の事務を実施する。

##### ① 保安林の指定・解除等に関する事務

森林法に基づき、保安林の指定及び解除等に関する事務を行う。保安林の指定・解除は、森林法に掲げる目的を達成するための必要性の有無により行うため、数値目標等は設けられていない。

過去3年間における保安林の指定及び解除の実績は以下のとおりである。

(単位:上段=件数、下段=面積ha)

保安 林種	平成30年度		令和元年度		令和2年度		合計	
	指定	解除	指定	解除	指定	解除	指定	解除
水源 かん 養	1	1	2		1	1	4	2
	23.7116	0.0949	83.2822		1.4394	0.311	108.4332	0.4059

土砂	17	17	9	6	14	2	40	25
流出 防備	130.9485	1.6566	129.3872	0.4879	72.4252	0.139	332.7609	2.2835
土砂 崩壊 防備		1	1		1		2	1
		0.009	1.0889		0.542		1.6309	0.009
防風		1				1	0	2
		0.0502			2.0879		0	2.1381
水害 防備							0	0
							0	0
干害	1						1	0
防備	7.2687					7.2687		0
なだ れ防 止							0	0
							0	0
落石 防止					1		1	0
				0.0915			0.0915	0
保健		(1)		(1)		(1)	0	(3)
		(0.0502)		(0.0073)		(1.7451)	0	(1.8026)
紡風							0	0
							0	0
合計	19	20	12	6	17	4	48	30
	161.9288	1.8107	213.7583	0.4879	74.4981	2.5379	450.1852	4.8365

\* ( ) は兼種保安林で、件数を重複計上

## ② 保安林の立木伐採等許認可

森林法に基づき、保安林内の立木の伐採等許認可の事務を行う。過去3年間における立木伐採の許認可の実績は、以下のとおりである。

(単位：面積 ha)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		合計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
皆伐	民有林	42	155	32	162	37	179	111	496
	国有林	12	245	8	172	8	249	28	666
択伐	民有林	18	3	28	2	7	2	53	7

	国有林	1	0	0	0	2	1	3	1
間伐	民有林	112	882	124	1,050	130	827	366	2,759
	国有林	18	442	5	226	7	495	30	1,163
合計	民有林	172	1,040	184	1,214	174	1,008	530	3,262
	国有林	31	687	13	398	17	745	61	1,830
	計	203	1,727	197	1,612	191	1,753	591	5,092

### ③ 保安林台帳の整備事務

森林法に基づき、保安林指定時の保安台帳及びその付属図の調整・保管、保安林台帳の記載事項変更時の訂正、記載事項に係る移動状況等の把握（土地登記簿の閲覧等）を行っている。

### ④ 保安林標識等の設置事務

森林法に基づき、保安林の指定又は保安施設地区からの転換時における保安林標識等の設置事務を行っている。

保安林標識は県が業者より購入し、設置については業務委託により行っている。

令和2年度においては、三者から見積書を徴した上、随意契約により委託を行った。

### ⑤ 保安林損失補償評価調査事務

保安林の指定に伴い私有財産に制限（禁伐・択伐等）を受ける者に対し、森林法に基づき損失補償の要否、評価、補償請求者への通知等の事務を行っている。

令和2年度においては、4名に対して補償金の支払を行った。

## （5）財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
27(1%)	3(0%)	—	2,966(99%)	2,996(100%)

## （6）令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	1,288	保安林標識購入費
役務費	28	通信費
委託料	891	保安林標識設置委託
補償金	125	保安林損失補償金
合計	2,332	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 3.2. 保安林管理

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	3,813	3,770	43	
令和元年度	962	957	5	
令和2年度	3,880	3,508	372	

(2) 事業目的

保安林は、目的により17種類あるが、そのうち、①水源かん養保安林、②土砂流出防備保安林、③土砂崩壊防備保安林の3種類は、農林水産大臣が指定解除権限を持っている。これら3種類の保安林の適正かつ円滑な整備・管理を行い、森林の公益的機能の維持を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり (2) 森林の適正な保全
根拠法令等	森林法

(4) 事業計画及び内容

森林法に基づき農林水産大臣権限とされている保安林について、国から業務委託さ

れた次の事務を行う（国からの委託のため、資金は全額国庫支出金による）。

- 保安林の指定・解除調査事務

保安林の指定又は解除に関し、指定計画地等について、森林調査、地籍調査及び不服等申出地調査や保安林指定調査等の作成を行う。

- 保安林損失補償事務

保安林の損失補償に係る適否判定調査、評価調査、補償請求書の経由等の事務を内容とし、適否判定調査事務、評価調査事務、補償請求書の経由等を行う。

- 保安林適正管理等事務

保安林の管理の実態を調査することを内容とし、「保安林適正管理調査要領」により行う。

#### （5）財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
3,880(100%)	—	—	—	3,880(100%)

#### （6）令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
旅費	53	
需用費	320	
委託料	3,135	衛生デジタル画像整備委託 保安林整備事業調査委託
合計	3,508	

（注）：衛生デジタル画像整備委託は、2年に1度実施。保安林整備事業調査委託は、18か所を保安林指定後5年に1度ずつ実施するため、年ごとに差がある。

#### （7）成果指標と達成状況

##### ①成果指標

山地災害危険地区における保安林指定面積（ha）

##### ②達成状況

令和2年度累計目標 (平成28年度時点)	令和2年度累計実績
500 ha	800 ha

民有林の保有者が、保安林の指定の希望があるかどうかで、達成状況に影響を受ける。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 3.3. 保安林管理事務推進

### 1. 事業の概要

#### （1）過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	16,646	16,619	27	
令和元年度	16,664	16,648	16	
令和2年度	15,777	15,180	597	

#### （2）事業目的

保安林の適正な管理及び運営の促進を図ることにより、県民等からの保安林台帳閲覧申請や照会等に正確かつ迅速に対応する。

#### （3）『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 （1）公益的機能の高い森林づくり ②森林の適正な保全
根拠法令等	森林法、森林法施行規則

#### （4）事業計画及び内容

○保安林管理事務 13,786千円

会計年度任用職員を配置して次の事務を行う。

・指定、解除、地籍等異動（分合筆・所有権移転等）の確認結果及び国土調査による地籍異動に伴う台帳の整理（加除訂正）

・上記に基づく保安林台帳の適正な管理

（7名：各環境森林・森林事務所）

○保安林台帳整備 1,991千円

会計年度任用職員を配置して次の事務を行う。

・指定、解除、経常地籍等異動（分合筆・所有権移転等）の確認結果及び国土調査によ

る地籍異動に伴い加除訂正された台帳の確認

- ・上記に伴う加除訂正された台帳データの電算入力等  
(1名：県庁)

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	34(0%)	—	15,743(100%)	15,777(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	11,024	年会計年度任用職員報酬
職員手当等	1,663	年会計年度任用職員期末手当
共済費	2,102	年会計年度任用職員共済費
旅費	391	年会計年度任用職員通勤手当
合計	15,180	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

各事務所において、調査する市町村の副本である保安林台帳及び附属図を、土地登記事項・公図（地図・地図に準ずる図面）と照合し、保安林の所有者・地籍・地番・地目・所有者以外の権利等の異動確認調査を行い、保安林台帳及び附属図の訂正を実施する。

経常地籍等異動確認調査計画（令和2年度） 15,240 筆

（各事務所における計画数）

渋川森林事務所：2,945 筆、西部環境森林事務所：1,755 筆、藤岡森林事務所：2,692 筆、富岡森林事務所：2,291 筆、吾妻環境森林事務所：1,839 筆、利根沼田環境森林事務所：1,839 筆、桐生森林事務所：1,879 筆

②達成状況

経常地籍等異動確認調査実績（令和2年度） 16,576 筆

（各事務所における実績数）

渋川森林事務所：3,024 筆、西部環境森林事務所：1,794 筆、藤岡森林事務所：2,673 筆、富岡森林事務所：3,222 筆、吾妻環境森林事務所：1,875 筆、利根沼田環境森林事務所：1,885 筆、桐生森林事務所：2,103 筆

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）保安林台帳の整備について（意見 35）

保安林台帳について各事務所において調査が行われ保安林台帳及び附属図の訂正が実施されるが、保安林情報管理システムへの入力は森林保全課にて行っている。各事務所での保安林台帳及び附属図の訂正入力の際に保安林情報管理システムへの入力も実施するなどの事務手続の効率化が望まれる。

#### （現状及び問題点）

保安林台帳の整備は各事務所と森林保全課にて行われており、保安林台帳の訂正に関する調査は各事務所で実施されている。各事務所において調査のうえ、訂正された保安林台帳及び附属図は印刷され森林保全課へ送付され、その後森林保全課にて保安林情報管理システムへの入力を行っている。

#### （改善策）

各事務所における保安林台帳及び附属図の調査訂正の際に合わせて保安林情報管理システムへの入力を行うことで事務手続の効率化を図るべきである。

## ■ 3 4. 森林保全管理

### 1. 事業の概要

#### （1）過去 3 年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 30 年度	4,609	4,725	△116	
令和元年度	4,736	4,878	△142	
令和 2 年度	5,302	4,933	369	

\* 当初予算は前年度の実績で要求をしたが、平成 30 年度及び令和元年度においては、森林保全管理巡視指導員の報酬が年度内に改定されたため、これらの年度の決算額は当初予算を上回ることとなった。なお、不足額に関しては、各年度内に増額補正を行い、対応した。

報酬の改定状況は、以下のとおりである。

- ・平成 29 年度まで 日額 6,810 円
- ・平成 30 年度 日額 7,000 円
- ・令和元年度から 日額 7,210 円

(2) 事業目的

定期的に森林を巡回し、森林保全予防啓発を行うことにより、森林への入山者の増加等に伴う林地の汚染、不法投棄、山火事の発生等の森林被害の防止を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり (2) 森林の適正な保全
根拠法令等	森林法

(4) 事業計画及び内容

森林に係る各種被害を防止するため、森林保全巡視指導員（会計年度任用職員）を任用するとともに森林保全推進員（ボランティア）を認定し、それらの者による定期的に森林のパトロールにより、森林所有者や入林（山）者などに対する森林の適切な管理や保護についての方法等の指導等を実施し、重要な機能を持つ大切な森林の保全を図っている。

保全管理の対象地域は、群馬県内の林野すべてのうち、国有林を除いた約 23 万ヘクタール（231,275ha。令和 2 年 4 月 1 日現在）である。

森林保全巡視指導員及び森林保全推進員の概要は、以下のとおりである。

名称	森林保全巡視指導員	森林保全推進員
身分	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号）	ボランティア（任期 3 年） ＊任期途中で交代等があった場合、後任者の任期は前任者の残任期間
職務	①森林保全推進員に対する指導、助言 <b>【指導事項】</b> ・巡視区域内の保安林その他制限林等の位置及び種別等 ・入林の状況及び森林レクリエーション施設の利用状況等 ・適正な装備及び遭難の未然防止に関する知識並びに地形、気象等に関する情報を森林利用者に提供するための知識 ・案内標識、山火事予防標識灯	巡回及び山火事防止・無許可伐採に対する指導等 <b>【巡回等の内容】</b> ①山火事の防止に関する事項 ②無許可伐採等に関する事項 ③森林の産物の損傷等の防止に関する事項 ④災害の早期発見等に関する事項 ⑤森林の保護及び管理活動の指導に関する事項 ⑥廃棄物不法投棄発見に関する事項

	<p>の点検及び保全の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の自然形体及び森林施業に関する知識</li> <li>・森林利用マナーに関する知識</li> <li>・自然環境保全についての世論の動向等</li> <li>・森林の保全管理活動の指導に関する知識</li> </ul> <p>②森林保全管理に係る巡視業務</p> <p>③荒廃森林及び未整備森林の調査業務</p>	<p>⑦その他森林保全に関する事項</p>
設置人数	7人（各環境森林事務所及び各森林事務所に1人ずつ）	54人（各市町村1人以上） ＊令和3年4月1日現在
勤務日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間96日以内</li> <li>・年次有給休暇あり</li> </ul>	地域の実情に応じ、環境森林（森林）事務所等が活動を依頼する。概ね、月1日程度
勤務時間	午前9時～午後4時 (うち休憩1時間)	
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日額7,210円</li> <li>・交通費は別途支給</li> </ul>	無償 交通費等の支給なし
活動報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月：指導員から環境森林・森林事務所長への報告</li> <li>・半期ごと：各所長から環境森林部長への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月：推進員から環境森林・森林事務所町への報告</li> <li>・半期ごと：各所長から環境森林部長への報告</li> </ul>

また、令和2年度の巡視活動実績は、以下のとおりである。

事務所名	パトロール対象森林面積(ha)	指導取締等の件数															
		森林法関係							産物の盗採	案内板・標識板等の損傷	自然災害の発見	森林病害の発見	森林虫害の発見	森林気象災害の発見	森林の汚染	その他	合計
		林火の発見	火気の取締	無許可の伐採	無許可の開発	無許可の火入れ	植栽の義務	その他の									
渋川	17,974	0	0	0	0	0	0	101	0	2	16	6	0	23	1	149	

高崎	27,058	0	41	11	11	0	0	433	0	173	18	32	0	14	116	849
藤岡	28,473	0	22	0	0	0	0	74	2	6	17	2	4	52	0	179
富岡	26,228	0	0	0	0	0	0	42	0	44	26	59	3	1	101	276
吾妻	44,120	0	0	0	0	0	0	15	0	4	0	3	9	2	163	196
利根 沼田	55,038	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5	3	33
桐生	30,460	0	2	0	0	0	0	3	0	3	8	2	0	12	10	40
合計	229,351	0	87	11	11	0	0	668	2	232	85	106	17	109	394	1,722

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,500 (28%)	—	—	3,802 (72%)	5,302 (100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	4,766	巡視指導員報酬
旅費	146	巡視指導員旅費
需用費	21	印刷費等消耗品費
合計	4,933	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視活動延べ日数 2,000 日(年間)を、成果指標としている。

②達成状況

令和2年度の達成状況は、以下のとおりである。

事務所名	パトロール対象 森林面積(ha)	森林保護・管理活動延べ日数 ( )：指導員による日数(内数)
渋川	17,974	252 (103)

高崎	27,058	614 (178)
藤岡	28,473	133 (86)
富岡	26,228	120 (96)
吾妻	44,120	187 (103)
利根 沼田	55,038	261 (184)
桐生	30,460	351 (195)
合計	229,351	1,918 (945)

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）活動実績の把握方法について（意見 36）

活動の実態に合わせた活動実績の把握・公表を心がけるべきである。

#### （現状及び問題点）

当該事業においては、森林保全巡視指導員及び森林保全推進員（以下、「指導員等」という。）による年間の巡視活動延べ日数を成果指標として定め、毎年その達成状況を把握・公表している。

令和2年度においては、1. 事業の概要（7）成果指標と達成状況記載のとおり、成果指標を延べ日数 2,000 日（年間）と定め、達成状況を合計 1,918 日（達成率 96%）として公表した。

しかしながら、ヒアリング時に担当部署に確認をしたところ、達成状況とされている「1,918 日」という数字は、指導員等が巡視活動を行った「日数」ではなく、「回った市町村数（平成の大合併前の市町村が基準）」の合計数とのことであった。例えば、森林保全巡視指導員が、1 日で旧高崎市と旧倉渕町、旧榛名町を巡視すれば「3 日」として計算しているとのことである。

ここで、成果指標等として把握・公表されている「延べ日数」という言葉の意味を確認するに、「延べ日数」とは、「ある一つの仕事に要した日数を、仮に1人で仕上げるものとして換算した日数」のことである。指導員等が「回った市町村数」の合計数は、「延べ日数」とは言わない。1人の指導員等が1 日で3つの市町村を回ったのだとしても、それが1人の指導員等において1 日で巡視可能なものなのであれば、延べ日数はあくまで「1 日」

となるはずである。

指導員等の巡回回数を「延べ日数」で把握・公表するのであれば、指導員等が実際に活動を行った日数を数えて合計するべきであるところ、「回った市町村数」を「延べ日数」として実績等の把握・公表を継続すれば、森林の保全管理に必要な人員数を見誤るおそれを否定できない。

#### (改善策)

活動の実態に合わせた活動実績の把握・公表を心がけるべきである。

### ■ 3.5. 緑化推進対策

#### 1. 事業の概要

##### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	5,472	5,303	169	
令和元年度	5,546	5,208	338	
令和2年度	6,222	4,429	1,793	

##### (2) 事業目的

森林や緑を守り育てる大切さを県民に普及啓発するため、県植樹祭などの取り込みを実施し、緑豊かな郷土づくりを推進する。また、森林ボランティアを行う企業・団体と森林所有者の橋渡しとなることで、森林を守り育てる取り組みを推進する。

##### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ③平地林の保全・管理 (2) 森林を支える仕組みづくり ②県民参加の森づくり
根拠法令等	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律

##### (4) 事業計画及び内容

①県民緑化運動推進 3,564千円

森林や緑を守り育てる大切さを普及啓発するため、県植樹祭などの行事や緑化

- 運動ポスター・緑化運動標語コンクールなどを実施する。
- ②郷土緑化推進 2,100 千円  
公益社団法人群馬県緑化推進委員会が、県民の緑化意識を高揚し、緑豊かな住みよい郷土づくりを推進するために行う郷土緑化運動等に要する運営費を助成する。
- ③平地林整備対策 63 千円  
平地林整備に係る対策検討等のために会議、研修会を開催する。
- ④県民・企業参加の森林づくり 174 千円  
県民・企業による森林整備活動の取り組みを支援及び推進するため、森林所有者との協定締結の仲介等を行うとともに、整備した森林が吸収した二酸化炭素量を認証する。
- ⑤巨樹・古木保全 321 千円  
地域のシンボルとして親しまれている巨樹・古木を健全な状態で次代に引き継ぐために、市町村が行う樹勢回復等補修事業に要する経費に対し助成する。

#### (5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	3(0%)	—	6,219(100%)	6,222(100%)

#### (6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	1,074	職員報酬
職員手当等	113	職員期末手当
共済費	198	職員共済費
報償費	201	謝金、表彰記念品
旅費	18	職員通勤手当
需用費	288	消耗品
役務費	66	郵送料、筆耕料
補助金	2,471	補助金、負担金
合計	4,429	

#### (7) 成果指標と達成状況

##### ①成果指標

なし

## ②達成状況

—

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 3 6. 森林環境教育推進

### 1. 事業の概要

#### （1）過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	6,352	6,230	122	
令和元年度	6,349	6,157	192	
令和2年度	6,347	5,540	807	

#### （2）事業目的

森林や緑と触れ合う体験活動を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解を深める機会を提供し、森林や地球環境を社会全体で守り育てる気運を醸成する。

#### （3）『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 （2）森林を支える仕組みづくり ③森林環境教育の推進
根拠法令等	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

#### （4）事業計画及び内容

①緑の少年団育成 4,652千円

緑の少年団活動の活性化を図るため、運営費補助金及び活動費補助金を交付する。

・運営費補助

緑の少年団の育成に必要な公益社団法人群馬県緑化推進委員会が行う事業を補助する。

補助率：(1) 新設団体設立費 1/2

(2) 既設団体育成費 1 団体 10 千円

(3) 交流集会の開催等 知事が予算の範囲内で定めた額

(4) その他 知事が必要と認めたもの

・活動費補助

緑の少年団の発展的な活動を支援するために必要な公益社団法人群馬県緑化推進委員会が行う事業を補助する。

補助率：定額（知事が予算の範囲内で定めた額。ただし、1 少年団当たり 100 千円を上限）

②小・中学生のためのフォレストリースクール 1,695 千円

小・中学校に「緑のインタープリター」等の講師を派遣し、森林や林業に関する講義や自然体験活動を行う。

（5）財源（令和 2 年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	6,347(100%)	6,347(100%)

（6）令和 2 年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
報償費	800	講師謝金
旅費	118	講師旅費
需用費	40	消耗品
役務費	22	保険料
補助金	4,560	補助金
合計	5,540	

（7）成果指標と達成状況

①成果指標

フォレストリースクール受講者数

②達成状況

・目標値 5,200 人

平成 30 年度 2,805 人

平成元年度 2,800 人

令和 2 年度 1,407 人

※令和 2 年度は、主にコロナ禍による減少

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 3.7. 森林空間利用推進（森林サービス産業推進）

### 1. 事業の概要

#### （1）過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	—	—	—	
令和元年度	—	—	—	
令和2年度	—	—	—	

#### （2）事業目的

「開・疎」な空間である森林を活用し、群馬ならではの高付加価値サービスを提供する「森林サービス産業」を創出することで、関係人口の増加、森林・山村地域の活性化を図る。

#### （3）『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	—
根拠法令等	—

#### （4）事業計画及び内容（令和3年度）

○ぐんま森林ビジネスコンテスト 400千円

新たな森林サービス産業のアイデアや地域の取組を県民から募集し、コンテストを開催

○地域団体等へのブラッシュアップ支援等 870千円

- ・専門家による検討や国庫補助事業を活用した優良団体へのサービス向上支援
- ・研修会開催による準備団体へのスタートアップ支援

○先進事例調査 180千円

○県有施設の有効活用検討 150千円

#### （5）財源（令和2年度当初予算）

(単位 : 千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	—	—

#### (6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位 : 千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
合計	—	

#### (7) 成果指標と達成状況

##### ①成果指標

なし

##### ②達成状況

—

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 3.8. 森林公園整備

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位 : 千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	65,139	65,984	△845	
令和元年度	70,695	63,804	6,891	
令和2年度	74,906	77,817	△2,911	

#### (2) 事業目的

森林がもつ優れた自然環境を保全し、地域の特性を活かした群馬県立森林公園（以下、「森林公園」という。）として整備することにより、潤いとやすらぎのある豊かな県民生活を提供する。

森林公園は県内7カ所に設置されている。

① 伊香保森林公園 昭和54年設置

- ② 赤城森林公園 昭和 58 年設置  
 ③ さくらの里 昭和 58 年設置  
 ④ 赤城ふれあいの森 平成 元年設置  
 (S U B A R U ふれあいの森 赤城)  
 ⑤ 桜山森林公園 平成 2 年設置  
 ⑥ みかほ森林公園 平成 3 年設置  
 ⑦ 21世紀の森 平成 10 年設置

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (2) 森林を支える仕組みづくり ③森林環境教育の推進
根拠法令等	群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

(4) 事業計画及び内容

- ①森林公園管理運営 54,545 千円  
 森林公園の運営委託をしている指定管理者への委託料。  
 ②森林公園施設整備 2,928 千円  
 管理棟やトイレの改修など森林公園の施設整備料。  
 ③森林公園施設緊急改修 15,433 千円  
 森林公園利用者の安全性の確保及び利便性向上を図るため、老朽化した公園施設の改修、撤去等を行う。  
 　・「伊香保森林公園」 給水ポンプ交換  
 　・「S U B A R U ふれあいの森 赤城」 ローラー滑り台撤去  
 ④企業との連携による森林公園整備 2,000 千円  
 企業からの寄付金を財源として、森林公園の間伐等を行う。

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	53,000(71%)	3,000(4%)	18,906(25%)	74,906(100%)

その他特定財源内訳

- ・宝くじ収入 50,000 千円
- ・株式会社 S U B A R U ネーミングライツ 1,000 千円
- ・株式会社 S U B A R U 寄付金 2,000 千円

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	1,864	トイレ等修繕
役務費	87	森林公園管理賠償保険
委託料	51,417	指定管理料
使賃料	1,070	土地貸借料、仮設トイレ使用料
工事請負費	22,459	森林公園施設整備
備品購入費	910	乗用草刈機、エンジンプロアー
負担金	10	防火管理者協会会費
合計	77,817	

上記(4)事業計画及び内容で述べたように、決算額には令和2年度分の森林公園施設緊急改修14,289千円が工事請負費に含まれている。

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

入場者数

②達成状況

目標値（令和12年度）540,000人

令和元年度 430,682人

令和2年度 375,000人

※令和2年度は、主にコロナ禍による減少

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 指定管理料の妥当性について（意見37）

伊香保森林公園について、指定管理者からの実績報告書を見ると連続して収支がマイナスとなっている。指定管理者の経営努力の不足によるものなのか、委託料の設定金額自体に無理があるものなのか、実態とすり合わせマイナスの内容を検討する必要がある。

### （現状及び問題点）

指定管理者から提出された伊香保森林公園の実績報告書を見ると2期連続して収支が大きくマイナスとなっている。指定管理者への運営委託は、経費削減も目的の1つであるところ、指定管理者の収支が大きくマイナスであるという状況は看過できるものではない。伊香保森林公園の指定管理者が管理している別施設では収支が黒字になっていることから、当該指定管理者に負荷がかかっている可能性も否定できず、指定管理の継続が難しくなるこ

とも想定される。

#### (改善策)

施設の運営に必要な金額を再計算し、収支がマイナスとなっている原因が指定管理者の責任によるものなのか明確にする必要がある。指定管理者の責任によるものでない場合、指定管理料若しくは業務内容を再検討する必要がある。

### ■ 3.9. 水源林等整備推進

#### 1. 事業の概要

##### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	51,000	49,984	1,016	
令和元年度	46,000	21,721	24,279	
令和2年度	44,000	63,582	△19,582	決算額のうち、 21,901千円は令和 元年度繰越分

##### (2) 事業目的

森林がもっている水源かん養をはじめとする公益的機能を健全に保つため、県有林や森林公園などの整備を推進することを目的としている。

##### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	・県営林機能回復事業—該当なし ・森林整備機械化推進事業—林業労働力の確保の促進に関する法律、群馬県補助金等に関する規則、林業担い手育成確保対策事業補助金交付要綱

##### (4) 事業計画及び内容

###### ①県営林機能回復事業

以下の県有林や森林公園等において水源かん養をはじめとする公益的機能が低下

している森林の整備等を実施する事業である

- ・県有林－赤城、榛名等計 13ヶ所の県有林
- ・森林公园等－伊香保、赤城等計 7ヶ所の森林公园（条例に基づき設置）、緑化センター、憩の森

令和2年度の工事実績は、以下のとおりである。工事は、委託又は請負により実施している。

(単位：千円)

工事名	事業内容	面積(ha)	形態	金額
群馬県緑化センター附属 見本園園内管理	見本園植栽木剪定	—	委託	1,936
憩の森下草刈り	園内下草刈り	—	委託	80
憩の森下草刈り	園内下草刈り	—	委託	80
群馬県緑化センター附属 見本園園内管理工事	危険木伐採・枝落とし	—	請負	2,662
県有林吸収源対策（渋川）	下刈り	3.42	請負	1,221
県有林吸収源対策（渋川）	除伐	0.10	請負	638
県有林吸収源対策（西部）	間伐	1.93	請負	2,695
県有林吸収源対策（藤岡）	間伐	2.16	請負	12,782
県有林吸収源対策（富岡）	間伐	3.01	請負	3,883
県有林吸収源対策（吾妻）	下刈り	1.45	請負	484
県有林吸収源対策（利根）	下刈り	0.76	請負	209
県有林吸収源対策（藤岡）	間伐	7.48	請負	17,479
県有林吸収源対策（富岡）	間伐	1.89	請負	3,630
県有林吸収源対策（利根）	間伐	0.84	請負	792
水源林等整備推進	伊香保森林公园園内整備 下刈り	6.65	請負	1,980
水源林等整備推進	伊香保森林公园園内整備 除間伐	3.40	請負	1,078
水源林等整備推進	赤城森林公园・ふれあいの森園内整備 下刈り・伐採	4.69	請負	1,375
水源林等整備推進	さくらの里園内整備 下刈り・桜植栽	13.57	請負	4,873
水源林等整備推進	21世紀の森 園内下刈り	4.2	請負	1,353
水源林等整備推進	21世紀の森 獣害防止 電気柵設置・撤去	1,104m	請負	352

## ②森林整備機械化推進事業（補助金）

県内の森林整備を推進するため、林業事業体に高性能林業機械の貸付けを行う林業労働力確保支援センターに対し、林業事業体への貸付けに供する高性能林業機械の借用に必要な資金を助成する制度である。

林業労働力確保支援センターは、知事が「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき指定するものであり、高性能林業機械の貸付等をその業務としている（同法12条）。

群馬県においては、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金が林業労働力確保支援センターに指定され、林業事業体への高性能林業機械の貸付けを行っている。

補助対象経費及び補助率は以下のとおりである。

- ・補助対象経費：林業事業体への貸付けに必要な高性能林業機械の借料費
- ・補助率：補助対象経費の2分の1以内

## （5）財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	44,000(100%)	44,000 (100%)

## （6）令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	2,096	緑化センター見本園管理
工事請負費	57,486	森林整備工事
補助金	4,000	森林整備機械化推進補助
合計	63,582	

## （7）成果指標と達成状況

### ①成果指標

なし

水源林等整備推進事業は、間伐等森林整備の一環である。間伐等森林整備全体として、毎年の間伐等森林整備面積の数値目標が設けられているが、水源林等整備推進事業単独での目標値・成果指標は特に設けられていない。

### ②達成状況

—

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 4.0. 緑化センター運営

### 1. 事業の概要

#### （1）過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	14,293	13,765	528	
令和元年度	14,333	13,306	1,027	
令和2年度	14,657	13,247	1,410	

#### （2）事業目的

県の総合的な緑化推進の拠点施設として、緑化技術の指導や緑化に関する普及啓発活動などを行うことにより、緑豊かでゆとりのある生活環境づくりを推進する。

#### （3）『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 （2）森林を支える仕組みづくり ③森林環境教育の推進
根拠法令等	群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例

#### （4）事業計画及び内容

##### ①緑化センター運営等 14,223千円

県民や緑化事業関係者を対象に、緑化の普及と緑化技術の向上を目的とした各種緑化講座の開催、並びに緑化センターの管理運営を実施

##### ②緑の相談室 334千円

県民からの緑化相談に応じて、緑化技術の普及・指導を実施

##### ③森林楽習講座 60千円

県民や小中学生を対象に、森林や緑の重要性を楽しみながら理解してもらうため、森林

環境教育（森林練習講座）を実施

④「みどりの日」関連行事の開催 40 千円

緑化に関する普及啓発のため「みどりの日」に緑化講習会、苗木配布会等を開催

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	13(1%)	—	14,644(99%)	14,657(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	8,317	会計年度任用職員報酬
職員手当等	865	会計年度任用職員期末手当
共済費	758	会計年度任用職員共済費
報償費	376	講師謝礼
旅費	233	会計年度任用職員通勤手当、講師旅費
需用費	1,744	修繕費、消耗品費
役務費	158	通信費、自賠責保険料
委託料	641	施設維持管理委託料
使賃料	16	NHK 受信料、会場使用料
備品購入費	95	刈払機、プロワ
公課費	44	公用車車検
合計	13,247	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

- 利用者数：30,000人（設置当初に計画していた利用者数）

②達成状況

- 利用者数：31,246人（令和2年度）

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）緑の相談室の相談内容のデータベース化及び情報開示について（意見 38）

緑の相談室の相談内容及び回答をデータベース化し、ホームページで公開することで、群馬県緑化センターが保有する緑化技術を県民に広く普及させるとともに緑化センターの存在を県民に知らしめ、利用者の増加を図るべきである。

#### （現状及び問題点）

県民からの緑化相談に応じて、緑化技術の普及・指導を実施している「緑の相談室」事業については年間 300 件以上の相談があるが、当該相談内容及び回答がデータベース化されておらず、長年にわたり蓄積された情報が有効活用されていない。

#### （改善策）

「緑の相談室」の相談内容及び回答をホームページで公開することで多くの人の助けになるとともに、群馬県緑化センターの存在を知つてもらえる良い機会にもなるため、「緑の相談室」の相談内容及び回答についてはデータベース化、ホームページで公開すべきである。

### （2）緑化講座の e ラーニング化について（意見 39）

緑化講座について、実地研修が必ずしも必要ないものに関しては、講座の内容を広く県民に普及啓発するため、e ラーニング化を検討すべきである。

#### （現状及び問題点）

緑化講座は、県民に緑化に対する関心を高めてもらい、また、家庭で緑に親しんでもらうことを目的に開催している。緑化技術の指導や森林・緑に関する普及啓発活動を行うという群馬県緑化センターの目的からすれば、実地研修が欠かせないものを除き、講座内容を DVD 化あるいは e ラーニング化することで、目的は十分達成できる。

#### （改善策）

緑化講座の内容を広く県民に知つてもらうため、今後は研修内容を DVD 化あるいは e ラーニング化し、それを希望する県民に配付・閲覧させ、継続利用することで、県民の緑化技術の向上及び森林・緑に関する知識の普及を図るべきである。

## ■ 4 1. 森林学習センター運営

### 1. 事業の概要

#### （1）過去 3 年間の予算・決算概要

(単位 : 千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 30 年度	10,963	7,747	3,216	
令和元年度	13,216	9,288	3,928	
令和 2 年度	11,925	7,812	4,113	

#### (2) 事業目的

群馬県の森林環境教育の拠点として、県民を対象に森林学習や森林体験の機会、保養休憩の場の提供により、森林・自然の機能や大切さの理解、自然環境への意識向上を図り、県民参加の森づくりを推進する。

また、森林ボランティアの養成拠点として、森林ボランティア支援センターと連携した安全講習会や体験会などの行事開催、ボランティア団体へのフィールド提供等を通じて、県民参加の森づくりを推進する。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 （2）森林を支える仕組みづくり ③森林環境教育の推進
根拠法令等	群馬県憩の森設置及び管理に関する条例

#### (4) 事業計画及び内容

①森林学習センター運営 11,081 千円

森林学習センター及び憩の森施設の管理運営。

②憩の森自然講座 715 千円

県民を対象に、森林環境への意識向上と知識・技術の習得を目的に自然講座(憩の森自然講座、森林観察会)を開催するとともに、森林ボランティア等と連携し、小学生の親子を対象に森林や自然を体験学習するイベント(親子森で遊ぼう森で学ぼう教室)を開催する。

③森林学習センター施設改修 129 千円

国旗、県旗掲揚柱等の老朽化に伴う更新

#### (5) 財源 (令和 2 年度当初予算)

(単位 : 千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	247(2%)	—	11,678(98%)	11,925(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	3,713	職員報酬
職員手当等	534	職員期末手当
共済費	719	職員共済費
報償費	150	講師謝金
旅費	184	職員通勤手当、講師旅費
需用費	1,721	修繕費、消耗品費
役務費	178	通信費、保険料
委託料	579	施設維持管理手数料
使賃料	11	NHK受信料
負担金	8	講習会負担金
公課費	15	公用車車検
合計	7,812	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 4.2. ぐんま緑の県民基金事業

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	1,736,923	1,771,062	△34,139	
令和元年度	1,730,589	1,648,523	82,066	
令和2年度	1,819,990	1,747,189	72,801	

(2) 事業目的

ぐんま緑の県民基金を活用し、条件不利地等の森林整備やボランティア活動・森林環境教育を推進するとともに、市町村による里山・平地林の整備等を補助し、県民共有の財産である森林を保全する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり ③平地林の保全・管理 (2) 森林を支える仕組みづくり ①ぐんま緑の県民税制度の推進
根拠法令等	ぐんま緑の県民基金条例

(4) 事業計画及び内容

- ①条件不利地等の森林整備 616,224 千円  
条件不利森林の間伐や水源かん養機能等の低下が懸念される森林の整備を実施するとともに、松くい虫被害及び気象害にあった森林を再生する。
- ②森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成・派遣 14,626 千円  
安全講習会等の森林ボランティア活動支援、フォローアップ研修、市町村提案型事業等への講師等派遣を実施する。
- ③市町村提案型事業費補助  
市町村等による荒廃した里山・平地林の整備事業等に対する補助 318,916 千円
- ④制度運営（普及啓発・評価検証等）  
普及啓発活動の実施、実績評価・効果検証のため第三者機関を運営 2,567 千円
- ⑤ぐんま緑の県民基金造成 867,657 千円  
ぐんま緑の県民税分 867,136 千円・寄附金分 350 千円・運用益分 171 千円

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計

—	952, 924(52%)	—	867, 066(48%)	1, 819, 990(100%)
---	---------------	---	---------------	-------------------

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	4, 662	会計年度任用職員報酬
職員手当等	699	会計年度任用職員期末手当
共済費	891	会計年度任用職員共済費
報償費	719	講師等謝金
旅費	336	会計年度任用職員通勤手当、講師等旅費
需用費	1, 319	消耗品購入
役務費	53	保険料
委託料	178, 420	測量委託費
使賃料	141	複合機使賃料
工事請負費	468, 773	森林整備
負担金等	210, 675	補助金
積立金	880, 501	積立金
合計	1, 747, 189	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標（令和2年度）

項目	計画	実績
条件不利地森林整備	700ha	281. 4ha
水源林機能増進	100ha	292. 2ha
松くい虫等被害地の再生	20ha	19. 1ha

②達成状況

①に記載

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 私有林に係る台帳整備について（意見 40）

私有林に係る台帳は「ぐんま緑の県民基金森林整備台帳」や「保安林台帳」など複数存在するが、私有林に係る情報を記録するという目的は変わらないため、私有林に係る台帳は統一したひな形を用意し、当該ひな形に記録し、私有林に係る情報の共有を図るべきである。

#### (現状及び問題点)

条件不利地等の森林整備のためには、まず、森林所有者の調査が行われるが、所有者調査については森林組合等に委託しており、委託先が提出した調査情報に基づき、実際に整備が完了した私有林について、「ぐんま緑の県民基金森林整備台帳」に登録している。一方、所有者調査は完了したが、整備に所有者の同意が得られない私有林は「ぐんま緑の県民基金水源地域等の森林整備事業 境界立会い確認書」に所有者情報等が記録されており、また、「保安林台帳」など別の台帳もあり、私有林については複数の台帳が存在している。

#### (改善策)

森林資源情報は、森林の状況を正確に把握し、的確な政策を行うために必要な情報であるため、事業目的等により複数の私有林に係る台帳が存在するという縦割りを排して、統一したひな形を用意し、私有林に係る情報の一元化を図るべきである。

### (2) 私有林調査に係る情報共有について（意見 41）

私有林に係る台帳は市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、私有林に係る情報を共有できるようなシステムを開発すべきである。

#### (現状及び問題点)

ぐんま緑の県民基金事業において、森林整備を行う際に、所有者調査が行われているが、林政課経営管理室でも私有林の所有者調査を行っている。また、各市町村や森林組合等も私有林に係る調査は行っている。しかし、ぐんま緑の県民基金事業の担当課である森林保全課と林政課及び各市町村や森林組合等での情報共有は不十分であるため、同じ私有林について、重複調査が行われ、税金の無駄遣いが行われる可能性がある。

#### (改善策)

税金を有効活用するとともに、県・市町村及び森林組合等で私有林に係る情報共有を図るために、県主導のもと私有林に係る情報を共有できるようなシステムを開発すべきである。

### (3) ぐんま緑の県民基金残高の運用について（意見 42）

ぐんま緑の県民基金残高については、預金でのみ運用されており、今後は運用益を少しでも増やすため、格付けの高い債券での運用も行うべきである。

#### (現状及び問題点)

ぐんま緑の県民基金残高は、預金でのみ運用されている。預金でのみの運用だと、現時点

では預金利率が非常に低いため、運用益もほとんど見込めない。

#### (改善策)

条件不利地等の森林整備の原資となるぐんま緑の県民基金の残高を少しでも増やすために、今後は預金のみではなく、格付け等を考慮した上で、安全な債券での運用も行うべきである。

### ○利根沼田環境森林事務所

#### 1. 対象事業（案件）

コメントする対象は以下の事業（案件）である。

事業	事業名	施工箇所名	契約日	完成期限	最終執行額(税込)	請負者(受託者)
ぐんま緑の県民基金事業	令和01年度水源林機能増進事業	沼田市利根町大原（小澤ほか）地内	R2/3/5	R2/8/31	14,969千円	群馬県森林組合連合会

#### 2. 監査結果（指摘又は意見）

##### （1）契約変更を繰り返すことについて（意見43）

「公共工事設計労務単価」の改定を理由に当初契約の翌日に契約変更を行っているが、当初契約に単価改定を反映させていれば良いもので、わざわざ翌日の手続にしてまで変更することの必然性に乏しく事務効率を著しく損ねている。

また、第2回の変更では「積雪期となり、現地調査が不可能」を理由に工期を3月31日から年8月31日に延長しているが、これについても当初契約の時点で積雪の状況を把握できたはずであり、契約変更を繰り返すことで事務効率を著しく損ねている。

契約変更是、むやみに繰り返すべきではなく、当初の段階で見込めるものはすべて反映させて契約を結ぶことにより、事務手続を簡素化して事務の効率化を図る必要がある。

#### （現状及び問題点）

当契約は水源地域の森林整備として行われるものであり、実際に工事を行う前段階の現地調査、測量等の委託業務である。

契約については、指名競争入札により群馬県森林組合連合会が落札、業務の委託をしている。

当契約は、当初契約から3回の契約変更を行っている。このうち当初契約から第2回変契約までは1月以内の短期間で行われている。

第1回の変更は当初契約の翌日に行われていて、「公共工事設計労務単価」が3月から改定し適用されることになったことを理由に契約金額変更を行っているが、前日の当初契約の時点では単価改定はすでに分かっていたはずであり、当初契約に単価改定を反映させていれば良いもので、わざわざ翌日に手続きをしてまで変更することの必然性に乏しく事務効率を著しく損ねていると考える。

また、第2回の変更は、「工期である3月5日から3月31日は当該事業地が積雪期となり、現地調査が不可能」を理由に工期を令和2年8月31日まで延長しているが、これについても当初契約の時点ですでに積雪の状況を把握できたはずであり、予算との兼ね合いなどで当初契約を結んで、翌年度に繰越したことが伺え、契約変更を繰り返すことで事務効率を著しく損ねていると考える。

(単位：千円)

	契約日	工期	契約金額	増減額	変更理由
当初	令和2年 3月5日	令和2年 3月31日	14,300		
第1回 変更	令和2年 3月6日	令和2年 3月6日	14,969	669	「令和2年3月公共工事設計労務単価」の運用に係る特別措置により請負代金額の契約変更
第2回 変更	令和2年 3月18日	令和2年 8月31日	14,969	-	工期である3月5日から3月31日は当該事業地が積雪期となり、現地調査が不可能なことから、履行期限での調査開始が困難となったため、履行期限の延長
第3回 変更	令和2年 8月12日	令和2年 8月31日	14,696	-	周囲測量を実施したところ、区域面積、外周延長に差異が生じた

#### (改善策)

契約変更は、むやみに繰り返すべきではなく、当初の段階で見込めるものはすべて反映させて契約を結ぶことにより、事務手続きを簡素化して事務の効率化を図る必要がある。

## ○吾妻環境森林事務所

### 1. 対象事業（案件）

コメントする対象は以下の事業（案件）である。

事業	事業名	施工箇所名	契約日	完成期限	最終執行額(税込)	請負者(受託者)
ぐんま緑の県民基金事業	令和01年度水源林機能増進事業	吾妻郡長野原町大字応桑（大洞山）地内	R2/2/7	R2/11/5	49,060千円	吾妻森林組合

### 2. 監査結果（指摘又は意見）

#### （1）工程管理の強化について（意見44）

当契約については、間伐事業工事であり森林の対象エリアについて概ね3本のうち1本について伐採を行うものである。契約については、一般競争入札により地元の森林組合が落札、作業の請負をしている。作業内容についての仕様はあるものの請負契約のため詳細は落札者である森林組合に一任している。また、当事業の請負代金については前金、中間金制度もあるが事業者側は完了後に一括請求としている。

契約期間がある程度長く、また、金額についても一般競争入札になるほどの金額であり契約そのものの重要性は高いと考えられる。

しかしながら、作業期間中の工程管理について、契約時に工程管理表が提出される契約となっているものの、契約期間中、監督員としては工程管理の確認等は特段実施しておらず組合に一任しており、すべての作業終了時に写真等により完了を確認している。

金額的重要性が高く、また、前金や中間金等の支払も行われていないことを鑑みると実際の作業工程について県としても一定期間ごと（例えば月次など）に進捗管理を行うことが工事案件の透明性確保の観点からは望ましいと考える。

#### （現状及び問題点）

当事業は水源地域の森林整備として行われるものである。水源林機能増進を目的として、市町村が管理する簡易水道等の上流部の森林であって、かつ、水源涵養機能等の低下が懸念される森林を対象として、間伐などの森林整備を実施している。当契約についても、間伐事業工事であり森林の対象エリアについて概ね3本のうち1本について伐採を行うものである。

契約については、一般競争入札により地元の森林組合が落札、作業の請負をしている。作業内容についての仕様はあるものの請負契約のため詳細は落札者である森林組合に一任している。また、当事業の請負代金については前金、中間金制度もあるが事業者側は完了後に

一括請求としている。

契約期間がある程度長く、また、金額についても一般競争入札になるほどの金額であり契約そのものの重要性は高いと考えられる。

しかしながら、作業期間中の工程管理について、契約時に工程管理表が提出される契約となっているものの、契約期間中、監督員としては工程管理の確認等は特段実施しておらず組合に一任しており、すべての作業終了時に写真等により完了を確認している。

#### (改善策)

金額的重要性が高く、また、前金や中間金等の支払も行われていないことを鑑みると実際の作業工程について県としても一定期間ごと（例えば月次など）に進捗管理を行うことが工事案件の透明性確保の観点からは望ましいと考える。

### ■ 4.3. 林道災害復旧

#### 1. 事業の概要

##### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	80,000	20,637	59,363	
令和元年度	80,000	10,652	69,348	
令和2年度	454,000	347,644	106,356	

##### (2) 事業目的

暴風、洪水、地震、その他異常な天然現象により被災した既設林道の復旧を行い、林道の機能回復を図る。

##### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	—
根拠法令等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

##### (4) 事業計画及び内容

- ①事業内容：台風等の異常な天然現象により被災した林道について、その機能回復のために必要な復旧工事を行う。

- ②事業主体：県、市町村等
- ③負担割合：奥地幹線林道　国 65% 県・市町村等 35%
- その他の林道　国 50% 県・市町村等 50%
- （被害が甚大な場合は、その程度に応じて国の補助率の引上げの可能性がある。激甚災害指定 令和元年台風第 19 号）

（5）財源（令和 2 年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
435, 257 (96%)	8, 032 (2%)	—	10, 711 (2%)	454, 000 (100%)

（6）令和 2 年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
工事請負費	67, 363	工事費
補助金	280, 281	補助金
合計	347, 644	

（7）成果指標と達成状況

①成果指標

令和元年台風第 19 号による災害査定実施箇所：91 カ所

②達成状況

令和 2 年度に復旧完了：50 カ所

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）林道台帳の情報共有体制について（意見 45）

林道台帳は市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、林道台帳を共有できるようなシステムを開発すべきである。

#### （現状及び問題点）

林道災害復旧の対象となった市町村営林道について、林道台帳は市町村にあり、写しを県に提出してもらい管理している。すなわち、関係者がそれぞれ林道に係る情報を収集し、二重に管理しているという非効率な状況にある。

### (改善策)

県・市町村及び森林組合等で林道に係る情報共有及び情報活用のために、県主導のもと林道に係る情報（林道台帳）を共有できるようなシステムを開発すべきである。

## ■ 4.4. 治山施設災害復旧

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	40,000	-	40,000	
令和元年度	40,000	-	40,000	
令和2年度	40,000	-	40,000	

#### (2) 事業目的

台風等の災害により被災した治山施設について、迅速な復旧対策を講じることで、県民の安全・安心な暮らしを守る。

#### (3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(以下、「負担法」という。) ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)

#### (4) 事業計画及び内容

知事が法令に基づき維持管理している治山・地すべり防止施設が、降雨、洪水、暴風、地すべり、その他の異常な天然現象により生じた災害により被災した場合に、その機能を復旧する。

本事業は、主に林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、林道の公共施設を対象としている。この予算は、災害が発生し、施設に被害が生じない限り執行されないもので、近年事業が行われた実績はない。これらの施設は防災のための施設であり、本来被災しても壊れずにあるべきものだが、万が一の事態に備え予算が確保されている。

#### 負担割合

- ・負担法に基づく災害復旧：国 66.7%、県 33.3%
- ・暫定法に基づく災害復旧：国 65.0%、県 35.0%

#### (5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
24,633(62%)	—	12,000(30%)	3,367(8%)	40,000(100%)

#### (6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
合計	—	

(4) 事業計画及び内容のとおり、近年、治山施設への災害による被害はなく、決算額はゼロ円となっている。

#### (7) 成果指標と達成状況

##### ①成果指標

なし

##### ②達成状況

—

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 4.5. 模範林運営

### 1. 事業の概要

#### (1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	37,166	29,481	7,685	
令和元年度	33,602	25,382	8,220	
令和2年度	34,024	26,762	7,262	

(2) 事業目的

県民の共有財産である県有林等を適正に管理・経営することにより、地球温暖化防止をはじめとする多様な森林機能の向上を図り、県民が安心して生活できる環境づくりに貢献する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例

(4) 事業計画及び内容

(単位:千円)

①	職員給与及び県有林巡視員設置 県有林及び県行分収造林地の管理運営に係る人件費等	25,618
②	森林保険加入 火災等の災害に備えるため、県有林を森林保険に加入する	325
③	模範林運営 県有林及び県行分収造林事業を運営するための経費	2,379
④	林道負担金 県有林内の林道開設に要する経費の一部を受益者として負担する	5,702
計		34,024

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	繰越金	合計
—	24,313(71%)	—	9,711(29%)	34,024(100%)

その他特定財源は一般会計からの繰入金、県有財産（県有林から出た素材（木材））の売却収入、財産運用収入（土地貸付料）等、及び前年度繰越金の充当である。

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	11,344	巡視員報酬

給料	4,649	職員給与
職員手当等	4,606	職員・巡視員諸手当
共済費	2,823	職員・巡視員共済費
旅費	1,075	巡視員旅費
需用費	114	消耗品費
役務費	217	保険料
委託料	1,870	巡視委託費
負担金	64	安全講習負担金
合計	26,762	

#### (7) 成果指標と達成状況

##### ①成果指標

なし

##### ②達成状況

—

なお、模範林運営事業として直接的な指標ではないが、「県有林県行分収造林経営計画書」において伐採量、造林量、生産物（木材）売却収入等の計画（5カ年）が定められている。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）生産物売払いに係る収支の把握について（意見 46）

本事業の財源の一つとなっている県有財産の売却収入について、県有林等における森林の公益的機能向上を目的とする森林整備事業の実施に伴い発生した間伐材を売却しているが、実質的な収支の把握が行われていない。収支の実態が広く情報共有されないことで、事業の実態把握が不明瞭になるとともに、改善策の策定等にも繋がらないと思われるところから、間伐（伐採）等の費用を含めた収支を明らかにするべきである。

#### （現状及び問題点）

当該事業は過去より、もう1つの事業である模範林経営事業と一緒に条例を設けた上で特別会計にて収支計算がされている。特別会計とする趣旨は、特定の歳入と特定の歳出を一般会計と区分して経理することで、特定の事業や資金運用の状況を明確化することである。

しかしながら、現状、県有財産の売却に関わる歳出の費目として含められるべき費目が計上されておらず、一部の費目が一般会計の他の事業費において計上されている。

直近期である令和2年度決算で具体的に説明すると以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	決算額	摘要
<b>【歳入】</b>		
1 款 使用料及び手数料	6	
2 款 国庫支出金	—	
3 款 財産収入	13,810	
1 項 財産運用収入	1,298	県有林のある土地の貸付料
2 項 財産売払収入	12,511	県有林で伐採された木材を 売却した収入
4 款 寄付金	550	
5 款 繰入金	48,100	一般会計からの繰入金
6 款 繰越金	30,599	前年度からの繰越金
7 款 諸収入	35	
<b>合計</b>	<b>93,102</b>	
<b>【歳出】</b>		
1 款 環境森林費	35,428	
1 目 模範林総務費	26,761	職員及び県有林巡視員の人 件費
2 目 模範林費	8,666	林道補修費、木材売却の際 の運搬費用など
2 款 公債費	30,153	
<b>合計</b>	<b>65,581</b>	
<b>差引：次年度繰越金（收支差額）</b>	<b>27,520</b>	繰越工事費 5,151 含む

歳入については一般会計からの繰入金が中心ではあるものの、財産売却収入もある程度確保されており、合計での収支差額は 27 百万円となっている。

ただし、上記の財産売却収入について、売払いを行った木材は、県有林等における森林の公益的機能向上を目的とした森林整備事業（水源林等整備推進事業）の実施に伴い発生した間伐材である。県有林では資源の有効活用のためこれらの木材を売り払い収入を得ているが、結果として間伐（伐採）等の費用を含めた実質的な収支の把握が行われていない。

県が作成している「県有模範林施設費特別会計の概要」では水源林等整備推進事業の実施状況が記載されではいるが、間伐（伐採）等の費用を含めた実際の収支が明らかにされているわけではない。

森林整備事業は木材の収穫を目的としたものではないが、収支の実態が広く情報共有されないことで、生産物売払い事業の実態把握が不明瞭になるとともに、改善策の策定等にも繋がらないと思われる。

### (改善策)

生産物売払いに係る収支を把握するため、間伐（伐採）等の費用を含めた収支を明らかにするべきである。

## ■ 4 6. 模範林経営

### 1. 事業の概要

#### （1）過去3年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	10,378	3,401	6,977	
令和元年度	18,124	7,855	10,269	
令和2年度	21,979	8,667	13,312	

#### （2）事業目的

県民の共有財産である県有林等を適正に管理・経営することにより、地球温暖化防止をはじめとする多様な森林機能の向上を図り、県民が安心して生活できる環境づくりに貢献する。

#### （3）『群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 （1）公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例

#### （4）事業計画及び内容

○保護 463千円

県有林内の防火線補修、境界保全、巡視路新設及び管理等を実施する。

○土木 9,282千円

令和元年度台風19号により被災した、県有林内の林道等の復旧を実施する。

○素材生産 4,066千円

県有林の素材生産・販売を実施する。

○県有林整備パートナー事業 7,383千円

森林への関心が高い企業や団体等からの支援により、県有林の整備・保全を実施する。

○その他模範林経営のための必要経費 785千円

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	繰越金	合計
198(1%)	14,263(65%)	—	7,518(34%)	21,979(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	105	消耗品費
役務費	778	木材販売手数料
委託料	953	木材運搬委託
工事請負費	6,595	林道補修・森林整備工事
公課費	236	令和元年度事業分消費税
合計	8,667	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 4.7. 林業・木材産業改善資金貸付・林業後継者特別対策資金貸付

### 1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	243,356	92,764	150,592	
令和元年度	153,745	26,036	127,709	
令和2年度	243,667	90,367	153,300	

(2) 事業目的

林業機械や加工機械の導入に必要な資金を無利子で融資し、森林整備や木材の安定供給に寄与する。また、林業後継者の育成のため、林業・木材産業改善資金制度の貸付対象とならない事業に低利の融資を行う。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

体系区分、大項目、事業名、法令名等	
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備 ②林業事業体の素材生産能力向上
根拠法令等	林業・木材産業改善資金助成法 林業後継者特別対策資金貸付要綱

(4) 事業計画及び内容

① 林業・木材産業改善資金貸付

林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。）を実施するため、次に掲げる事業に対して資金の貸付けを行う。

ア. 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

イ. 造林に必要な資金

ウ. 立木の取得に必要な資金

エ. 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他林業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

これは国の制度であり、国から都道府県に対して、予算の範囲内において当該事業に必要な資金の一部に充てるために補助金が交付される。

なお、過去5年間の融資実績は以下のとおりである。

年度	金額（千円）	件数
平成 28 年度	39,400	2
平成 29 年度	30,000	1
平成 30 年度	2,260	1
令和元年度	25,220	2
令和 2 年度	-	-

また、過去3年間の年度末の貸付金残高及び延滞者未償還元金（内数）は以下のとおりである。

年度	貸付金残高（千円）	うち、延滞者未償還元金（千円）
平成30年度	134,665	31,275
令和元年度	142,379	30,845
令和2年度	124,988	30,230

## ② 林業後継者等特別対策資金貸付

山村における指導的林業者及び近代的な林業を担う者の養成・確保並びに定住促進を図るため、次に掲げる事業に対して資金の貸付けを行う。

- ア. 林業経営の拡充に必要な機械・施設及び資金等の購入並びに設置
- イ. 高能率素材生産用機械等の操作技術の習得
- ウ. 海外等の林業地の観察・研修
- エ. 教育
- オ. 住宅の整備
- カ. 立木の取得

なお、過去5年間の融資実績は以下のとおりである。

年度	金額（千円）	件数
平成28年度	2,600	1
平成29年度	-	-
平成30年度	-	-
令和元年度	-	-
令和2年度	-	-

また、過去3年間の年度末の貸付金残高及び延滞者未償還元金（内数）は以下のとおりである。

年度	貸付金残高（千円）	うち、延滞者未償還元金（千円）
平成30年度	40,162	7,222
令和元年度	28,752	5,462
令和2年度	18,482	3,982

## （5）財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計

—	27,294(11%)	—	216,373(89%)	243,667(100%)
---	-------------	---	--------------	---------------

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
旅費	18	
委託料	349	群馬県森林組合連合会
償還金	60,000	国庫償還金
繰出金	30,000	特別会計操出金
合計	90,367	

林業・木材産業改善資金貸付、林業後継者特別対策資金貸付とともに、令和2年度の実際の貸付はなかった。

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

貸付実行数を増やすことが目的ではないため、成果指標は特になし。

②達成状況

—

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 4.8. 木材産業等高度化推進対策

### 1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	270,670	270,495	175	
令和元年度	270,630	270,569	61	
令和2年度	270,570	270,568	2	

(2) 事業目的

造林・育林・素材生産・製材・木材卸売等の事業を行う組合・企業・個人に対し、低

利で運転資金等の融資を行うことにより、県内の木材の生産及び流通の円滑化や、効率的安定的な林業経営の育成と計画的・安定的な供給体制の確率を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	—
根拠法令等	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法

(4) 事業計画及び内容

木材産業等高度化推進資金推進対策として、①金融機関に対する貸付（預託）事業、及び、②借入を受けた者に対する利息補助事業を実施している。詳細は、以下のとおりである。

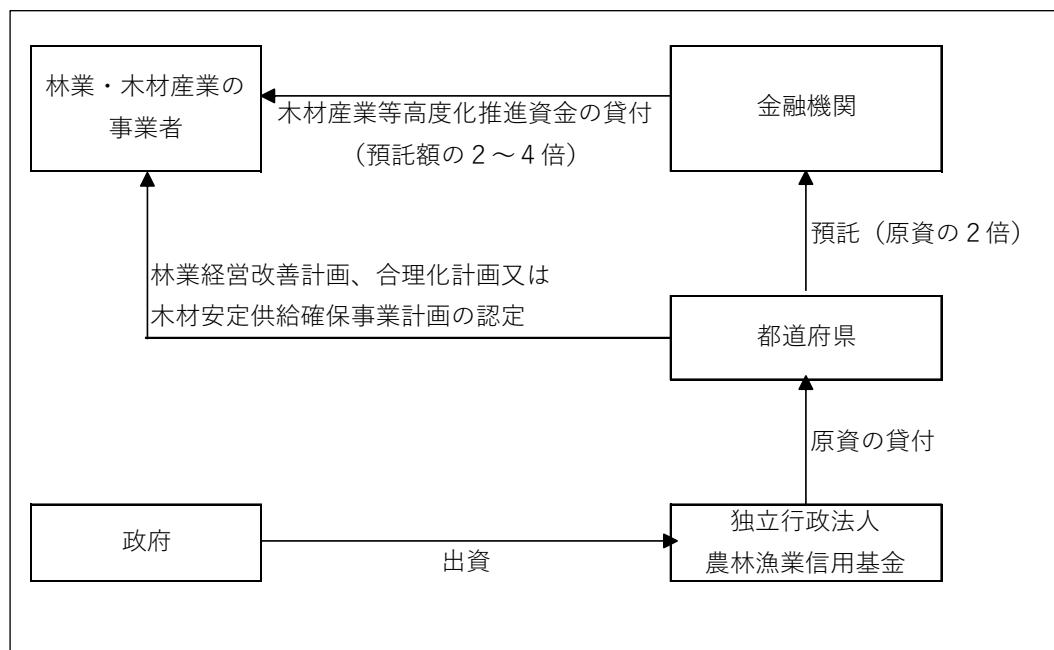
① 金融機関に対する貸付（預託）事業

県が指定する金融機関に対して県が資金の預託を行い、それを原資として県が預託した金額の2～4倍の額を金融機関から林業・木材産業の事業者に木材産業等高度化推進資金として低金利で融資してもらうという事業である。

金融機関に対する預託期間は毎年4月1日から翌年3月31日までである。令和2年度においては、2つの金融機関に対して合計1億8,000万円を、それぞれ利率0.010%で預託した。

県が金融機関に対して預託する資金の半分（令和2年度においては9,000万円）は、独立行政法人農林漁業信用基金からの貸付金である。令和2年度における同貸付の利率は0%であった。

当該事業の具体的な流れは、下図のとおりである。



金融機関からの融資対象者は造林・育林・素材生産・製材・木材卸売等の事業を行う組合・企業・個人であり、融資を受けるためには林業経営基盤の資金の融通等に関する暫定措置法に基づき経営の合理化や改善を目指す事業計画を作成して知事の認定を受ける必要がある。

利率は以下のとおりである（令和3年4月現在）。

- ・短期（償還期間1年以内） 1.30～1.60%
- ・長期（償還期間5年以内） 1.00～1.30%

## ②借入を受けた者に対する利息補助事業

金融機関から、木材の計画的・安定的な供給体制の確立を図るために必要な資金の融資を受けた森林組合や群馬県森林組合連合会に対し、利子の一部を補助する制度である。

具体的な補助対象は以下のとおりであり、補助の対象となる貸付けは1年以内の短期貸付のみとされている。なお、近年、補助金を受領しているのは群馬県森林組合連合会だけである。

### ア 補助対象者

- ・県内の森林組合
- ・群馬県森林組合連合会

### イ 対象となる資金

群馬県木材産業等高度化推進資金のうち、事業経営改善計画に基づき借入を受けた素材生産等促進資金で、次の事業活動に必要な資金として借り入れたもの。

- ・素材生産に必要な運転資金
- ・素材の引取に必要な運転資金

### ウ 利子の補助率

資金種類			貸付条件			利子補助率 (%)
木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 基 金	事 業 經 營 改 善 合 理 化 資 金	協調倍率	貸付利率(%)	期間	貸付限度額	
		4倍協調		1 年 以 内 ・ 短 期 貸 付	100000 千円 (特認あり)	
		保証なし	年1.60			0.87
		保証あり	年1.20			0.47
		3倍協調				
		保証なし	年1.50			0.77
		保証あり	年1.10			0.37
		2倍協調				
		保証なし	年1.30			0.57
		保証あり	年0.90			0.17

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	270,570(100%)	—	—	270,570(100%)

財源のうちの9,000万円は、独立行政法人農林漁業信用基金からの貸付けである（利率は0%）

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
補助金	568	利子支払に対する補助金
貸付金	180,000	金融機関に対する原資預託
償還金	90,000	(独) 農林漁業信用基金への返済
合計	270,568	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 借入金の使用状況の確認について（意見47）

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づいて補助金支給対象者に対して利子の一部につき補助金を支出するに当たっては、当該利子発生の根拠となる借入金が同要綱に定める事業資金として実際に使われているかどうか、十分な確認が必要である。

#### （現状及び問題点）

本事業のうちの利息補助事業は、県内の森林組合又は群馬県森林組合連合会が金融機関から融資を受けた群馬県木材産業等高度化推進資金のうち、事業経営改善計画に基づいて借り入れた素材生産等促進資金であり、かつ、素材生産又は素材の引取に必要な運営資金として借り入れた資金の利息を一定程度補助するものである。

補助金の交付対象者は県内の森林組合又は群馬県森林組合連合会であるが、近年同補助金を受領しているのは群馬県森林組合連合会のみである。同連合会は、渋川県産材センター（平成23年5月稼働開始）設立に伴い、平成22年以降、毎年4月初旬に1億円を金

融機関から借り入れ、翌年3月下旬に全額を一括弁済しており、同貸付けに関する利子につき毎年県が本事業に基づき補助金を支出しているとのことであった。

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱によれば、補助金対象者が金融機関からの借入金を前述の運転資金以外の目的で使用した場合には補助金の打切り等を命ずることができる旨定められているため、同連合会における借入金の使用状況の確認方法につき、ヒアリング時に担当課に確認を行った。

借入金の使用状況等の確認を行わなければ、同連合会が毎年1億円の借入金を1年間に間に運転資金として使用しているのかどうかは分からぬ。また、同連合会が実際には借入れの必要がないにもかかわらず、手元の余剰資金を確保しておくために毎年の借入と弁済を繰り返しているということも考えられるところ、借入金の実際の使用状況は毎年十分に確認しておかなければならぬ。

#### (改善策)

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づいて補助金支給対象者に対して利子の一部につき補助金を支出するに当たっては、当該利子発生の根拠となる借入金が同要綱に定める事業資金として実際に使われているかどうか、実際の使用状況を担当部署において確認すべきである。

#### (2) 補助金支出の必要性・効果の検証について（意見48）

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づく補助金については、引き続き、当該補助金の必要性、効果につき調査・検証を行うべきである。

#### (現状及び問題点)

本事業のうちの利息補助事業は、県内の森林組合又は群馬県森林組合連合会が金融機関から融資を受けた群馬県木材産業等高度化推進資金のうち、事業経営改善計画に基づいて借り入れた素材生産等促進資金であり、かつ、素材生産又は素材の引取に必要な運営資金として借り入れた資金の利息を一定程度補助するものである。補助の対象となる借入は、1年以内の短期貸付のみである。

近年同補助金を受領しているのは群馬県森林組合連合会のみであるが、同連合会の現在の資産状況調査を含めた補助金支出の必要性、同連合会に対して補助金を支出したことによって得られた効果の検証等が十分ではないようである。

森林組合連合会は森林組合法に基づき設置された公益的性格をも有する団体であり、群馬県森林組合連合会自体の重要性は十分に理解できる。

そして、同連合会に対しては、群馬県森林組合連合会事業補助金等、その他補助金も毎年県から支出されている。令和2年度における県から同連合会に対する補助金の支出状況は以下のとおりであり、その総額は1,475万6,000円である。

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業費	補助金額
森林組合連合会事業	会員組合の理事、監事、参事等の階層別研修、業務別研修の開催経費等に補助	6,947	2,800
森林組合系統共販強化対策	県森連の原木市場に出荷する主伐材の出荷奨励金に補助 県森連が会員組合の出荷者に1m <sup>3</sup> 当たり125円を出荷奨励	301	300
県産材流通改革促進対策	原木直送コーディネート経費 直送材の山土場の仕分検知(丸太の規格、材積数量の把握)経費を出荷者に補助 1m <sup>3</sup> 当たり500円の検知経費	13,502	10,506
林業近代資金利子助成	日本政策金融公庫資金の借入利息に補助 (渋川県産材センター整備資金借入)	846	582
木材産業等高度化推進資金融資促進利子補給	木材高度化推進資金(運転資金に貸し付ける国制度)の借入利息に補助 (渋川県産材センター運転資金)	1,296	568
合計		22,892	14,756

補助金はそれぞれの事業の趣旨や目的に則して交付されるものであるので、それぞれの事業の必要性と効果については、引き続き調査・検証が必要である。

#### (改善策)

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づく補助金については、引き続き、当該補助金の必要性、効果につき調査・検証を行うべきである。

#### (3) 実際の条項に合わせた要綱の改正について（意見 49）

運営要綱や取扱要領との齟齬が生じない条項となるよう群馬県木材産業等高度化推進資金制度利子補給要綱の改正を行うべきである。

#### (現状及び問題点)

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づく補助金は、指定金融機関から当該要綱の定める資金の融資を受けた県内の森林組合等に対して支給される。

そして、同交付要綱第2条には、「指定金融機関」とは「群馬県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱3条の規定により指定した金融機関をいう」旨の記載があるが、同運営要綱3条は貸付資金の種類に関する規定であり、指定金融機関について定めた規定ではない。

ヒアリング時に担当部署に確認をしたところ、指定金融機関に関する定めは、実際には群馬県林業等振興資金融通制度事務取扱要領第2章第3第2項に記載されていることが判明した。

なぜ、交付要綱と運営要綱の記載に齟齬が生ずることとなったのかの理由は定かではないが、齟齬を放置しておけば、今後の運用に誤りが生ずる可能性が否定できない。

#### (改善策)

運営要綱や取扱要領との齟齬が生じない条項となるよう群馬県木材産業等高度化推進資金制度利子補給要綱の改正を行うべきである。

## ◆ その他の工事・委託契約に関する監査結果及び意見

### ■ 1. 工事契約金額が予定価格と同額の契約

#### 1. 抽出した契約の概要

「森林土木工事管理システム」より、契約金額が予定価格と同額で契約している9事業を抽出し、資料の閲覧及び必要に応じてヒアリングを実施した。

#### 2. 各事業の概要及び監査結果（指摘又は意見）

##### （1）【ぐんま緑の県民基金事業】令和02年度 条件不利地森林整備事業 502-04-H0027 (藤岡森林事務所)

###### ① 事業の概要

###### ● 事業の概要

多野郡神流町大字魚尾（下小越森林整備区域）地内の森林整備1.0箇所である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2.12.4	R3.3.10	1,991	1,991	1,991

###### ● 指名競争入札の結果

（単位：千円）

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	1,810	落札
2	B	1,840	予定価格超過
3	C	1,850	予定価格超過
4	D	1,850	予定価格超過
5	E	1,870	予定価格超過
6	F		辞退

###### ● 契約金額変更の内容及び理由

該当なし

###### ② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

##### （2）【単独公共治山】令和02年度 山地災害応急事業 502-05-H0007（富岡森林事務所）

###### ① 事業の概要

● 事業の概要

甘楽郡下仁田町大字下仁田（山際）地内災害応急1.0式である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 6. 29	R2. 8. 19	649	649	429

● 隨意契約の理由

本箇所は、令和元年の台風19号により山腹が崩落し、下部の人家等が被災した。今後、崩落した斜面を復旧する工事を計画しているが、降雨による崩落拡大の兆候が見られるところから、緊急に斜面を保護する工事を実施する必要がある。なお、本工事は緊急の必要があり、複数の者から見積書を徴するいとまがないため、最も現場に近く、近傍での工事実績があつて現場の地理等に精通している業者を見積相手として指名した。

● 契約金額変更の内容及び理由

法面崩壊拡大を未然に防止するため、ブルーシートによる被覆保護を行ったところ、当初設計数量との差異が生じ、減額となった。一方、ブルーシート被覆擦れ防止対策として、土のうを設置する必要が生じたため増額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

**（3）【単独公共治山】令和01年度 山地災害応急事業 431-06-H0049（吾妻環境森林事務所）**

① 事業の概要

● 事業の概要

吾妻郡中之条町大字五反田（白久保）地内の災害応急1.0式である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 3. 31	R2. 4. 30	2,376	2,376	2,376

● 随意契約の理由

集中豪雨等の影響により、山腹崩落が発生した。冬期の間は比較的安定していたが、春先の土壤融解に伴い、不安定土砂が既設治山敷地内に堆積しており、下流域に二次被害の危険性が著しく高いことから、早急に堆積土砂の除去を実施する必要がある。このことから、本地区に多くの治山事業施工実績があり地元業者である業者を見積相手として指名した。

● 契約金額変更の内容及び理由

該当なし

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

（4）【単独公共治山】令和01年度（ゼロ県債）保安林リフレッシュ事業 431-07-H0063  
(利根環境森林事務所)

① 事業の概要

● 事業の概要

利根郡川場村大字川場湯原（赤倉ほか）地内の除伐 2.1ha である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2.3.19	R2.6.26	1,078	1,078	1,078

● 指名競争入札の結果

（単位：千円）

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	980	落札
2	B	1,000	予定価格超過
3	C	1,050	予定価格超過
4	D	1,080	予定価格超過
5	E	1,100	予定価格超過
6	F	1,130	予定価格超過

● 契約金額変更の内容及び理由

該当なし

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

（5）【単独公共治山】令和02年度 県単治山事業 502-07-H0006 (利根環境森林事務所)

① 事業の概要

● 事業の概要

沼田市岩本町（石後根）地内 谷止工（コンクリート）1個 131.7 m<sup>3</sup>である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2. 6. 25	R3. 1. 20	14,520	14,520	14,685

● 指名競争入札の結果

(単位：千円)

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	13,200	落札
2	B	13,350	予定価格超過
3	C	13,400	予定価格超過
4	D	13,700	予定価格超過
5	E	13,750	予定価格超過
6	F	14,000	予定価格超過
7	G	14,100	予定価格超過
8	H	14,500	予定価格超過
9	I	14,800	予定価格超過
10	J	15,000	予定価格超過

● 契約金額変更の内容及び理由

埋戻し後の地形に合わせて施工する必要があるため、差異が生じて減少となった。また、敷鉄板の運搬が必要となったため、増額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

（6）【単独公共治山】令和 02 年度 山地災害応急事業 502-07-H0045（利根環境森林事務所）

① 事業の概要

● 事業の概要

利根郡みなかみ町下津（山根）地内の排土工 100.0 m<sup>3</sup>である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 11. 16	R2. 11. 30	638	638	638

- 隨意契約の理由

9月の集中豪雨及びその後の集中豪雨により、令和元年に施工した流路工左岸側山腹が崩落し、土砂が流路工内に堆積している状況にある。今後も、これまでと同様の集中豪雨により、更なる土砂の流出が懸念されるため、早急に土砂の流出を防ぐ対策が必要であることから、当該工事を実施し、現場条件や工種工法等に精通している業者を見積相手として指名した。

- 契約金額変更の内容及び理由

該当なし

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

（7）【単独公共治山】令和02年度 県単修繕事業 502-07-H0048（利根環境森林事務所）

① 事業の概要

- 事業の概要

利根郡みなかみ町上牧（戸谷沢）地内の植栽工（コナラ）100.0本である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R3.2.22	R3.3.22	33	33	33

- 隨意契約の理由

治山事業で開設した作業道の復旧のためコナラを植栽するので、森林整備に精通している地元の利根沼田森林組合を見積相手として指名した。

- 契約金額変更の内容及び理由

該当なし

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

（8）【単独公共治山】令和02年度 山地災害応急事業 502-09-H0012（桐生森林事務所）

① 事業の概要

- 事業の概要

みどり市東町沢入（向沢入）地内のその他工事1.0式である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 7. 27	R2. 8. 20	330	330	330

- 隨意契約の理由

梅雨時期の降雨により平成4年度県単治山事業で施工した水路工内に土砂が堆積しており、通水断面が確保できていない状態である。今後の集中豪雨により、直下の市道に被害を与える恐れがあり、本契約により緊急に土砂の撤去を行う必要がある。このため、当現場を熟知しており、緊急に工事が可能である業者を見積相手として指名した。

- 契約金額変更の内容及び理由

該当なし

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

**(9) 【単独公共治山】令和02年度 県単修繕事業 502-09-H0042（桐生森林事務所）**

① 事業の概要

- 事業の概要

桐生市梅田町三丁目（ライノガ沢2）地内のその他工事1.0式である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R3. 3. 5	R3. 3. 25	1,793	1,793	1,793

- 随意契約の理由

当該溪流では、耕作のため沢水から取水しているが、令和元年度（補正）復旧治山事業で上流部に谷止工を施工した後から沢水に濁りがあり、取水管の詰まりが見られることから、本契約により緊急に廻水施設を施工する必要がある。このため、前回工事を実施し、当現場を熟知しており、緊急に工事が可能である業者を見積相手として指名した。

- 契約金額変更の内容及び理由

該当なし

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 2. 工事 最終契約金額が予定価格の 150%を超える契約

### 1. 抽出した契約の概要

「森林土木工事管理システム」より、最終契約金額が予定価格の 150%を超える 6 事業を抽出し、資料の閲覧及び必要に応じてヒアリングを実施した。

### 2. 各事業の概要及び監査結果（指摘又は意見）

#### （1）【森林公園整備】令和 02 年度 森林公園整備事業 502-03-H0013（渋川森林事務所）

##### ① 事業の概要

###### ● 事業の概要

前橋市富士見町赤城山（赤城山）地内の下刈 4.7ha である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2. 7. 9	R2. 10. 30	704	682	1,375

###### ● 指名競争入札の結果

（単位：千円）

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	620	落札
2	B	630	
3	C	640	
4	D	640	
5	E	650	予定価格超過

###### ● 契約金額変更の内容及び理由

当初樹木園の下刈を見込んでいなかったが、樹木の生育に影響があることを確認したことにより、この箇所の下刈も実施することにしたため、増額となった。

##### ② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

#### （2）【ぐんま緑の県民基金事業】令和 02 年度 水源林機能増進事業 502-05-H00033（渋川森林事務所）

##### ① 事業の概要

###### ● 事業の概要

渋川市赤城町北赤城山（三間入）地内の本数調整伐 6.9ha である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2. 11. 5	R3. 3. 19	2,926	2,860	4,367

● 指名競争入札の結果

(単位：千円)

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	2,600	落札
2	B	2,650	
3	C	2,660	
4	D	2,660	
5	E		無効

● 契約金額変更の内容及び理由

一部箇所で灌木等が伐倒作業に支障を来すため、刈払いを実施する必要性が生じたことにより増額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

**（3）【単独公共治山】令和 01 年度（ゼロ県債）山地災害応急事業 431-05-H0069（富岡森林事務所）**

① 事業の概要

● 事業の概要

甘楽郡甘楽町大字小幡（欠下）地内の災害応急 1.0 式である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 3. 25	R3. 3. 25	1,276	1,243	1,925

● 随意契約の理由

本箇所は、平成 27 年～28 年度 県単治山事業でコンクリート吹付工を施工した。令和 2 年 2 月 1 日の地震により、コンクリート吹付工の一部が破損、崩落し、地山斜面が露出した。現在、崩落した箇所の原因を究明し、対策工法を検討する調査委託を発注中であるが、本箇所の対策工事を実施できるのが 7 月以降になる可能性が高いため、それまでの崩落を防止

する目的で本工事を実施する。なお、本工事は緊急の必要があるため、施工業者である業者を見積相手として指名した。

- 契約金額変更の内容及び理由

法面崩落拡大を未然に防止するため、ブルーシートによる被覆保護を行ったところ、当初設計数量との差異が生じたことにより増額となった。また、ブルーシート被覆擦れ防止対策として、土のうを設置する必要が生じたことにより増額となった。

また、度重なる集中豪雨に伴い、崩落した山腹斜面にある不安定土砂及びコンクリート殻(既設吹付工)が斜面下部にある町道並びに既設U字側溝に流出し閉塞したことから、機能回復を図るため土砂撤去とコンクリート殻の取崩しを行い、搬出する必要が生じたことにより増額となった。

更に、土砂吐き及びコンクリート殻の取崩作業において重機が必要となったため、運搬費に計上したことにより増額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

（4）【補助公共治山】令和01年度 復旧治山事業 431-07-H0014（利根環境森林事務所）

① 事業の概要

- 事業の概要

沼田市利根町柿平（柿平Ⅱ）地内の土留工（コンクリート）などである。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R1.7.18	R2.8.31	25,003	23,760	41,008

- 指名競争入札の結果

（単位：千円）

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	21,600	落札
2	B	22,000	
3	C	22,100	
4	D	22,200	
5	E	22,300	
6	F	22,500	
7	G	22,700	
8	H	22,800	予定価格超過

9	I	22,900	予定価格超過
10	J	23,000	予定価格超過

- 契約金額変更の内容及び理由

令和元年度台風19号の豪雨により、山腹下部に侵食の様子が見られたが、冬季期間の凍結・融解によって更に浸食が進行していることから、土留工2個を追加施工した。

また、当該山腹斜面は勾配が急であり、当初の想定以上に地山が崩れやすい状況であることから通常のバックホウ掘削に代えてセーフティークライマーによる無人機掘削を行う必要が生じたことにより増額となった。

更に、土留工の追加施工に伴い、土留工間を繋ぐ水路工の数量が増加したこと、現地状況に合わせて施工する必要があることから、筋工及び伏工の数量が増加したことにより、増額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

（5）【単独公共治山】令和02年度 山地災害応急事業 502-07-H0044（利根環境森林事務所）

① 事業の概要

- 事業の概要

利根郡みなかみ町東峰（琴木沢）地内の排土工 490.0 m<sup>3</sup>である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 11. 16	R3. 3. 10	2,464	2,442	3,718

- 随意契約の理由

予定価格を積算したところ、250万円以下の工事となるため3者隨契とし、近隣で治山実績があり、現場条件や工種工法等に精通している者を見積相手として指名した。

なお、見積合わせの結果は、以下のとおりである。（単位：千円）

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	2,220	落札
2	B	2,300	
3	C	2,400	

- 契約金額変更の内容及び理由

排土及び流木の搬出において、想定数量に差異が生じたことによる。特に、流木数量が当初 160 m<sup>3</sup>を想定していたが、実際は 181 m<sup>3</sup>増の 341 m<sup>3</sup>となったため、増額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

（6）【単独公共治山】令和 01 年度 県単修繕事業 431-09-H0049（桐生森林事務所）

① 事業の概要

● 事業の概要

桐生市菱町一丁目（姥穴）地内の仮設 1.0 式である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 2. 21	R2. 4. 10	1,276	1,265	1,969

● 隨意契約の理由

当該工事の実施に当たっては、工事用道路として狭隘な道路を利用して資材搬入を行う必要がある。現在施工中の予防治山事業では、敷鉄板等仮設資材の設置により道路を拡幅して進入が容易な状況であるが、予防治山終了後は、工事により破損した箇所の現状回復をしなければならない状況となっている。このため、当該工事と予防治山事業は工程上分離して施工することが困難であることから、現に履行中の工事契約の相手方以外の業者をして当該工事を履行させることが不利であるため。

● 契約金額変更の内容及び理由

現地を確認したところ、県道から現場へ通じる市道において、治山事業の資材運搬に伴う舗装面の損傷が見られることから、オーバーレイを追加で実施した。また、予防治山事業における谷止工施工に伴い、取り崩した取水施設の復旧を計上した。これらにより増額となつた。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

### ■ 3. 委託料 契約金額が予定価格と同額の契約

#### 1. 抽出した契約の概要及び監査手続

「森林工事土木管理システム」より、契約金額が予定価格と同額で契約している 6 事業を抽出し、資料の閲覧及び必要に応じてヒアリングを実施した。

## 2. 各事業の概要及び監査結果（指摘又は意見）

### （1）【単独公共治山】令和 02 年度 保安林整備推進事業 502-03-M0009（渋川森林事務所）

#### ① 事業の概要

- 事業の概要

渋川市赤城町南赤城山（田之郷ほか）地内の保安林整備推進事業調査 1.0 式である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 7. 22	R3. 2. 26	1,375	1,375	1,287

- 隨意契約の理由（注 1）

当該事業調査は、治山事業における森林整備の事業団地の選定、森林所有者への整備内容説明及び土地使用承諾書の取得を主な業務内容とするものであって、これには個人の財産権と公共性との調整能力、整備対象森林の集団地化調整能力が不可欠であって、これを実施できるのは、地元地域の森林組合において他にはないため。

- 契約金額変更の内容及び理由

事業団地の選定を進めたところ、数量に差異が生じたため減額となった。

#### ② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

### （2）【単独公共治山】令和 02 年度 保安林整備増進事業 502-03-M0021（渋川森林事務所）

#### ① 事業の概要

- 事業の概要

前橋市柏倉町（大穴ほか）地内の保安林整備推進事業調査 1.0 式である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 12. 10	R3. 3. 26	770	770	803

- 随意契約の理由（注 1）

当該事業調査は、治山事業における森林整備の事業団地の選定、森林所有者への整備内容説明及び土地使用承諾書の取得を主な業務内容とするものであって、これには個人の財産

権と公共性との調整能力、整備対象森林の集団地化調整能力が不可欠であって、これを実施できるのは、地元地域の森林組合をおいて他にはないため。

- 契約金額変更の内容及び理由

事業団地の選定を進めたところ、数量に差異が生じたため増額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

**(3) 【ぐんま緑の県民基金事業】令和 02 年度 条件不利地森林整備事業 502-05-M0007  
(富岡森林事務所)**

① 事業の概要

- 事業の概要

甘楽郡下仁田町大字東野牧（畔ノ昔ほか）地内の測量調査委託 1.0 式である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 6. 30	R2. 8. 31	1,210	1,210	1,298

1回目の見積合わせは不調に終わり、2回目で契約に至った。

- 隨意契約の理由（注2）

当該事業区域調査は、水源地域等の森林整備事業における森林整備の事業区域の選定、森林所有者への整備内容説明及び協定書等の取得を主な業務内容とするものであって、これには個人の財産権と公共性との調整能力、整備対象森林の集団地化調整能力が不可欠であって、これを実施できるのは地元地域の森林組合をおいて他にはないため。

- 契約金額変更の内容及び理由

地形・林相の状況等から森林整備実施の対象となる区域面積に差異が生じた。この対象区域の変更等に伴い、計画内容説明件数及び承諾書取得件数に差異が生じたため、増額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

**(4) 【ぐんま緑の県民基金事業】令和 02 年度 条件不利地森林整備事業 502-05-M0010  
(富岡森林事務所)**

① 事業の概要

● 事業の概要

富岡市妙義町上高田（後谷津ほか）地内の報告書作成 1.0 式である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 7. 16	R2. 10. 30	1, 595	1. 595	1, 166

1回目の見積合わせは不調に終わり、2回目で契約に至った。

● 隨意契約の理由（注2）

当該事業区域調査は、水源地域等の森林整備事業における森林整備の事業区域の選定、森林所有者への整備内容説明及び協定書等の取得を主な業務内容とするものであって、これには個人の財産権と公共性との調整能力、整備対象森林の集団地化調整能力が不可欠であって、これを実施できるのは地元地域の森林組合をおいて他にはいないため。

● 契約金額変更の内容及び理由

地形・林相の状況等から森林整備実施の対象となる区域面積に差異が生じた。この対象区域の変更等に伴い、計画内容説明件数に差異が生じたため減額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

(5) 【農山漁村地域整備（林道）】令和02年度 農山漁村地域整備交付金 502-06-M0030  
(吾妻環境森林事務所)

① 事業の概要

● 事業の概要

吾妻郡東吾妻町大字松谷地内の測量調査委託 1.0 式である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R3. 1. 14	R3. 2. 26	660	660	660

● 隨意契約の理由

本事業は、林道事業の国有林貸付申請書作成及び保安林内作業許可申請書の作成に係る業務委託である。すでに平成25年度に作成済みであるが、貸付延長が長いため（約600m）、貸付条件から保安林作業許可の申請書の期限（2年）との関係により、実質の工事工程を考慮すると2分割にする必要が生じたための修正作業である。

このため、委託の相手先として、平成 25 年に当委託を受注していて内容を熟知し、作業にも精通している業者と随意契約をするものである。

● 契約金額変更の内容及び理由

特になし

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

（6）【単独公共治山】令和 02 年度 保安林整備推進事業 502-07-M0015（利根環境森林事務所）

① 事業の概要

● 事業の概要

沼田市ほか（1村）地内の保安林整備推進事業調査 1.0 式である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 7. 15	R3. 3. 12	1, 485	1, 485	1, 485

● 随意契約の理由（注 1）

当該事業調査は、治山事業における森林整備の事業団地の選定、森林所有者への整備内容説明及び土地使用承諾書の取得を主な業務内容とするものであって、これには個人の財産権と公共性との調整能力、整備対象森林の集団地化調整能力が不可欠であって、これを実施できるのは、地元地域の森林組合において他にはないため。

● 契約金額変更の内容及び理由

該当なし

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 4. 委託料 最終契約金額が予定価格の 150%を超える契約

1. 抽出した契約の概要

「森林土木工事管理システム」より、最終契約金額が予定価格の 150%を超える 6 事業を抽出し、資料の閲覧及び必要に応じてヒアリングを実施した。

## 2. 各事業の概要及び監査結果（指摘又は意見）

### （1）【単独公共治山】令和02年度 県単治山事業 502-03-M0018（渋川森林事務所）

#### ① 事業の概要

##### ● 事業の概要

渋川市赤城町津久田（美坂）地内の測量調査委託 1.0 式である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2. 10. 22	R3. 2. 26	4, 499	4, 488	7, 150

##### ● 指名競争入札の結果

（単位：千円）

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	4, 080	
1	B	4, 080	くじ引きにより落札
3	C	4, 100	予定価格超過
4	D	4, 140	予定価格超過
5	E		辞退

##### ● 契約金額変更の内容及び理由

当該変更は、請負金額の 20%以上かつ 200 万円以上の増額として、渋川森林事務所長と環境森林部長との事前協議を行っている。

当初、流路工及び山腹工の測量・設計を実施していたが、現地踏査をしたところ、同一渓流上流で山腹の荒廃が進んでいる箇所が新たに発見されたため、追加で山腹工の施工が必要であると判断した。県のヒアリング及びその後の国のヒアリングの日程までに新たに指名競争入札を実施する時間的余裕がなかったことから、追加で測量・設計を実施したことである。

このため、山腹の測量・現地調査等一式が増加されたこと、及び従来箇所の現地照査の結果、数量の差異が生じたことにより、当初よりも 2, 662 千円増加（59%増）の 7, 150 千円となった。

#### ② 監査結果（意見 50）

請負金額の 20%以上かつ 200 万円以上の増額として、渋川森林事務所長が環境森林部長に事前協議を行い、設計変更をしているが、時間的余裕がなかったとしても、安易に多額の設計変更を実施すべきではない。事後的にでも、第三者委員会などの第三者の意見も交えて、その設計変更の可否を検討することが望ましい。

### (現状及び問題点)

当該変更は、請負金額の20%以上かつ200万円以上の増額として、渋川森林事務所長と環境森林部長との事前協議を実施しているものの、請負金額の59%増であり、増加率が大きい。森林に関しては、実際にやってみないと詳細が分からぬ部分も多いが、請負金額の20%以上の変更は事前協議が定められていることからも59%増は大きいと言えるだろう。

請負比率は99.8%であり、ほぼ予定価格と等しい金額で契約されているが、追加された山腹工の施工も一体として指名競争入札を実施していれば、請負比率をもっと下げられた可能性も否定できない。山腹工事測量及び設計は今回新たに発生しており、これらの業務であれば安く請負える業者もあった可能性がある。

なお、原設計変更設計の対照表は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	原設計			変更設計			増減		
	数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額
<b>測量業務費</b>									
渓間工事測量	1	式	92	1	式	169	-	式	76
山腹工事測量	-	式	-	1	式	93	1	式	93
直接費計			92			262			169
諸経費			84			239			154
業務委託価格			177			501			324
<b>設計業務費</b>									
渓間工事設計	1	式	1,396	1	式	1,554	-	式	158
山腹工事設計	-	式	-	1	式	755	1	式	775
協議打合わせ	1	式	216	1	式	216	-	式	-
旅費・交通費	1	式	3	1	式	5	-	式	1
直接費計			1,616			2,531			915
電子成果品作成費			84			98			14
直接原価計			1,700			2,629			929
その他原価			871			1,313			442
設計原価計			2,571			3,942			1,371
一般管理費等			1,343			2,076			733
業務委託価格			3,914			6,019			2,104
業務委託価格計			4,090			6,520			2,430
消費税等相当額			409			652			243
業務委託費計			4,499			7,172			2,673

委託価格		4,080		6,500			2,420
消費税等相当額		408		650			242
委託額		4,488		7,150			2,662

#### (改善策)

渋川森林事務所長が環境森林部長に事前協議を行い、設計変更をしているが、安易に多額の設計変更を実施すべきではない。事後的にでも、第三者委員会などの第三者の意見も交えて、その設計変更の可否を検討することが望ましい。

#### (2) 【ぐんま緑の県民基金事業】令和 02 年度 水源林機能増進事業 502-02-M0021 (西部環境森林事務所)

##### ① 事業の概要

###### ● 事業の概要

高崎市箕郷町中野（箕郷－103ほか1）地内の調査1.0式である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2.10.7	R3.1.29	4,675	4,400	7,733

###### ● 指名競争入札の結果

(単位：千円)

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	4,000	落札
2	B	4,160	
3	C	4,170	
4	D	4,200	
5	E		辞退

###### ● 契約金額変更の内容及び理由

当初設計数量の算出に際して違算（縮尺の誤認）があり、設計数量の間違いが発見された。これにより、以下の変更となり、増額している。

区分	当初	当初（正）	変更	増減
面積 (ha)	19.86	50.81	43.94	増 24.08
事業実施区域確認 (km)	7.83	11.04	8.94	増 1.11
周囲測量(km)	7.83	15.14	14.96	増 7.13
標準地調査面積 (m <sup>2</sup> )	12,800	23,600	22,400	増 9,600

(注) : 増減は当初と変更後との比較である。

(単位：千円)

区分	原設計			変更設計			増減		
	数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額
<b>一般調査</b>									
直接費			826			1,684			858
管理費			5			11			6
諸経費			498			956			458
業務委託価格			1,330			2,652			1,322
<b>測量業務費</b>									
直接費			1,618			2,738			1,119
諸経費			1,301			2,081			779
業務委託価格			2,920			4,819			1,899
業務委託価格計			4,250			7,470			3,220
消費税等相当額			425			747			322
業務委託費計			4,675			8,217			3,542
委託価格			4,000			7,030			3,030
消費税等相当額			400			703			303
委託額			4,400			7,733			3,333

(注) : 1万円未満の取扱いの違いにより、一部、縦計が合致していない。

違算による増加の一方で、現地状況に合わせ、事業実施区域の延長の確認及び周囲測量延長が減ったことにより、一部減額となっている。

## ② 監査結果（意見 51）

人為的ミスにより多額の設計変更となっている。特殊事例であり、チェックリストや検算で発見できなかったとのことであるが、間違いやすい事例は、他の者が再度計算するなど更なる再発防止策の検討が望まれる。

### （現状及び問題点）

設計数量の算出に際して、人為的なミスにより、結果として請負金額の 76% 増の 3,333 千円増加の設計変更となった。図面の作成の方法は担当者ごとに異なり、積算に関するチェックリストはあるものの、特殊事例で漏れてしまったとのことである。また、検算の審査はあるが、設計数量を設計図から算出する際に使用する縮尺があつては図面からは確認できず、このような事態となったとのことである。

### (改善策)

現在、担当者は、どのような縮尺を使用しても正しく計算されるG I Sというシステムを使用しているとのことであった。チェックリスト等でも漏れてしまう間違いが発生したことであるから、簡単に検算できないような方法は使用しないようにしたり、誤りやすい事例は他の者がもう一度計算したりするなどの再発防止に努める必要がある。

### (3) 【ぐんま緑の県民基金事業】令和 02 年度 条件不利地森林整備事業 502-04-M0028

#### (藤岡森林事務所)

##### ① 事業の概要

###### ● 事業の概要

多野郡神流町大字神ヶ原（後山森林整備区域）地内の調査 1.0 式及び測量 1.0 式である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2. 12. 18	R3. 3. 10	3,014	2,816	4,279

###### ● 指名競争入札の結果

（単位：千円）

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	2,560	落札
2	B	2,630	
3	C	2,660	
4	D	2,720	
5	E	2,750	予定価格超過

###### ● 契約金額変更の内容及び理由

森林整備実施計画調査の前段階である森林整備区域調査の際に、時間的制約等の理由により協定書を入手できなかった地権者より、新たに追加の協定書を取得できたため、対象となる事業団地が増加し、これにより標準地数（面積）が増加となったため増額となった。また、地権者からの協定書の取得により、測量が延長されたため増額となった。

##### ② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

### (4) 【単独公共治山】令和 01 年度（ゼロ県債）県単治山事業 431-05-M0041（富岡森林事務所）

① 事業の概要

● 事業の概要

富岡市野上（立沢）地内の測量調査委託 1.0 式である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2. 3. 4	R2. 5. 15	1,815	1.705	3,289

● 指名競争入札の結果

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	1,550	落札
2	B	1,590	
3	C	1,620	
4	D	1,700	予定価格超過
5	E	5,500	予定価格超過

● 契約金額変更の内容及び理由

変更理由は、以下の 2 点である。

1 点は、「令和 2 年 3 月公共工事設計労務単価」及び「令和 2 年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置並びにインフレスライド状況（建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項、森林整備事業請負契約約款第 25 条の 2 項）の適用による単価の変更のため、44 千円の増額となった。

もう 1 点は、現地で検討を行ったところ、当初想定していた山腹工よりも渓間工（谷止工）によって山脚固定・不安定土砂の固定を行った方が適切であると判断されたことから、測量・設計業務の項目が変更となった。この測量・設計の方法の変更により、1,540 千円の増額となった。従来の方法によると、実際の工事環境が厳しく、落札しないおそれがあることから、測量・設計業務の見直しを行ったとのことである。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

(5) 【ぐんま緑の県民基金事業】令和 01 年度 条件不利地森林整備事業 431-05-M0046  
(富岡森林事務所)

① 事業の概要

● 事業の概要

甘楽郡南牧村大字磐戸（赤岩森林整備区域）地内の測量調査委託 1.0 式である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 3. 25	R2. 5. 25	495	440	759

- 随意契約の理由（注2）

当該事業区域調査は、水源地域等の森林整備事業における森林整備の事業区域の選定、森林所有者への整備内容説明及び協定書等の取得を主な業務内容とするものであって、これには個人の財産権と公共性との調整能力、整備対象森林の集団地化調整能力が不可欠であって、これを実施できるのは地元地域の森林組合をおいて他にはいないため。

- 契約金額変更の内容及び理由

地形・林相の状況等から森林整備実施の対象となる区域面積に差異が生じた。この対象区域の変更等に伴い、計画内容説明件数及び承諾書取得件数に差異が生じたことにより、増額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

（6）【補助公共治山】令和02年度 保育事業 502-07-M0004（利根環境森林事務所）

① 事業の概要

- 事業の概要

利根郡昭和村糸井（新南原ほか）地内外の森林整備実施計画調査1.0式である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2. 6. 25	R2. 8. 28	737	693	1,067

- 指名競争入札の結果

(単位：千円)

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	630	
2	B	650	
3	C	650	
4	D	660	
5	E		辞退

- 契約金額変更の内容及び理由

地元からの要請もあり、次年度以降に実施予定であった隣接する森林の整備進捗を図るために、当初予定の 1.2km を 1.8km 延長し 3.0km に変更したため、374 千円の増額となつた。次年度以降に実施するよりも、当年度距離を延長して実施した方が、経費削減に寄与すると判断したことによる。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

## ■ 5. 委託料 予定価格が 10,000 千円を超える契約

### 1. 抽出した契約の概要

「森林土木工事管理システム」より、予定価格が 10,000 千円以上の 4 事業を抽出し、資料の閲覧及び必要に応じてヒアリングを実施した。

### 2. 各事業の概要及び監査結果（指摘又は意見）

#### （1）【ぐんま緑の県民基金事業】令和 02 年度 ぐんま緑の県民基金水源地域等の森林整備事業 502-04-M0011（藤岡森林事務所）

##### ① 事業の概要

- 事業の概要

藤岡市淨法寺（夏内森林整備区域ほか）地内の調査契約である。

（単位：千円）

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
随意契約	R2. 6. 10	R3. 2. 26	10,494	10,450	9,966

- 随意契約の理由（注 2）

当該事業区域調査は、水源地域等の森林整備事業における森林整備の事業区域の選定、森林所有者への整備内容説明及び協定書等の取得を主な業務内容とするものであって、これには個人の財産権と公共性との調整能力、整備対象森林の集団地化調整能力が不可欠であって、これを実施できるのは地元地域の森林組合をおいて他にはいないため。

- 契約金額変更の内容及び理由

現地踏査をするに当たり、森林簿を調査し当該森林を整理したところ、調査面積について当初と差異が生じたことによる減額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

(2) 【農山漁村地域整備（治山）】令和 02 年度 予防治山事業 502-05-M0003 （富岡森林事務所）

① 事業の概要

● 事業の概要

甘楽郡下仁田町南野牧（タラ久保）地内の調査ボーリングの調査委託契約である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2. 6. 10	R2. 11. 30	14, 344	11, 715	11, 429

● 指名競争入札の結果

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	10, 460	最低制限価格未満
2	B	10, 650	落札
3	C	12, 500	
4	D	19, 800	予定価格超過
5	E		辞退
6	F		辞退
7	G		辞退

● 契約金額変更の内容及び理由

パイプ歪計及び地中伸縮計並びに地下水位計観測資料整理期間の延長による諸費用の増加及びボーリング調査掘削に伴う足場の設置条件の変更による増加、特殊車運搬が可能となったことによるモノレール運搬距離の短縮による減少である。これら複合的な要因により、286 千円の減額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

(3) 【補助公共治山】令和 02 年度 地すべり防止事業 502-05-M0004 （富岡森林事務所）

① 事業の概要

● 事業の概要

甘楽郡下仁田町西野牧（上向山）地内の地すべり防止事業の調査委託契約である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2. 6. 10	R3. 1. 29	15, 851	12, 969	12, 771

● 指名競争入札の結果

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	11, 620	最低制限価格未満
2	B	11, 790	落札
3	C	11, 800	
4	D	21, 000	予定価格超過
5	E		辞退
6	F		辞退
7	G		辞退

● 契約金額変更の内容及び理由

ボーリング深度の減少及び集水井工の設計を1基増やしたことによる増加により、併せて198千円の減額となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

(4)【ぐんま緑の県民基金事業】令和01年度 水源林機能増進事業 431-07-M0035 (利根環境森林事務所)

① 事業の概要

● 事業の概要

沼田市利根町大原（小澤ほか）地内の調査委託契約である。

(単位：千円)

入札執行区分	契約日	完成期限 (変更)	設計額 (税込)	当初契約額 (税込)	最終執行額 (税込)
指名競争入札	R2. 3. 5	R2. 8. 31	15, 158	14, 300	14, 696

● 指名競争入札の結果

(単位：千円)

順位	事業者	入札金額	摘要
1	A	13, 000	落札

2	B	13,550	
3	C	13,700	
4	D		辞退
5	E		辞退

- 契約金額変更の内容及び理由

「令和2年3月公共工事設計労務単価」及び「令和2年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置並びにインフレスライド状況（建設工事請負契約約款第25条第6項、森林整備事業請負契約約款第25条の2項）の適用による単価の変更のため、396千円の増加となった。

② 監査結果（指摘又は意見）

特になし

(注1)：「治山事業に係る森林整備事業調査実施要領」第4条各項によれば、保安林整備推進事業調査は、事業団体の選定と、森林所有者との交渉等を行うことにより、治山事業に係る森林整備事業を推進することを目的とするとされており、業務内容は、①事業団地の選定等、②所有者への計画内容説明、③土地使用承諾書等の取得である。その委託の発注方法は、地域の森林の現況に精通し、森林の境界、森林所有者の意向を把握している地元森林組合との随意契約によるものとする、と定められている。

(注2)：「ぐんま緑の県民基金水源地域等の森林整備事業調査委託実施要領」第3条各項によれば、森林整備区域調査は、森林整備区域内の森林所有者との交渉等を行うことにより、事業を円滑に推進することを目的とするとされており、業務内容は、①事業区域の選定、②資料調査（公図等の転写、地積測量図転写、公図等連続図作成、土地登記記録調査）、③森林所有者への計画内容説明、④協定書等の取得である。その委託の発注方法は、地域の森林の現況に精通し、森林の境界、森林所有者の意向を把握している地元森林組合との随意契約によるものとする、と定められている。

## ◆ 一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金に関する監査結果及び意見

### 1. 事業の概要

#### 1. 設置目的及び沿革

##### (1) 設置目的

森林や緑に包まれた潤いのある郷土群馬を築くために、森林の整備及びこれを支える林業労働力の確保並びに緑化の推進を行うとともに、造林又は育林に関する事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことにより、森林及び林業の活性化を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする（定款第3条）。

##### (2) 沿革

昭和52年に東京電力からの寄附金を基に、県と企業局からの負担金によって「森林造成基金」を設置し、その運用益を県単独の造林補助事業に財源充当してきたが、平成2年に森林の育成整備等を一層推進するため、幅広い事業を行えるように「森林造成基金」を廃止し、新たに「財団法人群馬県森林・緑整備基金」を設立し、県庁内に事務所を設置した。

平成10年に群馬県知事から「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき「林業労働力確保支援センター」の指定を受け、林業労働力の雇用改善、新規就業者の確保対策等の業務を開始し、同年4月1日から事務所を北群馬郡榛東村の群馬県林業試験場内に移転した。

県の公社事業団改革により、平成20年4月1日に「社団法人群馬県林業公社」と事務局を統合し、事務所を前橋市大友町に移転した。その後、「社団法人群馬県林業公社」の民事再生手続において、平成23年8月1日に同公社の調査設計部門、平成25年9月20日に分収林事業、同年10月1日に森林管理事業の譲渡を受け、同公社の事業の引継ぎを完了した。

公益法人制度改革により、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行、平成29年に前橋市大友町から群馬県林業試験場別館内（北群馬郡榛東村）に事務所を移転し、現在に至る。

#### 2. 人員（令和3年3月31日現在）

区分	人数
役員（常勤理事）	4名
職員	21名
計	25名

#### 3. 基本財産

基本財産は580,000千円であり、その内訳は、県出捐金550,000千円、県企業局出捐金30,000千円である。

#### 4. 事業の概要

基金の事業は、実施事業等会計とその他会計（収益事業）とに分けられている。

(1) 森林の育成・整備に関する事業、(2) 林業労働力の安定的確保に関する事業、(3) 緑化推進に関する事業、(4) 森林の造成・整備に関する調査・測量・設計等の受託事業、(5) 森林及び林業の活性化に関する事業、(6) 分収方式による造林又は育林の推進に関する事業、(7) 森林公園の管理に関する事業及び(8) その他事業を実施している。

なお、実施事業等会計として、基金事業、支援センター事業、林業雇用促進事業及び公的森林整備事業を実施している。

##### 【実施事業等会計】

###### (1) 森林緑整備基金事業

###### ① 森林の育成・整備に関する事業（令和2年実績 1,000千円）

優良苗木の安定的供給を図るため、群馬県山林種苗緑化協同組合に助成した。

###### ② 林業労働力の安定確保に関する事業

###### (i) 新規就労支援事業（令和2年度実績 1,409千円）

林業への新規就業促進及び定着化を図るため、新規就業者に作業服や装具、住宅手当を支給した事業主に対し、その一部を助成した。

###### (ii) 林業労働安全衛生の確保事業（令和2年度実績 3,160千円）

林業従事者の労働安全衛生の向上を図るため、従事者に高機能安全装具の支給及び林業作業に必要な資格取得費用を負担した事業主に対し、その費用の一部を助成した。

###### ③ 緑化推進に関する事業

###### (i) 森林・緑普及・啓発事業（令和2年度実績 1,360千円）

森林や緑の大切さ及び適切な整備・保全の必要性、並びに当基金の活動を広く県民にアピールするため、森林整備推進チャリティゴルフの開催、広報活動、みどりの募金への寄附を実施した。

###### ④ 森林・林業の活性化に関する事業

###### (i) 林業技能向上

技能競技会等の活動が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止になったため、実績はない。

###### (2) 林業労働力確保支援センター事業

###### ① 森林整備担い手対策事業

###### (i) 林業技術向上研修助成（令和2年度実績 220千円）

森林作業道作設研修、高性能林業機械技術者養成研修に林業従事者を参加させ、研修期間中の賃金を支給した事業者に対し、賃金の一部（5,000円/日）を助成した。

(ii) 緑の雇用現場技能者育成対策事業助成（令和2年度実績 2,284千円）

県内の山林において立木の伐採・造林等に従事する者の技術・技能の向上を図るため、緑の雇用現場技能者育成対策事業基本研修（1～3年目研修）に規定日数以上林業従事者を参加させ、研修期間中の受講者に賃金を支給した事業主に対し、賃金の一部（5,000円/日）を助成した。

② 森林整備機械化推進事業

(i) 高性能林業機械借用補助（令和2年度実績 10,227千円）

県内において林業を営んでいる素材生産業者、森林組合及び森林施業を行っている個人事業主等が森林整備に必要な機械を借用する場合、これに必要な経費（高性能林業機械リース料）の一部を助成した。

(3) 林業雇用改善事業（令和2年度実績 57千円）

林業事業主に対し、労働環境の改善、労働者の採用から就業後の労務管理について、一体的にアドバイスや支援を行うと共に、求職者向けの就業支援を行う。

(4) 公的森林整備事業

① 分収林事業

「分収林の管理・経営方針」に基づき、合理的な経営と森林の適正な維持・管理に努める。

(i) 間伐、枝打等の保育事業、林産事業及び施設事業（令和2年度実績 61,962千円）

保育事業（18,868千円）、林産事業（28,629千円）、施設事業（14,463千円）を実施した。なお、他に林産事業の素材収入（16,370千円）がある。

(ii) 当期解約分収林（一部解約）（令和2年度実績 309千円）

分収林の収益から簿価を引いた差額である。

(iii) 森林保全管理事業（令和2年度実績 21,429千円）

分収林の管理経営の安定化を図るため、社営林及び作業道の保全、山火事や病虫獣害の予防、盗伐・誤伐の防止、境界標柱の保全等について、保全管理業務を実施するための委託事業の発注や巡視員の雇用、並びに山火事や気象災害等の森林災害に備えるべく森林保険契約に加入した。

② 森林管理事業

( i ) 森林管理事業（令和 2 年度実績 15,303 千円）

森林所有者が自ら整備することが困難となった森林について、市町村長の斡旋に基づき、新植及び管理している森林の下刈並びに忌避剤散布等の保育事業を実施した。

【その他会計】

① 調査設計事業（令和 2 年度実績 246,760 千円）

群馬県及び市町村から、治山、林道、森林整備に関する調査、測量、設計、施工管理に関する受託業務を実施した。

事業区分	事業量		受託額（千円）
治山事業関係	公共	27 件	84,330
	県単	26 件	65,820
	小計	53 件	150,150
林道事業関係	県発注	5 件	20,680
	市町村発注	40 件	23,580
	監督補助	—	—
	林道施設災害	3 件	1,350
	小計	48 件	45,610
森林整備関係	水源森林等	1 件	540
	保育	6 件	7,560
	保安林改良	2 件	2,080
	リフレッシュ	2 件	1,550
	緑の県民基金	15 件	39,270
	小計	26 件	51,000
計		127 件	246,760

② 森林・山村多面的機能發揮対策事業（令和 2 年度実績 13,985 千円）

地域協議会の事務局業務を受託し、活動組織構成員を対象に安全講習会を開催したほか、交付金申請に必要な計画書の審査、林野庁への申請手続き、完了確認等の事務を行った。

- 事務局運営費（令和 2 年度実績 3,000 千円）
- 活動組織数及び交付金額（令和 2 年度 16 団体 10,985 千円）

③ 森林公園管理事業

群馬県から指定管理（令和 2 年度 指定管理料 9,871 千円）を受託し、県立森林公園「さくらの里」の管理及び施設整備を行った。基金ホームページ、旅行情報雑誌等を通じて積極的に広報、情報発信を行ったほか、写真教室及び草木染教室の自主事業を実施した。

## 5. 財務諸表

### (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
I 資産の部			
1. 流動資産	376, 607	337, 172	266, 588
2. 固定資産	1, 970, 038	2, 015, 431	2, 114, 197
資産合計	2, 346, 645	2, 352, 604	2, 380, 785
II 負債の部			
1. 流動負債	105, 537	69, 995	43, 190
2. 固定負債	592, 643	588, 355	600, 731
負債合計	698, 180	658, 350	643, 922
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	580, 000	580, 000	580, 000
2. 一般正味財産	1, 068, 464	1, 114, 253	1, 156, 863
正味財産合計	1, 648, 464	1, 694, 253	1, 736, 863
負債及び正味財産合計	2, 346, 645	2, 352, 604	2, 380, 785

### (2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	8, 382	8, 382	8, 382
② 特定資産運用益	6, 150	6, 149	6, 039
③ 事業収益			
受取事業収益			
林業労働力確保支援センター	—	—	1, 470
林業雇用改善促進	723	2, 309	—
調査設計事業	243, 240	253, 670	246, 760
森林公園管理事業	9, 620	10, 004	9, 871
小計	253, 583	265, 984	258, 101
素材売扱収益	9, 871	10, 331	16, 370
事業収益計	263, 455	276, 315	274, 472
④ 受取補助金等			
受取国庫補助金	97, 209	66, 876	101, 828

受取地方公共団体補助金			
林業労働力確保支援センター	11,095	8,587	8,804
分収林事業	19,764	20,824	21,429
森林管理事業	246	145	243
小計	31,106	29,556	30,477
受取補助金計	128,315	96,433	132,306
⑤受取負担金	18,145	17,081	19,135
⑥雑収益	2,083	334	3,765
経常収益計	426,532	404,697	444,101
(2)経常費用			
①事業費	360,202	333,545	360,179
②森林保全管理事業費	18,464	18,723	21,429
③管理費	5,674	6,640	7,137
経常費用計	384,342	358,909	388,746
評価損益等調整前当期経常増減額	42,189	45,788	55,355
評価損益計	—	—	—
森林資産勘定振替前当期経常増減額	42,189	45,788	55,355
森林資産勘定振替額	—	—	—
当期経常増減額	42,189	45,788	55,355
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益	855	2,025	27
(2)経常外費用	2,037	2,025	12,772
当期経常外増減額	▲1,181	—	▲12,745
当期一般正味財産増減額	41,008	45,788	42,609
一般正味財産期首残高	1,027,456	1,068,464	1,114,253
一般正味財産期末残高	1,068,464	1,114,253	1,156,863
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	8,382	8,382	8,382
一般正味財産への振替額	▲8,382	▲8,382	▲8,382
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	580,000	580,000	580,000
指定正味財産期末残高	580,000	580,000	580,000
III 正味財産期末残高	1,648,464	1,694,253	1,736,863

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）チャリティコンペの開催方法の見直しについて（意見 52）

チャリティコンペ開催に当たっては、チャリティコンペの趣旨に沿うよう、参加者1人当たりの参加費を値上げする、参加者に渡す賞品代金の総額を値下げするなどの措置を講じ、コンペにおける賞品代総額を参加者から集めた参加費総額に収め、実質的にも参加者の「参加費の一部」を森林整備に寄与する団体に寄付したといえるようにすべきである。

#### （現状及び問題点）

平成25年以降、年に1回、毎年平日に「群馬県森林・緑整備推進チャリティコンペ」が開催されている。第1回目の主催団体は群馬県ゴルフ場支配人会であったが、（一財）群馬県森林・緑整備基金は同コンペを後援し、20万円を助成金として支出した。第2回目以降は、群馬県ゴルフ場支配人会との共催で同コンペを開催するようになり、同基金は例年20万円を、負担金として支出している。

令和2年度において実施された同コンペの収支の内訳は、以下のとおりである。なお、平成25年開催の第1回目から令和2年度開催の第8回目までの収支状況は、コンペを開催するゴルフ場によってプレ一代には変化があるものの、その他の収入・支出状況はほぼ同様である。

【収入】 (単位：円)

項目	精算額	備考
前回繰越金	35,757	繰越金
プレ一代	1,196,000	1人6,500円×参加者184名分
参加費	368,000	1人2,000円×参加者184名分
負担金	200,000	（一財）群馬県森林・緑整備基金が負担
合計	1,799,757	

【支出】 (単位：円)

項目	精算額	備考
プレ一代	1,196,000	1人6,500円×参加者184名分
賞品代	478,720	参加者に対する賞品準備代金
チャリティ金	100,000	（公財）群馬県緑化推進委員会へ寄付
合計	1,774,720	
繰越金	25,037	

同コンペはチャリティコンペであり、同コンペ参加者の支払った参加費の一部を森林整備に寄与する団体に寄付することを目的として開催されていることである。

確かに同コンペの全体の収支としては、毎年10万円を、群馬県内各地で森林整備事業

や緑化事業を行う（公財）群馬県緑化推進委員会の「緑の募金」へ寄付しているということに間違はない。

しかしながら、その寄付金額は、例年、（一財）群馬県森林・緑整備基金が支出する金額の半額に過ぎない。そして、同コンペにおいては、例年参加者全員に賞品が交付されており、その賞品の総額は、例年参加者から支払われた参加費の合計額を10万円近く、令和2年度においては11万円以上、上回っている。

このような状況では、「参加費の一部」を森林整備に寄与する団体に寄付していると言い切ることはできない。参加者の参加費はその全額が賞品代に使われ、さらに（一財）群馬県森林・緑整備基金の負担金20万円のうちの半分の10万円も参加者への賞品代として使用し、残り半分の10万円を「緑の募金」に寄付しているのと同じことである。

このような状況は、「チャリティコンペ」との名称により実施しているゴルフコンペのあり方として、不適切であると言わざるを得ない。

#### （改善策）

同チャリティコンペ開催の趣旨自体には何ら問題がないところ、このような事態が生じてしまっている原因は、（一財）群馬県森林・緑整備基金からの負担金の一部を賞品代として使用することを前提としてコンペの予算を組んでいるところにある。

今後のチャリティコンペ開催に当たっては、チャリティコンペの趣旨に沿うよう、参加者1人当たり参加費を値上げする、参加者に渡す賞品代金の総額を値下げするなどの措置を講じ、コンペにおける賞品代総額を参加者から集めた参加費総額に収め、実質的にも参加者の「参加費の一部」を森林整備に寄与する団体に寄付したといえるようにすべきである。

#### （2）規程の対応関係の確認について（意見 53）

対応関係に誤りのある規程を改正し、規程の対応関係に疑義が生じないようにすべきである。

#### （現状及び問題点）

職員の給与の取扱いにつき定める一般財団法人群馬県森林・緑整備基金職員給与取扱要領には、同要領の適用の範囲に関し、「一般財団法人群馬県森林・緑整備基金事務処理規程第4条第1項に規定する職員の給与」との定めがある（同要領第1条）。

しかしながら、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金事務処理規程第4条第1項には「事務局に総務・担い手支援課、調査設計課及び森林整備課を置く。」と記載されているのみで、職員の範囲に関する規程は存在しなかった。

そこで、ヒアリング時に担当職員に同要領の適用を受ける職員の範囲を確認したところ、同要領が適用されるのは、職員のうち、定年後継続雇用職員、嘱託職員及び臨時職員を除いた職員であるとのことであった。そして、このように対応関係に誤りが生じて

しまった理由は、組織再編等に伴い各種規程を変更・整備等した際の確認不足ではないかとのことである。

確認不足によるミスが生ずることは一般的に避けられないものではあるものの、給与の取扱いという、職員の重要な労働条件に関する規程の対応関係に不備があっては、職員に対する給与の支給額等に疑義を生じさせることにもなりかねない。

#### (改善策)

対応関係に誤りのある規程を改正し、規程の対応関係に疑義が生じないようにすべきである。

### (3) 各種規程における「職員」の範囲の明確化について（意見 54）

就業規則をはじめとした各種規程や要領に、それぞれ「職員」に関する定義を定めるなどして、各種規程・要領の適用範囲を明確化すべきである。

#### (現状及び問題点)

職員の労働条件につき定める一般財団法人群馬県森林・緑整備基金就業規則（以下、単に「就業規則」という。）には、就業規則の適用範囲に関し、以下のようない定めがある。

第2条（適用範囲）この規程は、理事長が基金の職員として任命した者（以下、「職員」という。）に適用する。

2 群馬県と締結する「職員の派遣に関する協定」に基づき派遣された職員（以下、「派遣職員」という。）については、当該協定に定めのない事項に限りこの規則を準用する。

3 定年後継続雇用職員（以下、「継続雇用職員」という。）、嘱託職員及び臨時職員の就業に関する事項については、別に定めるところによる。

そして、同条3項を踏まえ、定年後継続雇用就業要領、嘱託職員就業要領、臨時職員取扱要領がそれぞれ定められているところである。

しかし、定年後継続雇用職員、嘱託職員及び臨時職員（以下、これら職員を併せて「非正規職員」という。）も就業規則第2条第1項にいう「職員」に該当するところ、就業規則に定められているが非正規職員に関する要領に定めのない事項についてはどのような取扱いとなるのか、現在の就業規則の規定のままでは不明確である。

また、その他の各種規程や要領にも、「職員」という文言が出てくるがその「職員」について明確な定義付けがなされていないものも存在していた。例えば、就業規則第37条に基づき定められている「職員給与規程」上の「職員」は、嘱託職員及び臨時職員を除いた職員のことで、非正規職員の中でも定年後継続雇用職員はここでいう「職員」に含まれるとのことであった。

このままでは、職員との間で労働条件等に関する疑義が生じた場合に、当該職員との間でどのような規程が適用されるのか、明確に示すことができない事態が生じかねない。

### (改善策)

就業規則をはじめとした各種規程や要領に、それぞれ「職員」に関する定義を定めるなどして、各種規程・要領の適用範囲を明確化すべきである。

### (4) 非常勤職員への手当の支給について（意見 55）

同一労働同一賃金の観点から、嘱託職員及び定年後継続雇用職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。

### (現状及び問題点)

（一財）群馬県森林・緑整備基金においては、就業規則とは別に、嘱託職員に関しては「嘱託職員就業要領」、定年後の継続雇用職員に関しては「定年後継続雇用就業要領」をそれぞれ設けている。

これらの規定によれば、正規職員に対して支給される手当と嘱託職員・継続雇用職員に対して支給される手当は、以下のとおり、異なっている。

	正規職員	嘱託職員	継続雇用職員
扶養手当	支給される	支給されない	支給されない
住居手当	支給される	支給されない	支給されない
地域手当	支給される	支給されない	支給される
資格手当	支給される	支給されない	支給される

この点、いわゆる働き方改革関連法の成立により、正規職員と非正規職員の均等均衡待遇が求められるようになってきている（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 8 条、9 条。令和 2 年 4 月 1 日施行。ただし、中小企業への適用は令和 3 年 4 月 1 日）。厚生労働省も、平成 30 年 10 月 28 日に「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（以下、単に「ガイドライン」という。）を公表し、同一労働同一賃金の実現に向けた取組を進めているところである。

また、同条項にいう「不合理と認められる相違」（同法 8 条）、「差別的取扱い」（同法 9 条）がどのようなものであるかを判断した最高裁判所の判例は現段階ではないが、それらの条項が定められたことにより削除された旧労働契約法 20 条については、いかなる格差が「不合理」であるかにつき、平成 30 年 6 月及び令和 2 年 10 月に、最高裁判所の判断が示されている（旧労働契約法 20 条と短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 8 条・9 条は異なる規定ではあるが、旧労働契約法 20 条に基づく行政指導ができないことから、行政指導に関する定めのある短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に均等均衡待遇に関する条項が移動したことなどを踏まえれば、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 8 条・9 条の解釈は旧労働契約法 20 条と同様とされる可能性が高い。）。

そして、それらの最高裁判所の判例やガイドライン等によれば、各種手当等に関する判

断や見解は、概ね以下のとおりである。

ア 扶養手当

扶養手当の支給の目的が、労働者の生活保障や福利厚生を図り、扶養親族のある者の生活設計等を容易にさせることを通じてその継続的な雇用を確保するということにある場合において、非正規労働者についても相応に継続的な勤務が見込まれているのであれば、正規労働者と同様に扶養親族のいる非正規労働者と正規労働者の扶養手当に相違を設けることは不合理であると評価できる。

イ 住居手当

主として労働者の住宅費を中心とした生活費を補助する趣旨で支給されるものである場合、生活費補助の必要性は職務の内容等によって差異が生ずるものではないし、正社員であっても転居を必然的に伴う配置転換が想定されていない場合においては、住居手当の支給について正規労働者と非正規労働者との間に相違を設けるのは不合理であると評価できる。

ウ 地域手当

通常の労働者と同一の地域で働く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の地域手当を支給しなければならない。

そして、これらの判断や見解を前提とすれば、(一財)群馬県森林・緑整備基金において、①扶養手当、②住居手当、及び③地域手当につき、正規職員と嘱託職員・定年後継続雇用職員との間に相違を設けていることが不合理であると評価される可能性は十分にある。

以上のような事情及び労務コンプライアンスの徹底の観点からすれば、紛争の未然防止のためには、あらかじめ、上記のような裁判所やガイドラインの判断・見解を前提として、嘱託職員や定年後継続雇用職員の手当をどのように定めるのかを再検討する必要がある。

(改善策)

同一労働同一賃金の観点から、嘱託職員及び定年後継続雇用職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。

(5) 理事の構成について（意見 56）

新たな知恵や発想を取り入れて安定した経営を行っていくため、更に幅広い多様な人材の理事への登用を検討すべきである

(現状及び問題点)

平成 26 年度に実施された包括外部監査において、理事の構成につき、「理事 6 人のうち 4 人が県の O B 職員であり、また、残りの 2 人も森林組合の O B 職員であるなど理事全員が林業関係者で占められている。基金は、独立した財団法人として自立した経営が求めら

れ、今後、新たな知恵や発想を取り入れ、安定した経営を行っていくため、外部の人材を広く登用するなど理事会の運営体制のあり方を検討すべきである。」との意見が出されていた。

同意見を踏まえ、理事の任期満了に伴い新たに理事を選任した平成28年6月には、それまで6名であった理事を8名に増員し、群馬県中小企業団体中央会からの推薦者を新たに理事に選任するなどの対応が講じられていた。そして、令和2年6月26日に選任された理事については、8名のうち4名が元県職員、残りの4名のうち3名も林業関係者（元基金職員、技術士（森林）、製材会社代表取締役）であった。

平成26年度の包括外部監査時と比較すれば、理事のうちの元県職員の割合は、67%から50%に減少はしてはいるものの未だ割合は高く、理事のうちの4名が元県職員というその人数は変わらない。また、常勤理事4名に限っていえば、そのうちの3名、割合にして75%が元県職員である（残りの1名は元基金職員）。さらに、監査時に確認した限りにおいて、これまでに同法人の理事に就任した女性はない。

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金の性質上、森林に関する十分な知識、専門性を持つ者を理事として登用する必要性は一定程度あるといえる。

しかしながら、行政出身者でなくとも、専門性を有している人は十分にいるものと思われる。また、平成26年度の包括外部監査においても指摘されているとおり、同法人には独立した財団法人としての自立した経営が求められていることからすれば、森林・林業に精通した者に限ることなく、多様な人材を理事として積極的に登用する必要がある。

ダイバーシティの推進は法人の発展のために欠かせないものであり、経済産業省が公表する「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」（平成29年3月策定、平成30年6月改訂）においても、「もはや『ダイバーシティは本当に必要なのか』という議論に時間を費やすのではなく、一刻も早く具体的な行動を起こし、実践フェーズへと移行すべきである。」（同ガイドライン3ページ）とされている。法人の安定経営のためには、固定観念や前例にとらわれることなく、多様な人材を理事に登用していく必要がある。

#### （改善策）

新たな知恵や発想を取り入れて安定した経営を行っていくため、更に幅広い多様な人材の理事への登用を検討すべきである。

### （6）森林公園管理事業（指定管理事業）への人件費の配賦について（意見57）

森林公園管理事業の収支計算において、人件費の金額を実際に掛かった金額ではなく、収支計算がゼロになるような金額で調整している。これでは、実際に掛けた費用を算定することができないため、毎月、指定管理者業務に従事した時間を把握し、それに各人の単価を乗じることにより人件費を計上することにより、正しい損益を把握することが望ましい。

### (現状及び問題点)

平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで、県の指定管理を受け、県立森林公園さくらの里の管理運営を行っている。毎月、損益管理をしているが、役員報酬及び給与手当は、3 月に一括で、収支がゼロになるよう調整した金額を計上している。

しかし、これでは、実際に役員及び職員がどの程度当該事業に従事したかが不明確であり、正しい損益の状況を把握することができない。

項目	年間予算（円）	実績（円）
収入		
受託事業収益（税込）	10,859,000	10,859,000
支出		
役員報酬	1,189,235	1,758,981
給与手当	1,394,625	839,219
臨時雇賃金	3,528,000	3,528,000
委託費	2,335,000	2,321,613
その他	2,412,140	2,411,187
支出合計（税込）	10,859,000	10,859,000
累計収支差額	0	0

### (改善策)

毎月、指定管理者業務に従事した時間を把握し、それに各人の単価を乗じて人件費を計上することにより、正しい損益を把握することが望ましい。

### (7) 事業計画の達成状況の評価方法について（意見 58）

令和 2 年度の事業計画の評価方法では、各事業の評価割合が低く設定されている。事業計画に対する評価であることから、組織体制や財務ではなく、各事業の目標がどの程度達成されたかについて評価すべきである。

### (現状及び問題点)

群馬県森林・緑整備基金では、第 1 期事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、現在は第 2 期事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）に基づいて事業を行っている。

第 1 期事業計画の事業ごとの管理表は以下のとおりである（実際には、事業を更に細分化して評価しているが、ここでは省略）。

総合	年度	事業	①組織体制	②基金事業	③分収林事業	④森林管理事業	⑤調査設計事業	⑥その他事業
○ 4.3	H27	評価 評点	△ 3	○ 5	△ 3	○ 5	○ 5	○ 5
○ 4.0	H28	評価 評点	△ 3	○ 5	△ 3	△ 3	○ 5	○ 5
○ 4.3	H29	評価 評点	△ 3	○ 5	○ 5	△ 3	○ 5	○ 5
△ 3.7	H30	評価 評点	△ 3	○ 5	○ 5	× 1	○ 5	△ 3
△ 3.7	H31	評価 評点	○ 5	△ 3	△ 3	× 1	○ 5	○ 5

注：評価基準は○→良好、△→取組中、×→不良であり、○ 5 点、△ 3 点、× 1 点で算定

しかし、令和 2 年度は評価方法が異なっており、以下のとおりである。

①組織・体制	②事業	③財務	総合
4.5	3.9	5.0	4.5

更に、②の事業の内訳は以下のとおりである。

	基金事業	林業労働力確保支援センター事業	林業雇用改善事業	公的森林整備事業	調査設計事業	その他事業	総合
ウエイト	1.0	1.5	—	3.0	3.5	1.0	10.0
評価	5.0	2.0	—	4.0	4.5	3.0	3.9

評価	1	2	3	4	5
達成率%	<50	50<= <60	60<= <75	75<= <90	<90

第 1 期は、○は 5 、△は 3 、×は 1 となっており、実際には 3 段階評価となっていたが、第 2 期では 5 段階評価となっており、この点は評価できる。しかし、各事業の評価について、ウエイトを掛けた結果、最終的な評価では、総合評価に占める各事業の割合が低くなっている。第 1 期では、各事業の占める割合が 83% であったが、第 2 期では 33% と激減している。この結果、評価が良かった組織体制や財務に引き連られ、総合評価は 4.5 となった。しかし、具体的な事業計画に対する評価であることから、組織体制や財務よりもそれぞれの事業の評価が優先されるべきである。

なお、事業にウエイトを掛けず、第1期のように評価した場合には、事業の占める割合が71%となり、以下の総合結果となる。(但し、林業雇用改善事業は評価していないため、以下の表には入れていない。)

組織体制	基金	支援センター	公的森林整備	調査設計	その他事業	財務	総合
4.5	5.0	2.0	4.0	4.5	3.0	5.0	4.0

また、第2期からは財務をその指標に加えているが、「公益目的支出計画に基づいても公益目的事業を行いながら、会計年度ごとの正味財産の増加額10,000千円を確保する。そのためには、調査設計事業において一定量の事業と収益性の確保が必要となり、分収林の健全な経営と県長期借入金の確実な返済のための対応が必要となる」という目標を掲げ、正味財産が42,610千円増加したことから評価が5.0となっている。しかし、調査設計事業で一定量の事業と収益性の確保を行っていれば、必然的に調査設計業務の評価は高くなることから、この評価は重複しており、この財務評価が総合評価の33%を占めていることにより、財務が過大な比率となっている。

#### (改善案)

総合評価を実施する際に、事業ごとにウエイトを用いることは問題ないが、その場合には、組織体制、事業、財務にも同様にウエイトをかけるべきであり、総合評価における各事業の割合が不当に少くならないよう、検討すべきである。また、内容の重複を避けるよう、評価の在り方を見直すことが望ましい。

### (8) 県による土地、建物の使用許可について（意見59）

当財団法人に対する土地、建物の使用許可は、徴収している使用料が民間の一般的な賃貸物件と比較して非常に低額であり、県の入札に参加する当財団法人に有利に働き、入札における公平な競争を阻害することから、使用許可を見直すべきである。また行政財産の目的外使用を許可する場合には、使用する事業者を特定するのではなく公募等により幅広く使用者を募るべきである。そして、長期間の使用を認めるのであれば、使用許可の場所について行政財産から普通財産への変更を検討して、入札において貸付料を決定することにより使用料(賃貸料)の増額を図り、県有財産を有効活用することが望まれる。

行政財産の使用許可とは元々限定列挙された目的の範囲内においてなされるべきであって、営利行為を目的とした団体への使用許可は一時的なものであるべきであることから、当該団体が今後も継続的に使用するのであれば普通財産への種別替えを検討すべきである。

#### (現状及び問題点)

当財団法人は、県が運営する群馬県林業試験場の中にある研修館に所在しており、令和2

年度は県に対して年額 263, 444 円（研修館 245, 910 円 + 予備室 17, 534 円）の土地、建物についての使用料を支払っている。

この使用料については、県が定める群馬県行政財産使用料条例や行政財産使用許可事務取扱要領などに基づき算定し徴収している。

当財団法人が実施している公益事業に係る部分の使用料は一部免除となっているが、財団法人の経営状況及び事業内容を鑑みると負担を軽減しすぎていると考える。

一方、徴収している使用料については、当財団が占有している部分の使用料を月額に換算すると 22, 000 円弱となり、県有施設ではなく他の民間における一般的な賃貸物件と比較して非常に低額と考える。行政財産の目的外使用許可による使用料は営利を目的としていたため、一般的に民間の家賃と比較して低額となるが、当財団法人は森林整備や治山事業に必要な調査や測量等の業務を入札により県から受託しており、使用料が低額であることにより運営費を低く抑えることができ、応札に際してより低い価額での入札が可能となり、入札における公平な競争を阻害していると考える。

仮に当財団法人が外部の賃貸物件に入居していた場合には、公益部分についての減額、免除などを受けられるはずもなく、賃借した面積なりの賃借料を払う必要があり、現状以上に負担を強いられることになり、負担している使用料も低額で済んでいることは、県の施設内に所在していることで大きな恩恵を受けていることになる。

また、当財団法人は、平成 29 年 3 月より毎年使用許可を受けて長期間にわたりこの場所で事業を行っているが、入居する際に公募で選ばれているわけでもなく、県の施設内に所在する積極的な理由も特段なく当財団法人のみが便宜を受けている状況と考える。

#### 使用料の内訳

(単位：円)

場所	区分	面積	算定使用料	免除額	使用料
研修館	建物	204.05 m <sup>2</sup>	345,408	160,270	185,138
	土地	190.69 m <sup>2</sup>	113,382	52,610	60,772
		計	458,790	212,880	245,910
研修館予備室	建物	19.44 m <sup>2</sup>	32,713	15,179	17,534
		合計	491,503	228,059	263,444

#### (改善策)

当財団法人に対する土地、建物の使用許可は、徴収している使用料が民間の一般的な賃貸物件と比較して非常に低額であり、県の入札に参加する当財団法人に有利に働き、入札における公平な競争を阻害することから、使用許可を見直すべきである。また、行政財産の目的外使用を許可する場合には、使用する事業者を特定するのではなく公募等により幅広く使用者を募るべきである。そして、長期間の使用を認めるのであれば、使用許可の場所について行政財産から普通財産への変更を検討して、入札において貸付料を決定することにより

使用料(賃貸料)の増額を図り、県有財産を有効活用することが望まれる。

行政財産の使用許可とは元々限定列挙された目的の範囲内においてなされるべきであつて、営利行為を目的とした団体への使用許可は一時的なものであるべきであることから、当該団体が今後も継続的に使用するのであれば普通財産への種別替えを検討すべきである。